



議案番号	件名	頁	摘要
98	令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）	301	
99	令和3年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	317	
100	令和3年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	333	
101	令和3年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第2号）	353	
102	令和3年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）	369	
103	令和3年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）	383	
104	令和3年度豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）	397	
105	令和3年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第1号）	409	
106	令和2年度豊岡市一般会計歳入歳出決算の認定について	421	
107	令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	423	
108	令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について	425	
109	令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	427	
110	令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	429	
111	令和2年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について	431	
112	令和2年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について	433	
113	令和2年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	435	
114	令和2年度豊岡市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	437	
115	令和2年度豊岡市水道事業会計決算の認定について	439	
116	令和2年度豊岡市下水道事業会計決算の認定について	441	
	（主要な施策の成果を説明する書類）一般会計・特別会計		106～114号議案関係
	（監査委員の意見書）一般会計・特別会計		106～114号議案関係
	（監査委員の意見書）公営企業会計		115～116号議案関係
	（決算書）一般会計・特別会計		別冊 106～114号議案関係
	（決算書）公営企業会計		別冊 115～116号議案関係
追加予定	副市長の選任につき同意を求めることについて		
〃	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて		

報告第14号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第9号）



専決第 14 号

## 令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年度豊岡市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,106,987 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 8 月 6 日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		16,630,000	20,000	16,650,000
	1. 地方交付税	16,630,000	20,000	16,650,000
16. 国庫支出金		5,415,848	17,000	5,432,848
	2. 国庫補助金	2,725,228	17,000	2,742,228
歳入合計		49,069,987	37,000	49,106,987

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民 生 費		13,153,208	37,000	13,190,208
	3. 児 童 福 祉 費	5,086,510	37,000	5,123,510
歳 出	合 計	49,069,987	37,000	49,106,987



令和 3 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計  
補 正 予 算 ( 第 9 号 ) に 関 する 説 明 書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税	16,630,000	20,000	16,650,000
16. 国庫支出金	5,415,848	17,000	5,432,848
歳入合計	49,069,987	37,000	49,106,987



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3. 民生費	13,153,208	37,000	13,190,208
歳出合計	49,069,987	37,000	49,106,987

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
17,000			20,000
17,000	0	0	20,000

2. 歳 入

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地 方 交 付 税	16,630,000	20,000	16,650,000
計	16,630,000	20,000	16,650,000

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民 生 費 国 庫 補 助 金	1,301,364	17,000	1,318,364
計	2,725,228	17,000	2,742,228

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 地 方 交 付 税	20,000	普通交付税	20,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3. 児 童 福 祉 費 補 助 金	17,000	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	17,000

## 3 歳 出

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 児童福祉総務費	1,777,047	37,000	1,814,047	17,000			20,000
計	5,086,510	37,000	5,123,510	17,000			20,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び 交付金	37,000	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費 【社会福 祉課・こども教育課】 37,000 交付金 37,000 子育て世帯生活支援特別給付金 37,000



## 報告第 15 号

### 令和 2 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の 報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 2 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

#### 記

#### 1 健全化判断比率

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.92)	— (16.92)	13.8 (25.0)	69.3 (350.0)

(注) ( ) 書きは、法第 2 条第 5 号に規定する早期健全化基準で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 7 条に定める数値である。

#### 2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
太陽光発電事業特別会計	—	111,069 千円
水道事業会計	—	1,591,978 千円
下水道事業会計	—	1,686,518 千円

(注) 備考欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号及び第 3 号の規定による事業の規模を表す。



令和 2 年 度

豊岡市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

豊岡市監査委員



令和3年8月26日

豊岡市長 関 貫 久仁郎 様

豊岡市監査委員 羽 尻 知 充  
豊岡市監査委員 中 嶋 英 樹  
豊岡市監査委員 松 井 正 志

令和2年度決算に係る健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、次のとおりその意見を提出します。



## 令和2年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の概要

#### 1 審査の対象

令和2年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

#### 2 審査の方法

審査に付された令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するため、算定の基礎となる事項を記載した書類、歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員から説明を受けるとともに、質疑の方法も併用した。

#### 3 審査の期間

2021年7月19日から8月17日

### 第2 審査の結果及び意見

#### 1 審査の結果

審査に付された令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

##### (1) 健全化判断比率

（単位：％、ポイント）

	令和2年度	令和元年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.92	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.92	30.00
実質公債費比率	13.8	13.3	0.5	25.0	35.0
将来負担比率	69.3	74.5	△5.2	350.0	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため、「—」と記載している。

##### (2) 資金不足比率

（単位：％）

	令和2年度	令和元年度	増減	経営健全化基準
太陽光発電事業特別会計	—	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	20.0

(注) 資金不足比率については、資金不足額を生じていないため、「—」と記載している。

## 2 総括

### (1) 今回の算定結果について

#### ア 実質赤字比率

令和2年度の実質赤字比率は、一般会計等では12億1,006万4千円の黒字となっており、実質赤字額は生じていない。

なお、一般会計では、財政調整基金から4億2,815万5千円、市債管理基金から2億7,697万円、地域振興基金から4億5,604万円、公共施設整備基金から1億8,222万5千円それぞれ繰入れを行っている。

#### イ 連結実質赤字比率

令和2年度の連結実質赤字比率は、市全体（管理会財産区特別会計を除く）の会計で71億1,661万円の黒字となっており、連結実質赤字額は生じていない。

#### ウ 実質公債費比率

令和2年度の実質公債費比率は13.8%で、前年度数値から0.5ポイント増加（悪化）した。

#### エ 将来負担比率

令和2年度の将来負担比率は69.3で、前年度数値から5.2ポイント改善した。

#### オ 資金不足比率

公営企業会計における令和2年度の資金不足比率は、いずれの会計も資金不足額が生じていないため算定されない。

### (2) 意見

令和2年度決算に係る健全化判断比率のうち実質公債費比率は、前年度数値から悪化し、将来負担比率は、改善した。いずれの数値も早期健全化基準（実質公債費比率25.0%、将来負担比率350.0%）を下回っている。

公営企業会計においては、いずれの会計も資金不足額が生じていないため、良好な状態にあると認められる。

市全体の市債の現在高は確実に減少しているが、類似団体と比較すると依然として高水準で推移している。

こうした中、普通交付税の合併算定替が2020年度で終了となり減額の見通しであること、新型コロナウイルス感染拡大による市税への影響は、2020年度から21年度にかけて減収の見込みであることから、今後ますます厳しい財政状況となるのは明白となっている。

「豊岡市長期財政見通し」により明らかになった間近に迫る「財政の危機」に備え、この危機を乗り越えるため、2019年12月に策定した第4次行財政改革を着実に進め、行政サービスを持続的に提供可能な財務体質を目指すことが望まれる。

今後とも行財政改革を進め、既存事業の見直し、市債残高の着実な縮減、公営企業及び関係する団体の公債費負担の軽減など、引き続き財政健全化に向けた取組に努められたい。

# 審 査 資 料

## 凡 例

- 1 文中に用いる金額は、千円単位で表示している。
- 2 文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。  
「－」「」……皆無又は該当数値なし  
「0」……該当数値はあるが、単位未満のもの
- 4 各表中、負の値となるものは、値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は特段の定めのある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めによる。

# 1 審査の対象会計

各比率の対象となる会計は、次表のとおりである。

本市会計等に係る各指標の適用範囲		
健全化法	豊岡市の会計等区分	各指標の適用範囲
一般会計等	<input type="radio"/> 一般会計 <input type="radio"/> 診療所事業特別会計 <input type="radio"/> 霊苑事業特別会計	 
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	<input type="radio"/> 国民健康保険事業特別会計(事業勘定) <input type="radio"/> 国民健康保険事業特別会計(直診勘定) <input type="radio"/> 後期高齢者医療事業特別会計 <input type="radio"/> 介護保険事業特別会計	
公営企業会計	<b>【法適用企業】</b> <input type="radio"/> 水道事業会計 <input type="radio"/> 下水道事業会計 <b>【法非適用企業】</b> <input type="radio"/> 太陽光発電事業特別会計	 
一部事務組合・広域連合	<input type="radio"/> 公立豊岡病院組合 <input type="radio"/> 北但行政事務組合、但馬広域行政事務組合 <input type="radio"/> 兵庫県市町村職員退職手当組合 <input type="radio"/> 兵庫県市町交通災害共済組合 <input type="radio"/> 兵庫県後期高齢者医療広域連合	 
地方独立行政法人・地方三公社・第三セクター等	<input type="radio"/> 豊岡市土地開発公社(債務保証) <input type="radio"/> 兵庫県信用保証協会(損失補償)	

(注) 1 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定する。  
 2 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する企業をいう。  
 法非適用企業とは、地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。  
 3 管理会財産区特別会計は、上記指標の対象外である。

## 2 健全化判断比率等の状況(総括表)

### (1) 健全化判断比率

当該年度の健全化判断比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

(単位:%、ポイント)

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担比率
比 率	令和2年度	△ 4.36	△ 25.65	13.8	69.3
	令和元年度	△ 4.59	△ 24.82	13.3	74.5
	対前年度増減	0.23	△ 0.83	0.5	△ 5.2
早期健全化基準		11.92	16.92	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び連結実質赤字がないため、△表示となっている。

### (2) 資金不足比率

当該年度の資金不足比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

(単位:%)

会計名	比 率			経営健全化 基 準
	令和2年度	令和元年度	対前年度増減	
太陽光発電事業特別会計	△ 11.92	△ 5.46	△ 6.46	20.00
水道事業会計	△ 210.10	△ 196.25	△ 13.85	
下水道事業会計	△ 113.06	△ 87.85	△ 25.21	

(注) 資金不足が生じていないため、比率が△表示となっている。

### 3 健全化判断比率について

#### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、豊岡市の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、普通交付税の算定を行う際に算出される。)に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

#### ① 一般会計等の実質赤字額

(単位:千円)

区 分	一般会計	診療所事業特別会計	霊苑事業特別会計
歳 入 総 額 ①	59,340,221	308,987	18,493
歳 出 総 額 ②	57,640,694	271,068	15,045
歳入歳出差引額 ③=①-②	1,699,527	37,919	3,448
翌年度に繰り越すべき財源 ④	530,830	0	0
実 質 収 支 額 ③-④	1,168,697 ア	37,919 イ	3,448 ウ

(注) 歳入総額及び歳出総額については、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額である。

実質赤字額 (ア+イ+ウ) = △ 1,210,064 千円 A

標準財政規模 27,738,050 千円 B

$$(A/B) \times 100 = \frac{\triangle 1,210,064 \text{ 千円}}{27,738,050 \text{ 千円}} = \triangle 4.36 \%$$

**実質赤字比率**

—

(注) 実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

<標準財政規模>

(単位:千円、%)

項目	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
標準税収入額等	11,869,124	11,460,640	408,484	3.6
普通交付税額	14,908,413	15,071,335	△ 162,922	△ 1.1
臨時財政対策債発行可能額	960,513	1,025,020	△ 64,507	△ 6.3
合 計	27,738,050	27,556,995	181,055	0.7

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、豊岡市の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、豊岡市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

会 計 名		実 質 収 支 額			
		令和2年度	令和元年度	対前年度増減	
一般会計等	一 般 会 計	1,168,697	1,239,982	△ 71,285	
	一般会計等に属する特別会計	診療所事業特別会計	37,919	16,699	21,220
		霊苑事業特別会計	3,448	10,185	△ 6,737
	小 計 A	1,210,064	1,266,866	△ 56,802	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	116,950	99,597	17,353	
	国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	7,420	4,270	3,150	
	後期高齢者医療事業特別会計	28,465	26,712	1,753	
	介護保険事業特別会計	488,778	438,824	49,954	
	小 計 B	641,613	569,403	72,210	
公営企業会計	法適用	水道事業会計	3,344,804	3,253,975	90,829
		下水道事業会計	1,906,881	1,531,518	375,363
		農業共済事業特別会計		213,283	△ 213,283
	法非適用	太陽光発電事業特別会計	13,248	5,486	7,762
	小 計 C	5,264,933	5,004,262	260,671	
合 計 (D=A+B+C)		7,116,610	6,840,531	276,079	
標 準 財 政 規 模 E		27,738,050	27,556,995	181,055	

(注) 公営企業会計では、実質収支額を資金不足額又は剰余額と読み替える。

$$\text{連結実質赤字額(D)} = \boxed{\Delta 7,116,610 \text{ 千円}}$$

$$(D/E) \times 100 = \frac{\Delta 7,116,610 \text{ 千円}}{27,738,050 \text{ 千円}} = \boxed{\Delta 25.65 \%}$$

連結実質  
赤字比率

—

(注) 実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

(参考)

表1 令和2年度一般会計及び特別会計の決算額

(単位:千円)

会計名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り越 すべき財源 (3)	実質収支額 (1) - (2) - (3)
一般会計	59,340,221	57,640,694	530,830	1,168,697
診療所事業特別会計	308,987	271,068	0	37,919
霊苑事業特別会計	18,493	15,045	0	3,448
一般会計等の計	59,667,701	57,926,807	530,830	1,210,064
国民健康保険事業特別会計 (事業勘定)	8,643,584	8,526,634	0	116,950
国民健康保険事業特別会計 (直診勘定)	86,136	78,716	0	7,420
後期高齢者医療事業 特別会計	1,317,481	1,289,016	0	28,465
介護保険事業特別会計	10,325,180	9,836,402	0	488,778
特別会計の計	20,372,381	19,730,768	0	641,613

表2 公営企業会計別資金不足額(剰余額)

(単位:千円)

会計名		流動資産等 (1)	算入地方債 (2)	流動負債等 (3)	解消可能資金 不足額(4)	資金剰余金 (1) - (2) - (3) + (4)
法 適 用	水道事業会計	3,619,873		275,069		3,344,804
	下水道事業会計	3,047,255		1,140,374		1,906,881
	小計	6,667,128		1,415,443		5,251,685

(単位:千円)

会計名		歳入額 (1)	繰越明許費等一 未収入特定財源(2)	歳出額 (3)	解消可能資金 不足額(4)	資金剰余金 (1) - (2) - (3) + (4)
法 非 適 用	太陽光発電事業特別会計	116,626		103,378		13,248
	小計	116,626		103,378		13,248
合計		6,783,754		1,518,821		5,264,933

(注) 「流動資産等」は、流動資産から控除財源を引き、貸倒引当金を加えた額である。

「流動負債等」は、流動負債から控除企業債、控除引当金を差し引いた額である。

### (3)実質公債費比率

実質公債費比率とは、豊岡市が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3か年の平均値を用いる。

<算定式>

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

- A : 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)  
 B : 地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)  
 C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源  
 D : 元利償還金又は準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入(準)公債費の額)  
 E : 標準的な規模の収入の額(標準財政規模)

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
A 地方債の元利償還金(=a1-a2-a3)	6,538,731	6,401,863	6,407,527
一般会計等に係る公債費 a1	6,727,231	6,636,320	6,647,527
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額 a2	8,500	24,457	
満期一括償還地方債の元金償還額 a3	180,000	210,000	240,000
B 地方債の準元利償還金(=b1+b2+b3+b4+b5)	3,736,230	3,809,103	3,933,770
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額 b1	20,000	30,000	40,000
公営企業債の償還財源に充てられたと認められる繰入金 b2	2,808,125	2,864,364	2,944,707
下水道事業特別会計	2,555,980	2,604,294	2,730,724
水道事業特別会計	252,020	259,993	213,914
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	125	77	69
宅地事業特別会計			
一部事務組合等の地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 b3	908,105	914,739	949,063
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(社会福祉法人施設建設借入金) b4			
一時借入金利子(繰替運用を除く。) b5			
C 地方債償還に充当される特定財源(=c1+c2+c3+c4+c5)	117,992	132,952	147,270
国県等からの利子補給 c1			
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金 c2	904	958	3,193
公営住宅使用料 c3	116,520	131,145	143,520
都市計画税充当額 c4	568	849	557
その他特定財源(湯島財産区特別会計繰入金、駐車場使用料等) c5			
D 基準財政需要額算入額(=D1)	7,169,088	7,246,915	7,491,641
一般会計等公債費算入額(D1=d1+d2+d3)	7,169,088	7,246,915	7,491,641
事業費補正額 d1	1,962,824	2,132,339	2,449,240
災害復旧費等算入額 d2	4,576,873	4,447,815	4,397,654
密度補正算入額 d3	629,391	666,761	644,747
E 標準財政規模(=e1+e2+e3)	27,738,050	27,556,995	28,075,108
標準税収入額等 e1	11,869,124	11,460,640	11,452,182
普通交付税額 e2	14,908,413	15,071,335	15,273,300
臨時財政対策債発行可能額 e3	960,513	1,025,020	1,349,626

<実質公債費比率の状況>

(単位:千円)

$$\begin{array}{l} \text{令和2年度} \\ \text{(単年度)} \end{array} = \frac{(\quad 6,538,731 + \quad 3,736,230) - (\quad 117,992 + \quad 7,169,088)}{27,738,050 - 7,169,088} = \boxed{14.52616\%}$$

$$\begin{array}{l} \text{令和元年度} \\ \text{(単年度)} \end{array} = \frac{(\quad 6,401,863 + \quad 3,809,103) - (\quad 132,952 + \quad 7,246,915)}{27,556,995 - 7,246,915} = \boxed{13.93938\%}$$

$$\begin{array}{l} \text{平成30年度} \\ \text{(単年度)} \end{array} = \frac{(\quad 6,407,527 + \quad 3,933,770) - (\quad 147,270 + \quad 7,491,641)}{28,075,108 - 7,491,641} = \boxed{13.12892\%}$$

(注) 単年度実質公債費比率は、小数点以下第6位を四捨五入している。

**実質公債費比率  
(3か年平均)**

**13.8 %**

(注) 実質公債費比率は、小数点以下第2位を切り捨てしている。

<実質公債費比率の推移>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
15.5%	12.6%	11.8%	11.9%	12.3%	13.3%	<b>13.8%</b>

(注) 直近3か年の平均

【参考】 類似団体等との比較(令和元年度決算)

総務省令和元年度財政状況資料に基づく。

区 分	実質公債費比率
兵 庫 県 平 均	6.3%
兵 庫 県 内 都 市 平 均	6.1%
兵庫県内類似団体(注)(芦屋市)	11.0%

(注) 人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方債残高に加え、土地開発公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、豊岡市の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

- A : 将来負担額  
 B : 充当可能基金額(地方債償還額等に充てることができる基金)  
 C : 充当可能特定財源見込額(地方債償還額等に充てることができる特定財源)  
 D : 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額  
 E : 標準財政規模 ( 27,738,050 千円 )  
 F : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ( 7,169,088 千円 )

(注) 実質公債費比率算定で用いたD基準財政需要額算入額の数値

(単位:千円)

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度	
A	将来負担額(A1+A2+A3+A4+A5+A6+A7)	104,106,675	107,977,008	111,871,892	
	当該年度末一般会計等地方債現在高(=a1+a2+a3)	A1	49,040,733	51,997,874	54,742,335
	一般会計	a1	48,966,559	51,925,389	54,669,846
	診療所事業特別会計	a2	74,174	72,485	72,489
	霊苑事業特別会計	a3			
	債務負担行為に基づく支出予定額(=a4+a5)	A2		111,127	111,127
	土地開発公社依頼土地買戻し	a4		111,127	111,127
	社会福祉法人の施設建設に係るもの	a5			
	公営企業債等繰入見込額(=a6+a7+a8+a9)	A3	38,596,029	38,424,253	38,844,790
	水道事業会計	a6	2,507,200	2,515,780	2,754,983
	下水道事業会計	a7	36,088,151	35,907,783	36,089,314
	国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	a8	678	690	493
	宅地事業特別会計	a9			
	組合等の地方債の元金償還に充てる本市負担見込額(=a10)	A4	10,371,032	11,322,750	12,059,712
	公立豊岡病院組合	a10	10,371,032	11,322,750	12,059,712
	退職手当負担見込額(=a11+a12+a13)	A5	6,098,881	6,121,004	6,113,928
	一般職退職手当支給予定額	a11	5,994,236	5,850,740	5,844,824
	特別職退職手当支給予定額	a12	32,868	27,274	17,696
	退職手当組合積立不足額	a13	71,777	242,990	251,408
	設立法人の負担額等に係る一般会計等の負担見込額(=a14+a15+a16)	A6			
	土地開発公社	a14			
	第三セクター	a15			
	その他の債務補償債務等(兵庫県信用保証協会)	a16			
	連結実質赤字額(=a17+a18+a19)	A7			
	市会計	a17			
	公立豊岡病院組合	a18			
	北但行政事務組合他5団体	a19			

(注) 北但行政事務組合他5団体とは、但馬広域行政事務組合、兵庫県市町村職員退職手当組合、兵庫県市町交通災害共済組合、兵庫県後期高齢者医療広域連合(一般会計・特別会計)である。

(単位:千円)

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度		
B 充当可能基金額(=b1~b13合計額)		18,547,358	18,471,097	18,835,745		
B	財政調整基金	b1	5,330,614	5,003,260	5,275,106	
	市債管理基金	b2	1,852,014	1,923,293	2,306,479	
	福祉基金	b3	1,196,630	1,196,630	1,196,630	
	公共施設整備基金	b4	7,641,723	7,697,118	7,606,662	
	コウホリ基金	b5	38,139	42,593	50,267	
	水と土保全対策基金	b6	30,000	30,000	30,000	
	奨学基金	b7	184,154	180,032	169,846	
	植村直己顕彰基金	b8	47,048	127,043	132,537	
	被災者生活再建支援基金	b9	491,884	517,764	517,284	
	国民健康保険財政調整基金	b10	533,975	697,724	607,795	
	介護保険給付費準備基金	b11	345,915	264,731	302,233	
	土地開発基金	b12	696,258	666,373	552,912	
	その他の基金	b13	159,004	124,536	87,994	
C 充当可能特定財源見込額(=c1~c8合計額)		777,245	885,778	1,003,196		
C	国庫支出金等	c1				
	転貸債に係る償還金(住宅新築・改修資金貸付金、災害援護資金等)	c2	50,274	56,658	58,588	
	公営住宅使用料	c3	653,696	756,635	872,119	
	都市計画税	c4				
	診療所収入	c5	73,275	72,485	72,489	
	駐車場収入	c6				
	湯島財産区特別会計繰入金	c7				
	霊苑永代使用料	c8				
D (=d1~d18合計額)		70,516,184	73,487,693	76,621,300		
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	算定費目	消防費	d1			
		道路橋りょう費	d2	60,302	98,214	157,272
		港湾費	d3			
		都市計画費	d4			
		公園費	d5	627	1,480	2,787
		下水道費	d6	22,953,481	23,779,081	24,623,436
		その他の土木費	d7	415	855	1,416
		小学校費	d8	227,717	253,187	335,604
		中学校費	d9	108,767	157,130	210,927
		高等学校費	d10			
		社会福祉費	d11	1,890		
		保健衛生費	d12	6,491,412	6,805,001	7,157,089
		高齢者保健福祉費	d13			
		清掃費	d14	4,409	5,590	6,800
		農業行政費	d15	18,966	48,631	87,796
		林野水産行政費	d16	5,354	9,796	16,510
		地域振興費	d17	279,371	255,712	462,345
		公債費	d18	40,363,473	42,073,016	43,559,318
災害復旧費			300,796	315,107	177,177	
辺地対策事業債償還費			458,020	166,670	184,400	
補正予算債償還費			475,565	419,334	425,241	
地方税減収補填債償還費			131,798			
財源対策債償還費			287,111	389,537	521,426	
減税補填債償還費		145,291	200,293	272,738		
	臨時財政対策債償還費		18,093,867	18,579,413	18,943,684	

(単位:千円)

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
つ づ き	東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	4,107,768	3,788,916	3,209,286
	国土強靱化施策償還費	64,330	12,600	
	過疎対策事業償還費	2,170,372	2,222,438	2,342,206
	合併特例償還費	14,128,555	15,978,708	17,483,160
	その他の起償還費			

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
実質的な将来負担額 [A-(B+C+D)]	14,265,888	15,132,440	15,411,651
市民一人当たりの実質的な将来負担額	179	187	188

(参考) 住基人口(人) 79,906 80,942 82,037

(注) 算出に当たっては、各年度1月1日現在の住民基本台帳人口(外国人含む)を用いている。

## &lt;将来負担比率の状況&gt; (令和2年度)

(単位:千円)

$$\text{将来負担比率} = \frac{104,106,675 - (18,547,358 + 777,245 + 70,516,184)}{27,738,050 - 7,169,088} = \boxed{69.3\%}$$

(注) 将来負担比率は、小数点以下第1位を切り捨てしている。

## &lt;将来負担比率の推移&gt;

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
110.8%	112.5%	102.6%	89.4%	74.8%	74.5%	<b>69.3%</b>

## 【参考】 類似団体等との比較(令和元年度決算)

総務省令和元年度財政状況資料に基づく。

区 分	将来負担比率
兵 庫 県 平 均	41.5%
兵 庫 県 内 都 市 平 均	42.5%
兵庫県内類似団体(注) (芦屋市)	85.5%

(注) 人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

#### 4 資金不足比率について

資金不足比率とは、豊岡市の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

##### ○水道事業会計 [法適用企業]

(単位:千円、%)

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 3,344,804	△ 3,253,975	△ 3,056,989
流動負債	a	1,212,408	1,202,206	1,142,354
控除企業債等	b	937,339	893,066	826,213
控除引当金等	c			
流動資産	d	3,619,873	3,563,115	3,373,130
貸倒引当金	e			
事業の規模(営業収益の額)	B	1,591,978	1,658,054	1,691,286
A/B×100		△ 210.10	△ 196.25	△ 180.74
<b>資金不足比率</b>		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

##### ○下水道事業会計 [法適用企業]

(単位:千円、%)

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 1,906,881	△ 1,531,518	△ 1,156,022
流動負債	a	4,795,316	4,427,811	5,010,152
控除企業債等	b	3,654,942	3,567,995	3,490,023
控除引当金等	c			
流動資産	d	3,047,255	2,391,334	2,676,151
貸倒引当金	e			
事業の規模(営業収益の額)	B	1,686,518	1,743,137	1,813,914
A/B×100		△ 113.06	△ 87.85	△ 63.73
<b>資金不足比率</b>		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

##### ○太陽光発電事業特別会計 [法非適用企業]

(単位:千円、%)

区 分		令和2年度	令和元年度	平成30年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 13,248	△ 5,486	△ 3,714
歳出額	a	103,378	113,260	115,038
算入地方債	b			
歳入額	c	116,626	118,746	118,752
繰越明許費繰越額	d			
未収入特定財源	e			
事業の規模(営業収益の額)	B	111,069	100,333	112,460
A/B×100		△ 11.92	△ 5.46	△ 3.30
<b>資金不足比率</b>		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

報告第16号

放棄した債権の報告について（一般会計）

豊岡市債権の管理に関する条例（平成26年条例第51号）第13条第1項の規定により別紙のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎



債権放棄調書（都市整備部 建築住宅課）

債権の名称・種類	住宅新築資金貸付金	私債権			
債権放棄年月日	令和3年3月31日				
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する条例第13条第1項適用規定)	特記事由	人数	件数 (期数)	金額(円)	
	第1号(生活困窮)		0	0	0
	第2号(破産法)		0	0	0
	第3号(消滅時効)	破産	1	104	3,081,377
	第4号(限定承認)		0	0	0
	第5号(法的処理後)		0	0	0
	第6号(徴収停止後)		0	0	0
	合計		1	104	3,081,377



報告第 17 号

放棄した債権の報告について（水道事業会計）

豊岡市債権の管理に関する条例（平成 26 年条例第 51 号）第 13 条第 1 項の規定により別紙のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎



債権放棄調書（上下水道部 水道課）

債権の名称・種類	水道料金		私債権	
債権放棄年月日	令和3年3月31日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する条例第13条第1項適用規定)	特記事由	水栓数 (人数)	件数 (期数)	金額(円)
第1号(生活困窮)		0	0	0
第2号(破産法)		0	0	0
第3号(消滅時効)	※行方不明	19	98	107,693
	※死亡	17	80	82,428
	※破産	10	37	300,327
	※倒産	1	3	13,355
	※転出	27	93	126,598
第4号(限定承認)		0	0	0
第5号(法的処理後)		0	0	0
第6号(徴収停止後)		0	0	0
合計		74	311	630,401



## 第79号議案

### 豊岡市過疎地域持続的発展計画の策定について

豊岡市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（理由）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、豊岡市過疎地域持続的発展計画を策定するため。



# 豊岡市過疎地域持続的発展計画

(2021 (令和3) ~2025 (令和7) 年度)

(案)

2021 (令和3) 年

兵庫県豊岡市

## 目 次

- 1 基本的な事項
  - (1) 市（区域）の概況
  - (2) 人口及び産業の推移と動向
  - (3) 行財政の状況
  - (4) 地域の持続的発展の基本方針
  - (5) 地域の持続的発展のための基本目標
  - (6) 計画の達成状況の評価に関する事項
  - (7) 計画期間
  - (8) 公共施設等総合管理計画等との整合
- 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
  - (1) 現況と問題点
  - (2) その対策
  - (3) 計画
  - (4) 公共施設等総合管理計画等との整合
- 3 産業の振興
  - (1) 現況と問題点
  - (2) その対策
  - (3) 計画
  - (4) 産業振興促進事項
  - (5) 公共施設等総合管理計画等との整合
- 4 地域における情報化
  - (1) 現況と問題点
  - (2) その対策
  - (3) 計画
  - (4) 公共施設等総合管理計画等との整合
- 5 交通施設の整備、交通手段の確保
  - (1) 現況と問題点
  - (2) その対策
  - (3) 計画
  - (4) 公共施設等総合管理計画等との整合
- 6 生活環境の整備
  - (1) 現況と問題点
  - (2) その対策
  - (3) 計画
  - (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 8 医療の確保

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 9 教育の振興

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 10 集落の整備

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 11 地域文化の振興等

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 12 再生可能エネルギーの利用促進

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策
- (3) 計画
- (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- (1) 現況と問題点
- (2) その対策

### (別表) 過疎地域持続的発展特別事業分

- 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 2 産業の振興
- 3 地域における情報化

- 4 交通施設の整備、交通手段の確保
- 5 生活環境の整備
- 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- 7 医療の確保
- 8 教育の振興
- 9 集落の整備
- 10 地域文化の振興等

# 1 基本的な事項

## (1) 市（区域）の概況

### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は兵庫県の北東部に位置し、北は日本海、東は京都府に接し、兵庫県庁から約 100km の位置にある。

市域は東西 40km、南北 30km にわたり、総面積は 697.55 km<sup>2</sup>で兵庫県全体の 8.3% を占めている。市域の約 8 割を森林が占め、中央部に円山川が流れている。海岸部は山陰海岸国立公園、山岳部は氷ノ山後山那岐山国定公園に指定され、多彩な四季を織りなす自然環境に恵まれている。また、本市を含む京都府京丹後市から鳥取県鳥取市までの「山陰海岸ジオパーク」が世界ジオパークネットワークへの加盟を認定され、さらに、「円山川下流域・周辺水田」の約 1,094ha が世界的に重要な湿地として、ラムサール条約に登録されている。

気候は日本海型気候に属し、多雨・多湿で一年を通じて寒暖の差が比較的大きい。冬期は北西の季節風が日本海から吹き、降雨や降雪の日が多くなる傾向がある。

本市では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 3 条の規定により、市の北西部で日本海に面した竹野地域（旧竹野町区域）とその東に隣接する城崎地域（旧城崎町区域）、及び市の南東部に位置し、京丹後市、与謝野町及び福知山市と隣接する但東地域（旧但東町区域）が過疎地域として指定されている。

旧城崎町は 1895（明治 28）年に町制を施行、1955（昭和 30）年に城崎町と内川村が合併し、旧城崎町となった。

旧竹野町は 1955（昭和 30）年に竹野村、中竹野村、奥竹野村、三椒村が合併し、竹野村となった後、1957（昭和 32）年に町制を施行し旧竹野町となった。

旧但東町は 1956（昭和 31）年に合橋村、高橋村、資母村が合併し旧但東町となった。

そして、2005（平成 17）年 4 月 1 日に旧豊岡市、旧城崎町、旧竹野町、旧日高町、旧出石町、旧但東町の 1 市 5 町が合併して豊岡市が発足した。

城崎地域は面積 31.19 km<sup>2</sup>で、三方を山に囲まれ、中央を円山川が貫流し、谷合と河畔に集落が点在している。また地域の約 45% が山陰海岸国立公園に指定されている。本地域には約 1,400 年の歴史を持つ全国的に有名な城崎温泉がある。交通アクセスとしては、コウノトリ但馬空港の開港や JR 山陰本線の電化など徐々に条件が整備されつつあるが、さらに北近畿豊岡自動車の整備や JR 山陰本線の複線化など交通基盤整備の遅れを解消することが課題である。

竹野地域は面積 102.77 km<sup>2</sup>で、三方を山に囲まれ、北は日本海に面している。海岸部は山陰海岸国立公園に指定され、風光明媚な海岸線を有し、日本の渚百選と快水浴場百選に選定されている山陰随一の竹野浜海水浴場には、シーズン中、多くの観光客が訪れる。本地域は、農業、漁業など第 1 次産業が基幹産業であったが、高

度経済成長とともに第2次、第3次産業の比率が高くなってきた。従来、観光産業を振興してきたことから民宿など関連産業も盛んであったが、ニーズの変化により四季型観光への移行に向けた施設整備やアクセス道路の改善が求められる。

但東地域は面積 161.93 km<sup>2</sup>で豊岡市の南東部に位置し、三方を京都府に囲まれ、山林が全体の約 88%を占め、集落は河川沿いに点在している。本地域は古くから絹織物の流通関係から京都文化の影響を受け、絹織物が産業として発展してきたが、生活様式の変化や輸入拡大等により衰退している。このため、都市と農村との交流活動を活発に展開するとともに各種の交流施設整備を進めてきている。

## イ 過疎の状況

本市の人口は 1980（昭和 55）年の 96,448 人をピークに年々減少し、2015（平成 27）年の国勢調査では 82,250 人と 14.7%の減となっている。

過疎地域の人口動向は、城崎地域では 1965（昭和 40）年をピークに、竹野地域と但東地域では 1920（大正 9）年の国勢調査以来、人口減少の一途をたどっており、その要因として若年層の転出超過や、さらに近年は晩婚化や未婚化による出生数の低下が大きな要因と考えられる。一方で、高齢化率は 1985（昭和 60）年頃から急速に高まり、2015（平成 27）年では 39.8%となり、約 2.5 人に 1 人が高齢者となっている。県平均の 27.1%、全国平均の 26.6%と比較しても著しく高齢化が進んでおり、今後も進行するものと見込まれる状況にある。

このような中、旧城崎町、旧竹野町、旧但東町は、これまで過疎地域の指定を受け、それぞれ各種振興策を講じてきた。2005（平成 17）年 4 月の市町合併以降も、旧 3 町は一部過疎地域として、2000（平成 12）年の過疎地域自立促進特別措置法による支援を活用し、観光や農林業などの産業基盤整備、道路や橋りょう、水道などの生活基盤整備、情報基盤整備、医療や消防など安全・安心のための環境整備、地域づくり活動への支援など、地域住民の生活基盤の充実を図ってきた。

しかし、依然として人口減少に歯止めはかかっておらず、若者の流出が続くなど過疎地域の持続的発展には厳しい局面が続いている。

2015（平成 27）年に「豊岡市地方創生総合戦略」を策定し、人口減少のスピードを極力和らげるとともに、人口減少化にあっても地域活力を維持できる施策を展開している。

## ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、上位計画における位置づけ等に配慮した社会経済的発展方向の概要

3 地域における産業構造は 1960（昭和 35）年には第 1 次産業 55.6%、第 2 次産業 13.7%、第 3 次産業 30.7%であったが、高度経済成長により専業農家が第 2 種兼業農家に移行し、併せて農業従事者の高齢化と後継者・担い手不足等により年々第 1 次産業の割合が減少し、2015（平成 27）年には第 1 次産業 9.5%、第 2 次産業

24.5%、第3次産業 64.4%となっている。このような産業構造の変化は今後も続くものと推測されるが、過疎地域の特性である農林水産資源を生かすことが、地域の振興に不可欠であり、第1次産業の維持が大きな課題となっている。

本市過疎地域持続的発展計画の上位計画である「豊岡市基本構想」は、2017（平成 29）年度に策定した。めざすまちの将来像を『小さな世界都市-Local & Global City-』とし、「人口規模は小さくても、ローカルであること、地域固有であることを通じて世界の人々から尊敬され、尊重されるまち」を目指している。

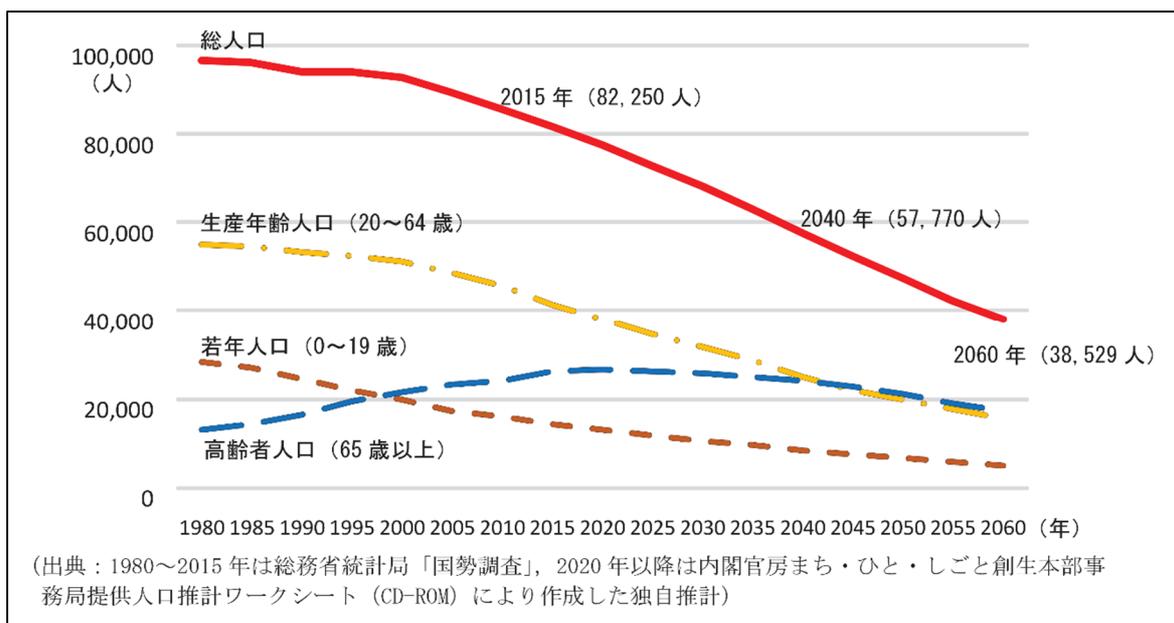
## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

日本が高度経済成長に入った 1960（昭和 35）年の 3 地域の人口構造は、高齢者比率 9.3%、若年者比率 19.9%であったが、2015（平成 27）年の国勢調査では高齢者比率は 39.8%となり、若年者比率は 10.3%と大きく逆転した。

2015（平成 27）年に策定し、2020（令和 2）年 2 月に 2015（平成 27）年の国勢調査を反映させた「豊岡市人口ビジョン」では、3 地域を含む本市の人口は今後減少のペースを加速し、2015（平成 27）年に 82,250 人であったものが 2040（令和 22）年には 57,770 人になると推計している。その減少率はとりわけ 0 歳から 19 歳の若年人口で大きく、人口減少は今後さらなる少子化・高齢化を伴いながら進み、2040（令和 22）年には 1 人の高齢者を生産年齢人口 1.0 人で支える人口年齢構造になると予測している。

図 1 人口の推移と見通し



出典：豊岡市人口ビジョン

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

〈過疎地域計〉

区分	1960年 (昭和35年)		1965年 (昭和40年)		1970年 (昭和45年)		1975年 (昭和50年)		1980年 (昭和55年)	
	実数 (人)	増減率 (%)								
総数	22,761	—	21,401	-6.0	19,811	-7.4	19,157	-3.3	18,446	-3.7
0歳～14歳	7,350	—	6,049	-17.7	4,838	-20.0	4,262	-11.9	3,777	-11.4
15歳～64歳	13,290	—	13,133	-1.2	12,609	-4.0	12,308	-2.4	11,704	-4.9
うち15歳～29歳 (a)	4,527	—	4,002	-11.6	3,648	-8.8	3,488	-4.4	2,961	-15.1
65歳以上 (b)	2,121	—	2,174	2.5	2,364	8.7	2,613	10.5	2,965	13.5
(a)／総数 若年者比率	19.9%	—	18.7%	—	18.4%	—	18.2%	—	16.1%	—
(b)／総数 高齢者比率	9.3%	—	10.2%	—	11.9%	—	13.6%	—	16.1%	—

区分	1985年 (昭和60年)		1990年 (平成2年)		1995年 (平成7年)		2000年 (平成12年)		2005年 (平成17年)	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	17,845	-3.3	17,096	-4.2	16,534	-3.3	15,827	-4.3	14,690	-7.2
0歳～14歳	3,535	-6.4	3,124	-11.6	2,762	-11.6	2,352	-14.8	1,872	-20.4
15歳～64歳	11,097	-5.2	10,339	-6.8	9,673	-6.4	8,863	-8.4	8,122	-8.4
うち15歳～29歳 (a)	2,529	-14.6	2,278	-9.9	2,171	-4.7	2,054	-5.4	1,768	-13.9
65歳以上 (b)	3,150	6.2	3,633	15.3	4,099	12.8	4,612	12.5	4,696	1.8
(a)／総数 若年者比率	14.2%	—	13.3%	—	13.1%	—	13.0%	—	12.0%	—
(b)／総数 高齢者比率	17.7%	—	21.3%	—	24.8%	—	29.1%	—	32.0%	—

区分	2010年 (平成22年)		2015年 (平成27年)	
	実数 (人)	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	13,493	-8.1	12,270	-9.1
0歳～14歳	1,503	-19.7	1,198	-20.3
15歳～64歳	7,212	-11.2	6,180	-14.3
うち15歳～29歳 (a)	1,505	-14.9	1,264	-16.0
65歳以上 (b)	4,777	1.7	4,880	2.2
(a)／総数 若年者比率	11.2%	—	10.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	35.4%	—	39.8%	—

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計が総数と一致しない場合がある。

表 1-1 (2) 人口の推移 (国勢調査)

〈豊岡市計〉

区分	1960年 (昭和 35 年)		1965年 (昭和 40 年)		1970年 (昭和 45 年)		1975年 (昭和 50 年)		1980年 (昭和 55 年)	
	実数 (人)	増減率 (%)								
総数	99,572	—	96,644	-2.9	94,732	-2.0	95,687	1.0	96,448	0.8
0歳～14歳	30,598	—	25,955	-15.2	23,178	-10.7	22,768	-1.8	22,008	-3.3
15歳～64歳	60,340	—	61,410	1.8	61,439	0.0	61,259	-0.3	61,254	0.0
うち 15歳 ～29歳 (a)	22,272	—	21,264	-4.5	20,458	-3.8	19,107	-6.6	16,981	-11.1
65歳以上 (b)	8,634	—	9,234	6.9	10,115	9.5	11,686	15.5	13,186	12.8
(a)／総数 若年者比率	22.4%	—	22.0%	—	21.6%	—	20.0%	—	17.6%	—
(b)／総数 高齢者比率	8.7%	—	9.6%	—	10.7%	—	12.2%	—	13.7%	—

区分	1985年 (昭和 60 年)		1990年 (平成 2 年)		1995年 (平成 7 年)		2000年 (平成 12 年)		2005年 (平成 17 年)	
	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	96,086	-0.4	94,163	-2.0	93,859	-0.3	92,752	-1.2	89,208	-3.8
0歳～14歳	20,792	-5.5	17,947	-13.7	16,072	-10.4	14,508	-9.7	12,966	-10.6
15歳～64歳	60,788	-0.8	59,764	-1.7	58,557	-2.0	56,489	-3.5	53,177	-5.9
うち 15歳 ～29歳 (a)	15,511	-8.7	15,196	-2.0	15,342	1.0	14,718	-4.1	12,122	-17.6
65歳以上 (b)	14,443	9.5	16,444	13.9	19,230	16.9	21,714	12.9	23,059	6.2
(a)／総数 若年者比率	16.1%	—	16.1%	—	16.3%	—	15.9%	—	13.6%	—
(b)／総数 高齢者比率	15.0%	—	17.5%	—	20.5%	—	23.4%	—	25.8%	—

区分	2010年 (平成 22 年)		2015年 (平成 27 年)	
	実数 (人)	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	85,592	-4.1	82,250	-3.9
0歳～14歳	11,893	-8.3	10,620	-10.7
15歳～64歳	49,523	-6.9	45,281	-8.6
うち 15歳 ～29歳 (a)	10,409	-14.1	9,377	-9.9
65歳以上 (b)	24,144	4.7	25,983	7.6
(a)／総数 若年者比率	12.2%	—	11.4%	—
(b)／総数 高齢者比率	28.2%	—	31.6%	—

※総数に年齢不詳の数を含んでいるため、各年齢階層の合計が総数と一致しない場合がある。

## イ 産業構造

過疎地域における産業構造は、1960（昭和 35）年では第 1 次産業の就業人口比率が 55.6%、第 2 次産業は 13.7%、第 3 次産業は 30.7%となっていた。1975（昭和 50）年には第 2 次産業就業人口比率が第 1 次産業就業人口比率に迫り、1980（昭和 55）年にその比率が逆転した。その後も第 1 次産業就業人口比率は減少を続け、2015（平成 27）年ではわずか 9.5%となっている。

一方、第 2 次産業就業人口比率は 1990（平成 2）年に 33.8%まで増加したものの、その後減少に転じ、2015（平成 27）年では 24.5%となっている。また、第 3 次産業就業人口比率は年々増加し、2015（平成 27）年では 64.4%となっており、第 3 次産業への就業構造の変化は今後も続くものと思われる。

### (3) 行財政の状況

行政に対する住民ニーズは年々増大・多様化しており、厳しい財政事情の中でそれらに対応するには財源の効率的かつ重点的な配分が求められ、常に事業の見直し等による行財政の合理化・健全化を図らなければならない。加えて、普通交付税について、2016（平成 28）年度から合併算定替による段階的縮減が始まるなど、本市では今後も厳しい財政事情が続くものと考えられるため、第 4 次行財政改革を着実に推進し、市民との共創、歳入確保の推進、歳出の効果的・効率的な実行、職員の意識・行動改革を行うなど、持続可能な行財政運営に努める必要がある。

主要公共施設等の整備水準については、2019（令和元）年度末現在の 3 地域の道路改良率は 42.1%、舗装率は 60.2%となっており、年々整備されてきたものの十分ではなく、今後は安全・安心を確保するためにも、風水害などの災害に強い道路整備に取り組む必要がある。

また、生活環境の向上に向けて展開してきた生活排水処理施設の整備は 3 地域とも概ね完了し、供用開始されている。

表 1-2 財政の状況

豊岡市

(単位：千円)

区分	2010 年度 (平成 22 年度)	2015 年度 (平成 27 年度)	2019 年度 (令和元年度)
歳入総額 A	49,156,254	51,486,510	48,713,767
一般財源	30,428,573	34,786,207	33,670,720
国庫支出金	4,850,794	4,446,739	4,971,992
都道府県支出金	2,733,674	2,954,751	3,001,709
地方債	4,610,600	6,283,700	3,629,700
うち過疎対策事業債	216,000	569,900	282,500
その他	6,532,613	3,015,113	3,439,646
歳出総額 B	48,213,160	50,398,143	47,193,905
義務的経費	22,211,627	22,099,986	21,370,259
投資的経費	6,831,021	5,581,457	6,493,297
うち普通建設事業	6,783,676	5,571,165	5,883,948
その他	19,170,512	22,716,700	19,330,349
過疎対策事業費	457,862	1,425,622	1,095,756
歳入歳出差引額 C (A-B)	943,094	1,088,367	1,519,862
翌年度へ繰り越すべき財源 D	181,174	226,874	252,996
実質収支 C-D	761,920	861,493	1,266,866
財政力指数	0.412	0.386	0.387
公債費負担比率	22.6	20.9	19.2
実質公債費比率	18.8	12.6	13.3
起債制限比率	-	-	-
経常収支比率	87.0	87.6	93.4
将来負担比率	168.7	112.5	74.5
地方債現在高	59,583,834	60,459,941	51,722,140

※上記は合併後の豊岡市全体の状況

表 1-3 (1) 主要公共施設等の整備状況

〈過疎地域〉

区分	1970 年度末 (昭和 45 年度末)	1980 年度末 (昭和 55 年度末)	1990 年度末 (平成 2 年度末)
市町村道			
改良率 (%)	9.9	21.2	37.0
舗装率 (%)	3.4	19.5	48.4
農道			
延長 (m)			
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	12.4	37.2	57.7
林道			
延長 (m)			
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	4.4	5.0	6.0
水道普及率 (%)	85.3	95.7	99.9
水洗化率 (%)			0.2
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	—	—	—

区分	2000 年度末 (平成 12 年度末)	2010 年度末 (平成 22 年度末)	2019 年度末 (令和元年度末)
市町村道			
改良率 (%)	38.3	41.1	42.1
舗装率 (%)	54.9	60.1	60.2
農道			
延長 (m)		74,710	74,710
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	68.8	—	
林道			
延長 (m)		85,037	82,554
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	6.7	—	—
水道普及率 (%)	99.7	99.9	99.9
水洗化率 (%)	28.0	89.2	92.5
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	0.4	0.0	0.0

表 1- 3 (2) 主要公共施設等の整備状況

〈豊岡市〉

区分	1970 年度末 (昭和 45 年度末)	1980 年度末 (昭和 55 年度末)	1990 年度末 (平成 2 年度末)
市町村道			
改良率 (%)			
舗装率 (%)			
農道			
延長 (m)			
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)			
林道			
延長 (m)			
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	3.0	3.4	3.7
水道普及率 (%)	85.5	90.4	93.8
水洗化率 (%)			12.9
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	8.4	9.2	9.1

区分	2000 年度末 (平成 12 年度末)	2010 年度末 (平成 22 年度末)	2019 年度末 (令和元年度末)
市町村道			
改良率 (%)	46.2	50.8	52.8
舗装率 (%)	65.1	69.5	69.7
農道			
延長 (m)		295,356	294,636
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	51.5	—	
林道			
延長 (m)		121,205	121,205
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	3.9	—	—
水道普及率 (%)	96.6	99.9	99.9
水洗化率 (%)	45.0	89.8	94.3
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	9.8	8.7	8.6

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

兵庫県が定める過疎地域持続的発展方針の理念である「一人ひとりが望む働き方や質の高い暮らしが実現できる地域づくり」及び3つの取組み方針①地域への人の流れの拡大、②地域を支える産業の振興、③安心して豊かな生活が送れる地域づくり、に基づくとともに、本市の基本構想や地方創生総合戦略に沿って取組みを推進する。

過疎対象となる3地域は、それぞれが個性と可能性を持った地域である。各地域の特性や資源、人材、地域独自の取組みを生かし、地域の主体性や独自性を保ちながら特色ある地域をさらに成長させ、持続的な発展を図る。

城崎地域では、「古より脈々とわきでる温泉、情緒豊かな街並み、ゆったりと時が流れる風景を生かし、“癒し”を感じられる地域づくり」を推進する。

木造3階建ての旅館が軒を並べ、柳並木、浴衣で行き交う人々が独特の温泉情緒を醸し出す景観を守る。さらには、日本人のみならず外国人観光客のニーズや観光スタイルを把握するために、まち全体でデータ収集を実施し、ニーズに合った環境整備など城崎ブランド向上へつながる事業を行うことで、一層の誘客を図る。

竹野地域では、「山・川・海がつながる“恵み多きふるさとの自然”を活用して人と自然が調和した地域づくり」を推進する。

山陰海岸ジオパークなどの恵まれた自然環境を生かした参加体験型・滞在型観光の促進に加えて、北前船や焼杉板の街並み景観、先人が残した書などの地域資源を有効活用し、質の高い「ローカル」にさらに磨きをかけて、地域固有のまちづくりを推進する。

但東地域では、「豊かな自然・風土に向き合い、人々が育んだ恵みを生かし、訪れる人が“癒し”を実感できる地域づくり」を推進する。

里山や農村といった日本の原風景に触れながら、温泉・宿泊施設や農家民宿を活用した交流・体験型のグリーンツーリズムを推進する。

#### (5) 地域の持続発展のための基本目標

基本目標を「人口の社会減の緩和（転入－転出）」とし、基準値△442人（2019（令和元）年）を毎年54人緩和し、年間の社会増減を△388人未満とする。

#### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の策定・変更については市ホームページで公表する。

上記(5)の基本目標は、本市の地方創生総合戦略の目標と同じであることから、地方創生戦略会議において、毎年、数値の推移や原因の分析、事業評価を行う。会議資料

も全て市ホームページで公開する。

## (7) 計画期間

本計画の期間は、2021（令和3）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までの5か年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本市の保有する公共施設は、その多くが1980（昭和50）年代後半から整備され、既に老朽化した施設も存在している。人口減少や少子化・高齢化の進行など社会状況の変化に伴い、公共施設の利用需要や担うべき役割、機能が変化している。近年の財政状況を踏まえると、これまでと同水準の施設整備への投資は継続困難となりつつある。特に合併前の旧市町時代に整備された用途・目的重複施設が多数存在するため、そのあり方の見直しが必要となっている。

このような状況を踏まえ、総合管理計画では、地域コミュニティとの連携により必要なサービスを維持・向上させる、施設の安全性を確保する、多額の財政負担を軽減させるといった、公共施設マネジメントの基本的な考え方を示している。

この考え方のもと、公共施設の管理に関する方針を次のとおり定めている。

### ア 分野横断的な視点に基づく保有量の最適化

公共施設の基礎情報、建物情報、運営状況等を把握・分析し、施設情報の見える化を図り、現状と課題に対する市民理解を促進する。その結果や地域実情を踏まえ、施設の統合や廃止、多機能化等を検討し、保有量の最適化を図っていく。

### イ 計画的な保全による長寿命化

施設管理者による日常点検を充実させ、事後保全から予防保全へ転換し、計画的な保全により施設の長寿命化を推進し、更新費用の平準化や一定期間内における更新費用の総額の削減を図っていく。

### ウ 効率的・効果的な維持管理・運営

民間が行う方が費用対効果の高い運営が期待できる施設については民間委託等を進めるとともに、予防保全を包括的に民間委託することによる効率的な維持管理のあり方を検討していく。

以上のことから、本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、「豊岡市公共施設等総合管理計画」と整合性を図るものとする。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

人口減少を緩和し、持続可能な地域とするために、Iターン者の増加と豊岡出身の若者のUターンを促す必要があり、「仕事」、「住まい」、「暮らし」等の情報を包括的に発信するとともに、様々な機会を通じて移住・定住先としての豊岡の認知や興味を広げ、本市へ訪れる行動を促していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響で、都市ではなく地方への関心が高まっており、過疎地域への移住相談が増加している。しかし、空き家は多く存在するものの、現実的にすぐに入居できる物件は少ない状況である。

#### イ 地域間交流

過疎地域の持続的発展は、定住人口の増加はもとより、交流人口の増加が大きく寄与することから、3地域ともに様々な交流活動を展開してきた。異業種・異文化との交流を進めることでユニークな発想が生まれることも期待できることから、積極的な地域間交流が望まれる。そのためには、自然環境に恵まれた農山漁村に気軽に滞在できるような受入れ態勢を整備する必要がある。

また、近年「関係人口」という概念が注目されている。本市でも関係人口は増えつつあり、地域と多様に関わる人や企業がさらに増加する取り組みが必要である。

なお、本市が中心地となる但馬定住自立圏においても、圏域を構成する3市2町で圏域内外の住民交流及び圏域への移住促進を掲げており、広域的な取り組みを進めている。

#### ウ 人材育成

2017（平成29）年4月、概ね小学校区単位を範囲とする地域コミュニティ組織が立ち上がった。この組織では、地域づくりや福祉、防災、社会教育など様々な活動が行われ、高齢者から若者まで多様な人々が活動に参加している。

しかし、リーダーを担うのは60歳以上の男性が多く、活動参加の割合も若者・女性が少ない状況であり、多様な人々の参画と将来リーダーとなりうる人材の育成が課題である。

また、人口減少が進む中で外国人住民は増えており、外国人が地域活動の担い手として活躍することが期待される。

加えて、2021（令和3）年4月、但馬で初の4年制大学である芸術文化観光専門職大学が開学した。本市の強みである観光と芸術文化を学んだ学生が、卒業後、本市に定住し、活躍できる場をつくる取り組みを進めていく必要がある。

## (2) その対策

### ア 移住・定住

- (ア) 「仕事」、「住まい」、「暮らし」等の情報を包括的に発信する。
- (イ) 移住・定住促進のための相談窓口を充実する。
- (ウ) 市営住宅を移住検討者へのお試し住宅として活用する。
- (エ) 移住希望者の来訪時や移住者の住宅改修に対して支援を行う。

### イ 地域間交流

- (ア) 地域おこし協力隊の積極的な採用と効果的な募集、定住や起業に向けた支援を行う。
- (イ) 気軽に農山漁村を体験できる施設を整備する。
- (ウ) ワークーションやテレワーク環境を整備する。
- (エ) 独身男女の出会いの機会を提供する。

### ウ 人材育成

- (ア) 地域コミュニティ組織やNPO法人、地域団体等との協働・連携を促進する。
- (イ) ジェンダーギャップ解消を推進する。
- (ウ) 多文化共生を推進する。
- (エ) 芸術文化観光専門職大学との連携を図る。

## (3) 計画

事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住促進住宅改修事業	市	但東
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	定住住宅改修補助事業（補助金） ①事業内容 移住者が空き家の改修を行う際の経費に対し補助する。 ②必要性・効果等 移住検討段階から移住に至るまでの継続した支援を行い、移住を促進する。	民間	城崎 竹野 但東
	人材育成	ジェンダーギャップ対策事業 ①事業内容 ジェンダーギャップ解消に向け、市民の理解拡大と浸透に向けた説明	市	城崎 竹野 但東

		<p>会やワークショップを行う。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>固定的な性別役割分担を前提とした仕組みや習慣が見直され、多様な人々が活躍することで持続可能な地域となる。</p>		
		<p>多文化共生推進事業</p> <p>①事業内容</p> <p>外国人市民が、コミュニティの一員として活躍できる環境を整備する。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>人口減少が進む過疎地域において、近年増加傾向にある外国人市民の存在は大きい。多様な人々が活躍することで持続可能な地域となる。</p>	市	城崎 竹野 但東

**(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

「豊岡市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本の方針は定めていないが、記載された施設等の整備にあたっては総合管理計画及び「豊岡市公共施設個別施設計画」との整合性を図る。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農業

3地域の経営耕地面積は586haで、1農家当たりの平均耕作面積は56aと零細であり、水稻を中心に野菜、果樹等が経営されてきた。1965（昭和40）年以降、兼業農家への移行や離農などが進み、耕作放棄地や荒廃地が多く見受けられるようになった。また、農業従事者の高齢化と後継者不足がますます農業の衰退に拍車をかけている。このような状況を解決するため、ほ場整備が進められてきたが、農地の集積はなかなか進まず、農機具の過剰投資などが収益性を阻害しており、さらに野生動物による農作物被害の増大により、一層厳しい状況に追い込まれている。

今後の農業の振興を図るためには、ほ場整備や用排水路等の基盤整備を行い、主には農地中間管理事業による担い手農家への農地の集積、生産コスト低減に向けた集落営農組織の育成、若手農家等による農業後継者の育成に対する対策を講じなければならない。

##### イ 林業

3地域の林野面積は24,537haで、うち人工林面積は11,780haであり、48%を占めている。人工林は杉、檜が主体で除伐、間伐の時期であり、良質材生産のために健全な森林施業管理が必要である。森林施業の共同化・機械化導入には、林道や作業道等の基盤整備が急務である。

##### ウ 水産業

3地域のうち、竹野地域において日本海沿いの漁村で漁業が営まれてきた。かつては沖合漁業も行われてきたが、消費者の魚離れによる魚価の下落や地球温暖化による漁獲量の減少等から漁業経営は圧迫され、併せて漁業従事者の高齢化、後継者不足などの問題を抱えている。

このような中で漁業の活性化を図るため、磯焼けした藻場の回復、漁港施設整備などを進める。さらに、限られた水産資源を有効に活用できるよう、栽培漁業の推進や漁場の清掃などの漁場環境の整備が必要である。また、インターネットを活用した直販システムの確立や観光との連携など、水産物の付加価値を高める工夫も必要である。

##### エ 商業・サービス業・情報通信産業

城崎地域では商業地としての集積が見られ、温泉観光地として観光客に対するサービス業が発展してきた。3地域内の商業・サービス業者のほとんどを城崎地域が占め、温泉観光との関わりが非常に大きい。

1993（平成5）年度に1,105,000人あった城崎地域の観光入り込み客数は、長引く不況の中、年々減少傾向にあり、706,900人までに落ち込んでいたが、2011（平成23）年度以降は増加傾向に転換し、2019（令和元）年度は863,600人となっている。しかし、2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染拡大を受けて、462,900人と大きく減少した。今後は商業自体が地域外から人を惹き付ける観光商業レベルのテーマ・コンセプトを持った商業地づくり、まちづくりが必要であり、今後の城崎にふさわしいブランド構築を図る必要がある。

竹野地域、但東地域においては、豊岡市街地や近隣中核都市への大型店舗出店によって過疎地域内での購買力が低下しており、その対策として起業者に対する支援や企業の活性化を図ることが必要である。

また、今後、テレワークやワーケーションによる地域経済の活性化に期待が持てることから、過疎地域における情報通信産業の振興を図る必要がある。

## オ 工業

城崎地域では、土産物としての和菓子製造や麦わら細工などの工芸品が主なものであり、観光と密接なつながりを持っている。しかし、就業者が高齢化しており、人材育成や事業承継が課題である。

竹野地域では、事業所数が少なく、その規模も小さい。今後は、企業の設備投資や労働環境改善の推進に努め、若者が魅力を感じる雇用を創る必要がある。

但東地域は、かつて絹織物業が主な産業であり、「高級但馬ちりめん」として戦後栄えてきた。しかし、和装需要の低下や後継者不足など多くの課題を抱えている。今後は、付加価値を高めた新製品の開発やインテリア等の新分野への取組みが必要である。

## カ 観光

3地域の観光資源は城崎温泉をはじめ、日本の渚百選や快水浴場百選に選ばれている竹野浜、美人の湯として人気のシルク温泉やたんたん温泉福寿の湯などがある。

とりわけ、7つの多様な浴場をめぐる「外湯めぐり」が城崎温泉のスタイルであり、今後も特色ある浴場づくりのための施設維持管理や泉源管理が必要である。

竹野温泉においては、近年揚湯量が減少しており泉源延命のための対応が必要である。

地域観光を取り巻く環境は大きく変化しており、近年、観光客のスタイルが団体型から個人型へ変化している。そうした中で、アクティビティや体験志向など、多様で個別化している来訪者のニーズに対応する必要がある。

さらに、市内や近隣の観光エリアとのネットワーク化による観光客の回遊性を高め、相乗効果を得られるような仕組みづくりが必要である。恵まれた自然や歴史文化の掘り起こしを行い、観光客の多様なニーズに応えられる拠点づくりを進める必

要がある。

また、城崎地域を中心に急増している外国人観光客の受入れ体制を推進するため、ハード整備も含めた受入れ体制の整備が急務となっている。

産業の振興は、近隣市町や同様の取組みを行う自治体と連携を取りながら、地域資源を生かした多様で魅力ある産業づくりを進めていく必要がある。特に観光分野においては、関係自治体が連携し山陰海岸ジオパークの推進に力を入れており、但馬定住自立圏においても重点事項に掲げている。

## (2) その対策

### ア 農業

- (ア) 農地の汎用化や、老朽化の進む農業水利施設の長寿命化などの農業生産基盤の整備促進、スマート農業の推進など、省力化を図る。
- (イ) 農地の集積等により担い手農家の育成、集落営農組織化などによる経営の合理化を推進し、特産物振興を図る。
- (ウ) 農業の6次産業化を進め、体験型・滞在型の多面的な農業経営を推進する。
- (エ) コウノトリ育む農法など環境創造型農業の推進を図る。
- (オ) 有害鳥獣被害対策に努め、営農意欲の維持増進を図る。

### イ 林業

- (ア) 森林の育林施業や松くい虫防除事業を推進し、森林の健全化を図り、水源涵養、保全機能を高める。
- (イ) 「豊岡市バイオマスタウン構想」に基づいた木質バイオマスを利用し、地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消、森林環境の保全を目指す。

### ウ 水産業

- (ア) 藻場の回復など漁場環境の整備や漁港施設の整備を図る。
- (イ) 稚魚、稚貝の放流を行い、栽培漁業を推進する。

### エ 商業・サービス業・情報通信産業

- (ア) 市内産農林水産物の観光客向け販売増加を図る。
- (イ) 市内産農林水産物の宿泊施設や飲食店での利用拡大を図る。

### オ 工業

- (ア) 新製品の販路拡大など、産業の活性化を図るための支援を行う。
- (イ) 設備の効率化・省エネ化、異業種間の交流を促進し、生産性の向上と経営の安定化を図る。

(ウ) 若者に魅力ある雇用の創出を図る。

## カ 観光

- (ア) 市内の地域間、但馬地域の他の観光拠点とのネットワーク化や情報のネットワーク化を図り、観光客の回遊性を高める。
- (イ) 文化、スポーツ、芸術等の全国規模のイベントを実施または誘致し、地域の特性を最大限生かした観光客誘致に努める。
- (ウ) 既存の観光施設の改修、活性化を図る。
- (エ) 新たな観光資源を掘り起こし、新しい観光拠点施設づくりと環境整備を目指す。
- (オ) 外国人観光客の受入れ整備として、インバウンド対応の体験型観光メニューの開拓や、指さしシート、多言語対応ツール等のソフト面も含めた体制整備を進める。
- (カ) 城崎ブランド向上を目的とした WEB アンケートを実施し、ニーズに合った、魅力あるまちづくりを進める。

## (3) 計画

事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振 興	(9) 観光又はレ クリエーション	観光施設改修事業 (観光施設、温泉施設改修)	市	城崎 竹野 但東
		公園施設長寿命化対策支援事業	市	城崎 竹野
	(10) 過疎地域持 続的発展特別事 業 第1次産業	豊岡農業スクール開校事業 ①事業内容 就農意欲のある研修生が3年間、 認定農業者のもとで研修する。 ②必要性・効果等 将来の独立自営就農や雇用就農に つながり、農業が持続可能な産業と なる。	市	城崎 竹野 但東
		森林管理100%作戦推進事業 ①事業内容 60年生以下のスギ・ヒノキ人工林 の間伐事業等に要する経費に対し補 助する。 ②必要性・効果等 森林所有者の森林整備意欲を高	森林組合等	城崎 竹野 但東

		め、山林の持つ多面的機能の高度発揮、適切な森林環境の維持存続を図る。		
		有害鳥獣対策 ①事業内容 有害鳥獣対策として金網策、電気柵等の設置に対して助成する ②必要性・効果等 野生動物被害が減少することにより生産意欲が高まり、耕作放棄地減少、離農者減少の効果が見込める。	民間	城崎 竹野 但東
		森の体験教室 ①事業内容 森林公園において、市民が森林・里山に親しむイベントを開催する。 ②必要性・効果等 幅広い年齢層に対し森林への関心を高めることで、里山保全の意識が醸成される。	市	竹野
		生産森林組合育成事業 ①事業内容 生産森林組合運営に必要な経費に対し補助する。 ②必要性・効果等 地域住民による自主的な山林保護活動の促進、森林環境の保全と水源涵養が図られるとともに、木材価格低迷等の影響による経営悪化の改善が見込まれる。	生産森林 組合	竹野 但東
	商工業・6次産業化	城崎麦わら細工振興事業 ①事業内容 城崎麦わら細工振興協議会運営等に必要な経費に対し補助する。 ②必要性・効果等 城崎麦わら細工の後継者育成、原材料確保を行い、伝統技術を継承することで、産業振興及び地域の活性化を図る。	民間	城崎
		商工会補助 ①事業内容	商工会	城崎 竹野

		<p>商工会が城崎、竹野、但東地域で実施する地域振興事業（誘客、職業体験等）に補助する。</p> <p>②必要性・効果等 地域の魅力とブランド価値の向上につなげ、地域の活性化を図る。</p>		但東
観光		<p>歴史的建築物保存活用事業</p> <p>①事業内容 城崎温泉の認定建築物が建築基準法の適用除外を受けるための設計費等を助成する。</p> <p>②必要性・効果等 歴史的・文化的・景観的に価値のある建築物を保存活用することで、城崎温泉の景観が保全され、誘客につながる。</p>	民間	城崎
		<p>城崎文芸館管理</p> <p>①事業内容 城崎文芸館を管理・運営する。</p> <p>②必要性・効果等 「文学のまち」を体現できる唯一の施設として城崎ブランド向上に必要であり、誘客や物産展などの売上誘発につながる。</p>	市	城崎
		<p>城崎ブランド力向上事業</p> <p>①事業内容 城崎の魅力を高めるため、夏の風物詩の花火に対する補助、景観を形成する街路樹剪定等の管理、桜柳植替え・育成等を行う。</p> <p>②必要性・効果等 閑散期の観光客が増えることで年間を通し安定した誘客が図られ、経済効果が上がる。</p>	民間	城崎
		<p>観光協会補助</p> <p>①事業内容 観光協会の運営と活動に補助する。</p> <p>②必要性・効果等</p>	観光協会	城崎 竹野 但東

		本市において最も外貨を稼ぐ産業である観光業が活性化することで、持続可能な産業及び地域となる		
		竹野振興局プロジェクト事業（認知度向上及び地域経済活性化） ①事業内容 竹野の認知度向上と地域の活性化及び歴史文化を継承し、竹野の良さを再認識してもらう事業（オープンウォータースイミング大会、カニカニカーニバル、北前まつり、地域情報発信事業）に対して補助を行う。 ②必要性・効果等 竹野地域内外の人々や産業団体の交流により、竹野の認知度向上と地域経済の活性化に寄与する。	民間	竹野
		竹野浜美化業務 ①事業内容 竹野浜に漂着した海岸漂着ゴミの清掃を行う。 ②必要性・効果等 竹野海岸に訪れた人に快適な環境を提供することによって、観光資源としての質を高める。	市	竹野
		たけの海上花火大会 ①事業内容 夏に行われる「たけの海上花火大会」に助成する。地域を表現する花火や地元小学生の夢を形にした花火を打ち上げる。 ②必要性・効果等 毎年4万人弱の観客が訪れ、竹野の知名度を上げるイベントとなっている。地域に住む人と竹野から転出した人が、ふるさとの素晴らしさの再認識と地域への愛着を深める機会になっており、将来のUターンに結びつく。	民間	竹野

		<p>市内周遊等促進事業</p> <p>①事業内容 竹野地域の文化歴史などを題材にしたプロジェクションマッピングや「竹野・誕生の塩工房」での塩づくり体験を行う。</p> <p>②必要性・効果等 地域資源を最大限活用し、竹野のファンを増やすとともに、竹野地域内の周遊を促し、地域経済の活性化に寄与する。</p>	市 観光協会	竹野
		<p>観光拠点施設管理</p> <p>①事業内容 竹野北前館、シルク温泉やまびこを適正に管理・運営する。</p> <p>②必要性・効果等 各地域の観光・交流の拠点であり、観光客の集客及び雇用創出につながる。</p>	市	竹野 但東
		<p>泉源管理</p> <p>①事業内容 竹野、但東地域の泉源施設の維持管理及び運営を行う</p> <p>②必要性・効果等 温泉の安定的な供給により、地域活性化につながる</p>	市	竹野 但東
		<p>たんとうチューリップまつり開催事業</p> <p>①事業内容 2週間にわたり、約100万本・300品種のチューリップを鑑賞できるほか、地域の特産品等を販売する。</p> <p>②必要性・効果等 観光資源の乏しい但東地域にとって、チューリップまつりは但東地域の良さを内外に発信する最大の機会である。たくさんの地域住民が関わり、地域をあげて来訪者を迎え入れる。栽培農家、観光協会、そば組合、宿泊事業者、J A、市役所等、地域を</p>	民間	但東

		あげての取組みであり、交流人口の増加による地域の活性化が見込まれる。		
--	--	------------------------------------	--	--

#### (4) 産業振興促進事項

##### ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
城崎町全域、竹野町全域、但東町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業	2021（令和3）年4月1日～2026（令和8）年3月31日	

##### イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「豊岡市公共施設等総合管理計画」及び「豊岡市公共施設個別施設計画」との整合性を図る。なお、総合管理計画において、漁港施設については以下のとおり類型別の方向性を示している。

##### ア 漁港施設の類型別の方向性

- (ア) 計画的な保全を実施していく上で重要となる劣化予測の信頼性を向上させるため、3年に1回の近接目視による点検を実施する。また、その結果に基づき必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組みにより得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するメンテナンスサイクルを構築する。
- (イ) 必要な対策の検討にあたっては、関連する事業と調整を図り、各施設管理者が横断的に連携することにより、限られた予算で機能を最大限に発揮させる戦略的な維持管理・更新を推進する。
- (ウ) 田久日漁港の漁港施設については、「漁港機能保全計画」に基づく予防保全型の修繕を基本とし、長寿命化を図る。
- (エ) その他の漁港施設及び漁港海岸保全施設についても、予防保全型の修繕に取り組むための個別施設計画を策定するものとし、早期の計画策定を図る。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

本市においては、超高速ブロードバンド網の整備や携帯電話の不感地域解消により、市内全域においてこれらのサービスの利用が可能となっている。

しかし、情報通信技術の発展に伴い、パソコンの他、スマートフォンやタブレット端末などのモバイル端末の保有台数は年々増加しており、多様な情報発信・伝達手段としてインターネットが利用されていることから、超高速大容量・低遅延通信を可能とする第5世代移動通信システム（5G）など、新たな情報通信環境を望む住民ニーズが高まっている。

また、少子化・高齢化の進展に伴い、増大する行政事務量や地域課題に対する担い手の不足が大きな問題となっており、これらに対しては、情報技術の活用による業務の効率化や利便性の向上が必要である。

一方で、高齢者を中心に未だにICTを利用していない、できない市民も多く、また、5G通信をはじめとする新たな通信サービスについては、提供エリアの偏りによる地域間格差が生じるなど、行政のデジタル化を進める中で市民間、地域間の情報格差（デジタルデバイド）が広がり、新たな行政サービスから取り残される者が生まれることが懸念されている。

### (2) その対策

ア ICT、IoTをはじめとした新たな情報通信技術の活用により、行政の効率化と市民の利便性の向上を図る。

イ 地域に応じた情報格差の解消と情報技術を活用できる環境の整備のため、電気通信事業者と連携して5G通信利用エリアの拡大やICTを活用する人材育成などについて、効率的な施策の推進を行う。

ウ 市民と行政が共同して地域課題の解消に取り組むDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する。

### (3) 計画

事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	行政サービスのICT化推進事業 ①事業内容 情報通信技術を活用し、行政の効率化と市民の利便性向上を図る。 ②必要性・効果等 過疎地域の利便性が向上する。	市	城崎 竹野 但東

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「豊岡市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、記載された施設等の整備にあたっては総合管理計画との整合性を図る。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 観光アクセス

但馬地域は高速交通網の整備が立ち遅れており、広域観光を推進する上では時間と距離の短縮が求められている。3地域とも観光産業との関わりが非常に強く、観光動向から見ても道路に依存するところが大きいため、アクセス道路の整備と改善が必要である。北近畿豊岡自動車道及び山陰近畿自動車道(鳥取豊岡宮津自動車道)の早期整備を図るため、関係機関への強い働きかけが重要である。

また、コウノトリ但馬空港は空の玄関として重要な拠点であり、多くの観光客に利用されるようPRするとともに、東京直行便の実現に向けた取組みが必要である。

#### イ 生活道路

3地域内には国道3路線、主要地方道7路線、一般県道10路線があり、物資物流や生活路線として重要な役割を果たしている。国道は懸案個所のトンネル化などの改良が年々進められているが、歩行者の安全対策を引き続き講じる必要がある。また、主要地方道は逐次改良されているが、さらなる市域内のアクセス改善に向け、引き続き改良促進を関係機関に積極的に働きかけるとともに、一般県道においても未改良区間が多く存在しているため、市域全体のアクセスをスムーズにするとともに、災害時等の避難ルート確保のためにも早期に整備する必要がある。一方で、橋梁などの道路インフラは、「造る時代」から「長持ちさせる時代」へと舵を切っており、計画的な補修を行う必要がある。

3地域内の市道の改良率は42.1%、舗装率は60.2%となっているが、市域全体ではそれぞれ52.8%、69.7%と低い水準にあるため、引き続き改良する必要がある。管理橋梁は約430橋あり、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき老朽橋梁の補修を行う必要がある。

林道においては、近年の局地的豪雨等の影響もあり、法面崩壊などの被害が多発している。施業を行い、水源涵養等森林の持つ公益的機能を保持するため、林道の安全な通行を確保する必要がある。

#### ウ 公共交通

民間バス事業者による休止申出を受け、市では2008(平成20)年から市バスを運行している。需要種別、最低需要基準、市の負担上限額など路線維持に関する基準を定めている。児童・生徒や高齢者など交通弱者の移動手段を確保する観点から、今後とも地域で守る交通機関として継続する必要がある。

また、公共交通空白地域における移動手段として地域主体の公共交通「チクタク」を4地域で運行している。

さらに、通勤や通学など日常生活に欠かせないバス路線の多くは、県・市からの赤字補てんで維持せざるを得ない状況であり、利用促進運動が展開されている。

今後、少子化・高齢化が加速し、路線バス利用者の減少に伴う経営悪化が懸念される中、車両サイズの変更やデマンド運行、スクールバスへの混乗等、地域の実情に応じた新しい交通モードの検討が必要であり、有識者・事業者を交えての検討を進めていく。

## (2) その対策

### ア 観光アクセス

(ア) 北近畿豊岡自動車道の早期完成、山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）の整備促進を要望する。

(イ) コウノトリ但馬空港の利用を促進するとともに、東京直行便の実現を図る。

### イ 生活道路

(ア) 台風等、災害に強く安全で利用しやすい道路整備を推進する。

(イ) 国道・県道の改良、交通安全対策促進を要望する。

(ウ) 市道の改良を促進するとともに、橋梁の長寿命化を図る。

(エ) 除雪機、除雪配備の充実を図る。

(オ) 林道の安全通行を確保する。

### ウ 公共交通

(ア) 赤字補てんで維持されているバス路線の乗車促進運動を継続するとともに、地域の実情に応じた路線再編に取り組む。

(イ) 持続可能なバス交通を目指し、地域の実情に応じた新しい交通モードの検討を進める。

(ウ) 高校生のバス通学における負担軽減を図る。

## (3) 計画

事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道路	風早線（改良） L=290m W=5.5m (8.0)(楽々浦)	市	城崎
		上山二見線（改良） L=210m W=5.5m (6.75)(上山)	市	城崎

		来日山線(舗装) L = 1000m W = 3.8m	市	城崎
		阿金谷轟線 (改良) L = 1000m W = 5.5m (7.0)(小丸~須谷)	市	竹野
		下町区内線第1号 (側溝修繕) L = 11.0m	市	竹野
		正法寺坂津線 (法面補修) L = 600m	市	但東
		高龍寺本線 (改良) L = 710m W = 4.0m (5.0)(高龍寺)	市	但東
		中山太田線 (舗裝修繕) L = 1,350m W = 6.0m	市	但東
	(1) 市町村道 橋りょう	結和橋 (結本線) L = 367.8m W = 3.8m	市	城崎
		二見橋 (二見森津線) L = 113.3m W = 6.0m	市	城崎
		月見橋 (極楽寺線) L = 8.7m	市	城崎
		口橋 (来日本線) L = 4.7m	市	城崎
		十敷橋 (来日本線) L = 14.6m	市	城崎
		杵ヶ滝橋 (杵ヶ滝1号線) L = 16.5m	市	城崎
		桜橋 (木屋町線) L = 13.14m	市	城崎
		浄泉谷橋 (桃島本線) L = 7.2m	市	城崎
		奥橋 (来日中通り線) L = 3.7m	市	城崎
		岩尾1号橋 (岩尾線) L = 6.5m	市	城崎
		風早橋 (風早線) L = 9.7m	市	城崎
		桃島橋 (湯島桃島線) L = 11.0m	市	城崎
		あきつ橋 (内島線) L = 24.7m	市	城崎

	西谷橋（小丸城崎線） L = 4.5m	市	竹野
	松本橋（草飼松本線） L = 82.4m W = 6.8m	市	竹野
	岡田橋（須谷岡田線） L = 21.9m W = 2.1m	市	竹野
	下塚橋（下塚区内線第 4 号） L = 57.8m W = 3.6m	市	竹野
	0132 橋（松本石原線） L = 6.0m	市	竹野
	竹野橋（上町切濱線） L = 119.2m	市	竹野
	0561 橋（轟区内線第 1 号） L = 2.4m W = 5.2m	市	竹野
	八坂宮橋（奥須井区内線第 5 号） L = 15.8m	市	竹野
	正新橋（坊岡本見塚線） L = 15.4m	市	竹野
	0125 橋（和田城崎線） L = 4.0m	市	竹野
	0531 橋（小丸来日線） L = 6.0m	市	竹野
	0801 橋（小城区内線第 3 号） L = 4.3m	市	竹野
	0316 橋（田久日区内線第 5 号） L = 3.7m	市	竹野
	村奥橋（鬼神谷奥須井線） L = 4.9m	市	竹野
	第一兔田橋（下塚金原線） L = 8.0m	市	竹野
	須野谷中畦橋（須野谷銅山線） L = 10.3m	市	竹野
	1113 橋（下村区内線第 3 号） L = 12.5m	市	竹野
	0564 橋（轟来日線） L = 6.0m	市	竹野
	浪滝橋（下塚金原線） L = 6.0m	市	竹野
	阿金谷橋（和田城崎線） L = 97.2m	市	竹野

	0922 橋 (銅山段線) L = 7.0m	市	竹野
	中河原橋 (床瀬区内線第 1 号) L = 11.5m	市	竹野
	1042 橋 (床瀬大岡線) L = 4.5m	市	竹野
	0563 橋 (轟来日線) L = 10.4m	市	竹野
	道ヶ谷橋 (下村桑野本線) L = 9.5m	市	竹野
	大川橋 (神原御又線) L = 45.0m	市	竹野
	矢根大橋 (矢根畑乙線) L = 60.0m W = 5.9m	市	但東
	ロクロ橋 (草飼松本線) L = 15.0m W = 4.0m	市	但東
	井上橋 (矢根畑甲線) L = 8.5m W = 3.5m	市	但東
	ミノヤ橋 (赤坂大野線) L = 2.7m	市	但東
	焼うろ橋 (天谷西谷線) L = 5.5m	市	但東
	神田橋 (中山線) L = 23.0m	市	但東
	BOX 橋 (畑寺坂線) L = 5.8m	市	但東
	薬師橋 (奥矢根出石線) L = 4.0m	市	但東
	2 号宮前橋 (新宮神社線) L = 5.2m	市	但東
	一の渡橋 (比遅神社線) L = 6.9m	市	但東
	天神橋 (奥矢根中央線) L = 20.3m	市	但東
	長外橋 (屋根畑甲線) L = 14.0m	市	但東
	1 号才ノ神橋 (奥矢根唐川線) L = 5.9m	市	但東
	向田橋 (相田平田線) L = 10.0m	市	但東

	松尾橋（河本相田線） L = 18.6m	市	但東
	下谷橋（矢根河本線） L = 17.0m	市	但東
	田原第二橋（金蔵山線） L = 3.4m	市	但東
	第1太田橋（主計1号線） L = 11.4m	市	但東
	岡宮橋（堂ノ前線） L = 41.6m	市	但東
その他	大谷地蔵湯線 地上機器修景工事	市	城崎
	消雪装置整備事業 （内川地区水源整備）	市	城崎
(6) 自動車等 自動車	市営バス車両更新 3台	市	竹野 但東
	除雪車両更新 除雪トラック1台	市	城崎
(9) 過疎地域持 続的発展特別事 業 公共交通	市営バス運行 ①事業内容 市営バス「イナカー」の車両購入 ②必要性・効果等 過疎地域の移動手段を確保すると ともに、老朽化した車両の更新によ り、安全性の向上を図る	市	城崎 竹野 但東
その他	高校生通学バス定期補助 ①事業内容 高校生が通学に使用するバス定期 料金を補助する。 ②必要性・効果等 過疎地域の高校生の通学を支援し、 定住及び公共交通利用促進を図る	市	城崎 竹野 但東
	市道除雪・歩道除雪業務 ①事業内容 降雪で通行困難となる幹線道路や 生活道路、歩道の除雪を行う。 ②必要性・効果等 円滑な道路交通、歩道交通を維持 することにより、安定的な社会経済 活動の確保につなげる。	市	城崎 竹野 但東

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「豊岡市公共施設等総合管理計画」との整合性を図る。なお、総合管理計画において、道路施設、橋梁及びトンネルについては以下のとおり類型別の方向性を示している。

##### ア 道路施設の類型別の方向性

- (ア) 幹線市道については、定期的な路面性状調査を行うとともに、道路パトロール等により路面の損傷状況を把握する。また、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組みにより得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するメンテナンスサイクルを構築する。
- (イ) 必要な対策の検討にあたっては、関連する事業と調整を図り、各施設管理者が横断的に連携することにより、限られた予算で機能を最大限に発揮させる戦略的な維持管理・更新を推進する。
- (ウ) その他の市道については、道路パトロール及び地元要望等により現地の状況を把握する中で修繕等を適切に行う。
- (エ) 改修及び更新等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、計画的に取り組む。
- (オ) 農道及び林道についても、適切な維持管理を行う。

##### イ 橋梁の類型別の方向性

- (ア) 計画的な保全を実施していく上で重要となる劣化予測の信頼性を向上させるため、5年に1回の近接目視による点検を実施する。また、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組みにより得られた施設の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するメンテナンスサイクルを構築する。
- (イ) 必要な対策の検討にあたっては、関連する事業と調整を図り、各施設管理者が横断的に連携することにより、限られた予算で機能を最大限に発揮させる戦略的な維持管理・更新を推進する。
- (ウ) 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、予防保全型の修繕を基本とした長寿命化を図る。
- (エ) 改修及び更新等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、計画的に取り組む。
- (オ) 農道橋及び林道橋についても、長寿命化に向けた取組みを行う。

##### ウ トンネルの類型別の方向性

- (ア) 5年に1回の近接目視による点検を実施し、その結果に基づき、必要な対策を効率的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組みにより得られた施設

の状態や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するメンテナンスサイクルを構築する。

- (イ) 管理施設が1施設であるため、兵庫県を通じて国土交通省へ報告している「道路トンネル個別点検データ」において、点検記録の記載と併せて修繕計画を策定し、修繕工事を実施するとともに、適切な維持管理を図る。
- (ウ) 改修及び更新等にあたっては、ユニバーサルデザインの視点に立ち、計画的に取り組む。
- (エ) 農道トンネルについても、長寿命化に向けた取組みを行う。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 上下水道

水道施設については、3地域には29の水源、21の浄水場、30のポンプ場及び54の配水池があるが、配水管も含め多くの施設が老朽化しており、改善する必要がある。水需要は人口減少や循環型社会への移行などから年々減少傾向にあるが、安全・安心な水を安定供給するためには、施設の整備、維持管理が必要である。

下水処理施設については、3地域では19カ所の処理場（公共下水道1カ所、特定環境保全公共下水道3カ所、集落排水15カ所）で汚水を処理しているが、人口減少による計画汚水量の減少、また、各処理場が改築・更新を迎えるに伴い、処理区の統廃合や設備の長寿命化を計画的に進め、維持管理の効率化を図る必要がある。また、環境にやさしい水循環システムと快適な暮らしを確保するため、汚泥の有効利用と水洗化の普及促進を図る必要がある。さらに、雨水幹線を整備し、水に強いまちづくりを進める必要がある。

#### イ 廃棄物処理施設

ごみ処理は1989（平成元）年度から合併前の過疎地域を含む旧6市町域のごみの全量を豊岡市清掃センターで処理してきたが、2016（平成28）年3月末で27年間の業務を終えた。

2016（平成28）年4月からは、豊岡市、香美町、新温泉町で整備した「広域ごみ・汚泥処理施設（クリーンパーク北但）」に全面移行し、ごみ及び汚泥の全量を受け入れ稼働している。

また、城崎・竹野地域に残る旧ごみ処理場は、解体撤去する必要がある。

#### ウ 消防・防災

3地域の消防体制は、常備消防として「豊岡市消防本部」の城崎分署、竹野出張所、及び但東駐在所があり、非常備消防として3消防団が組織され、相互に連携を図りながら地域の消防・防災体制を維持している。

消防・防災は、非常備消防に依存する部分が多く、各地域で地域防災力の整備充実に向けてきたが、引き続き装備の近代化等を進める必要がある。近年、団員数が減少し、被用者団員の割合も高くなってきており、団員の維持や確保の面で大きな課題が生じているが、今後も消防団の充実及び強化に努めながら、地域防災力の向上を図っていく必要がある。

また、台風や地震の教訓を生かし、各種の訓練や災害時要援護者の支援に取り組み、災害時の初動対応が迅速に行なわれるよう、災害時に共助の役割を担う自主防災組織の育成強化を図る必要がある。

## エ 自然環境の保全と育成

3地域の豊かな自然環境を保護し、まちづくりに活かしていく必要がある。そのため、里地里山などの保全と育成を進め、住環境のうるおいや安らぎを保つとともに、気候変動による生物多様性の劣化等を防ぐため地球温暖化防止対策にも取り組む必要がある。

また、3地域では河川と住民の生活が密着しており、これまでから河川管理を積極的に行ってきたが、今後も美しい河川環境を維持する必要がある。

### (2) その対策

#### ア 上下水道

- (ア) 老朽化している水道施設を改善整備する。
- (イ) 下水道処理区の統廃合整備を進める。
- (ウ) 下水処理施設の長寿命化対策を図る。

#### イ 廃棄物処理施設

- (ア) 広域ごみ・汚泥処理施設は、関係する自治体と調整を図り、適正管理に努めるとともに、ごみの減量化・資源化を一層推進する。
- (イ) 生活排水処理施設の利用を積極的に推進する。

#### ウ 消防・防災

- (ア) 消防施設、設備を計画的に整備、更新する。
- (イ) 消防団の団員の確保及び各種装備の充実に努め、積極的に活動を支援する。
- (ウ) 防災行政無線をはじめ、緊急情報の広報手段を多角的に確保する。
- (エ) 通信途絶時の連絡体制を確保するため、携帯電話不感地区の解消を図る。
- (オ) 大規模な災害に住民自らが対応できるよう、住民の防災意識の高揚に努めるとともに、自主防災組織を育成・強化し、地域の防災力を高める。

## エ 自然環境の保全と育成

- (ア) 農地や山の管理活動を行い、自然環境と生物多様性の保全を図る。
- (イ) 河川環境の維持を図る。

### (3) 計画

事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道	水道施設整備事業 老朽管の布設替	市	城崎 竹野

				但東
		水道施設整備事業 浄水配水施設等の更新	市	城崎 竹野 但東
(2) 下水処理施設	公共下水道	下水道長寿命化事業 城崎浄化センター	市	城崎
		下水道統廃合事業 戸島・城崎処理区統廃合	市	城崎
		下水道長寿命化事業 竹野浄化センター	市	竹野
		下水道統廃合事業 平田・但東西処理区統廃合	市	但東
		下水道統廃合事業 但東北・出石処理区統廃合	市	但東
		下水道統廃合事業 但東西・出石処理区統廃合	市	但東
		下水道統廃合事業 水石・出石処理区統廃合	市	但東
農村集落排水施設		下水道長寿命化事業 農業集落排水事業	市	城崎 竹野 但東
		下水道長寿命化事業 漁業集落排水事業	市	竹野
(5) 消防施設		消防ポンプ自動車 CD-1型 3台	市	城崎
		消防施設整備事業 消防広報車	市	城崎
		消防施設整備事業 高規格救急自動車 2台	市	城崎 竹野
		防火水槽 40 m <sup>3</sup> ×3基	市	城崎 竹野 但東
		小型動力ポンプ 3台	市	竹野
(7) 過疎地域持続的発展特別事業 防災・防犯		避難所充実事業 ①事業内容 飲料水、アルファ化米を災害時の 備蓄として確保する。 ②必要性・効果等 大規模地震の際、自宅での安全確	市	城崎 竹野 但東

		保が困難な避難住民に対し、食糧等を給与する必要がある。道路の寸断等で孤立しやすい過疎地域において、食の確保と心の安定に寄与する。		
--	--	--	--	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「豊岡市公共施設等総合管理計画」との整合性を図る。なお、総合管理計画において、水道施設及び下水道施設については以下のとおり類型別の方向性を示している。

##### ア 水道施設の類型別の方向性

- (ア) 施設の経過年数や重要度を勘案して耐震診断を適宜行うとともに、定期点検や日常点検の結果、修繕履歴等の蓄積により、施設の状況把握に努める。
- (イ) 水道管については、有収率の低い区域や漏水事故が多い区域を対象に定期的な漏水調査を実施する。
- (ウ) 「豊岡市水道施設整備計画」に基づき、浄水場や配水池等の拠点施設や、重要度等を考慮した優先すべき管路の計画的な更新や耐震化、長寿命化を図る。
- (エ) 人口減少等により使用水量の低下が見込まれることから、更新時には施設の統廃合や規模の縮小を含めた適正な見直しに取り組む。

##### イ 下水道施設の類型別の方向性

- (ア) 設備や施設の機能低下、故障停止や事故の未然防止のため、定期的な日常点検及び月例点検等を実施する。また、その結果に基づき、必要な対策を効果的かつ効果的に実施するとともに、これらの取組みにより得られた施設の状況や対策履歴等を蓄積し、次の点検・診断等に活用するメンテナンスサイクルを構築する。
- (イ) 下水道管については、定期点検の結果に基づき「下水道長寿命化計画」（仮称）を策定する。中継マンホールポンプ施設については、「中継マンホールポンプ施設長寿命化計画」に基づき、長寿命化対策と併せて計画的な更新を図る。
- (ウ) 「豊岡市公共下水道事業計画」に基づき、54 箇所あった処理場を 25 箇所に統廃合していくとともに、存続する処理場等については、個別に策定する長寿命化計画に基づき、計画的な更新を図る。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境の確保

近年の少子化・核家族化現象による児童数の減少により、今後は地域社会における人間関係の希薄化や子ども同士のふれあいの機会の減少等の様々な問題の発生が懸念されている。子どもを安心して産み育てることができる環境づくりのため、子育て支援等について地域が一体となって総合的に取り組む必要がある。

また、保護者の就労形態の変化や家庭内介護、疾病等により家庭内で保育が出来ない状況に加え、延長保育や一時預かり保育の利用など、保育ニーズは多様化している。さらに、幼児教育・保育の無償化により3歳以上児の保育ニーズが増加してきた。

このような中で、子どもを安心して産み、健やかに育てるための保育環境の整備や子育て支援サービス等の充実が必要である。

#### イ 高齢者の保健及び福祉

少子化・高齢化の進行や若年層の人口流出などにより、2015（平成 27）年の国勢調査では3地域の高齢化率は39.8%と、本市全体の高齢化率31.6%を上回っている。

今後は団塊の世代が高齢者となるため、高齢化はますます進行すると思われるが、高齢者が、住みなれた地域で人としての尊厳を保ち、安心して心豊かに生活を送ることができる社会の実現が求められている。

そのためには、保健、医療、福祉、教育などの各分野が連携を図り、健康で生きがいを持ち生活ができるよう、社会参加の促進や健康づくり、介護予防事業を推進するとともに、地域での支え合い体制を整備することが重要である。また、たとえ介護を要する状態となっても、それぞれの地域で生活できるよう高齢者福祉サービスや介護サービス等の充実が必要である。

#### ウ 障害者(児)福祉

障害者(児)福祉の向上を図るため、各種団体補助、支援を行っている。

障害者等の地域社会での自立及び参加を促進するため、城崎地域の「地域活動支援センターゆのはな」、竹野地域の「豊岡市竹野心身障害者小規模通所作業所」、但東地域の「サポートハウスすみれ」において、心身障害者に対し軽作業等の機会を提供するとともに、集団生活を通じた日常生活訓練等を行っている。

しかし、障害者の高齢化に伴い、生活や社会活動などへの制約が増え、また、過疎化が進み地域での支援が減少することで、これまでの生活を続けることが困難になるなど新たな課題が生じている。そのため、障害者が家庭や地域社会の中で安心

して安定した生活が営めるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法による給付事業、社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等による多様なサービス供給体制の充実を図るとともに、就労に関してはハローワークやサービス事業者、民間企業など関係機関と連携し、多様な形態での雇用を促進する必要がある。

なお、豊岡市、香美町、新温泉町により北但広域療育センターを運営し、心身に障害または発達の遅れがある児童等に対して、早期からの療育を行っている。

## (2) その対策

### ア 子育て環境の確保

- (ア) 保育所・認定こども園等の再編整備及び施設改修を推進し、保育環境を整える。
- (イ) 小学校における適正規模・適正配置の推進に併せ、放課後児童クラブの再編整備を図る。
- (ウ) 子どもを育てるための環境整備及び地域社会との協力体制の整備を図る。

### イ 高齢者の保健及び福祉

- (ア) 地域包括支援センターにおける高齢者の相談体制の充実を図る。
- (イ) 介護予防事業の積極的な推進を図る。
- (ウ) 高齢者福祉基盤整備を促進する。
- (エ) 各種高齢者施策を推進する。
- (オ) 介護保険事業の充実を図る。
- (カ) 地域支援体制づくりを推進する。

### ウ 障害者(児)福祉

- (ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律や児童福祉法による給付事業の利用促進を図る。
- (イ) 地域の実情に応じた柔軟な事業形態による地域生活支援事業の充実を図る。
- (ウ) 障害者やその家族の様々な相談に対応できるよう、相談支援事業の充実を図る。
- (エ) 北但広域療育センター（児童発達支援センター）を中心に関係機関が連携し、発達障害児を含む全ての障害児の支援を図る。

### (3) 計画

事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2) 認定こども園	(仮称)但東認定こども園整備事業 設計業務	市	但東
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	通園バス及び添乗員配置 ①事業内容 認定こども園への通園バスの運行並びに添乗員配置による通園支援を行う。 ②必要性・効果等 保育を受ける手段の提供と保護者負担の軽減を図り、保護者の就労支援へつなげる。	市	竹野 但東
		交流保育及び園外保育支援 ①事業内容 園外での自然体験保育や近隣小学校との交流会を実施する。 ②必要性・効果等 第2次スタンダードカリキュラムに基づく「めざす子ども像」の実現に向け、幼児教育において一体的に育みたい資質・能力の3つの柱「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を育む。	市	竹野
	高齢者・障害者福祉	多目的屋内運動広場（竹野地域）、健康増進センター（但東地域）管理 ①事業内容 多目的屋内運動場、健康増進センターの適正な維持管理を行う。 ②必要性・効果等 健康づくりや体力づくりのための様々な事業を実施し、高齢になっても元気でいきいきとした生活を送ることができる。	市	竹野 但東
	健康づくり	健康福祉センター管理 ①事業内容 健康福祉センターの適正な維持管	市	城崎 竹野 但東

		理を行う。 ②必要性・効果等 健康福祉センターは各地域における地域福祉の拠点施設であり、市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。		
--	--	---	--	--

**(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

「豊岡市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、記載された施設等の整備にあたっては総合管理計画及び「豊岡市公共施設個別施設計画」との整合性を図る。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本市は、近隣の朝来市との2市により公立豊岡病院組合を組織し、その中核である公立豊岡病院は総合病院並びにへき地医療拠点病院として全科診療と高度医療の確保に努めている。

城崎地域には個人医院が2か所、竹野地域には個人医院が2か所と診療所が1か所、但東地域には診療所が4か所あり、それぞれ地域に根ざした診療が行われている。また、公立豊岡病院まで20km以上も離れている地域もあることから、緊急時に対応するため消防本部の各分署や出張所、駐在所に救急車を配置して救急医療体制を補っている。

今後は、地域の基幹病院である公立豊岡病院との連携を強化し、市立診療所の設備をさらに充実させながら、個人医院とも協力し、医療の確保を図る必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症への対応については、医師会の協力のもと、ワクチン接種の早期完了に向けて取り組んでいる。へき地診療所である市立診療所では、集団接種開始と同時に個別接種を実施し、地域医療を支えている。

疾病の早期発見と早期治療のため、すこやか市民健診（基本健診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診、腹部超音波検査、歯周病検診、肝炎ウイルス検診）、市民胸部検診を実施しているが、予防意識の普及啓発による各種検診の受診率向上など、積極的な予防対策が必要である。

高齢者の多くは、老化現象により慢性の病気を持っていることが多く、核家族化の進行等による扶養意識の変化に伴い、将来に対する生活不安が大きく、心身ともに健康に過ごすためには、健康相談や健康教育、訪問指導などを実施し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を図る必要がある。

母子保健については、次代を担う子どもを安心して生み育てられるよう、妊娠・出産から子育て期まで切れ目ない支援体制を充実するため、専任の保健師を配置し、乳児全戸訪問事業を含め妊娠期からの相談体制の強化を図っている。

また、乳幼児期においては、各期における健診や健康相談、訪問指導、育児教室を通して、健全な乳幼児の発達を支援している。

一方、社会状況の多様化・複雑化に伴い、うつ病等の病気が増加傾向にあり、これに対応した精神保健対策を進める必要がある。

さらに、医療費の負担能力の低い高齢者、就業率が低く経済的自立が困難な重度心身障害者（児）や母子家庭、危険性が高く早期療育体制の必要な乳幼児等に対して医療費の一部を助成しているが、今後も安定的な制度として引き続き実施する。

広域での取組みとして、3府県合同によるドクターヘリが2010（平成22）年度から運航している。また、雪や濃霧、暴風雨などで飛行できない時の補完として、公立豊岡病院組合がドクターカーを運行させている。医師と看護師が救急患者のいる現場

に駆け付けることで、一層の救命率の向上と後遺症の軽減が期待される。さらに但馬定住自立圏の取組みにより、2015（平成 27）年 1 月に但馬こうのとり周産期医療センターが整備され、ハイリスクの妊婦や胎児、新生児への対応が可能となり、懸案であった但馬地域の産科医療を守る体制が整った。

## (2) その対策

- ア 開業医と専門医療機関との連携システム、へき地拠点病院とへき地診療所を結ぶシステムの構築を図る。
- イ 訪問指導や健康相談の強化及び特定健診、生活習慣病予防健診、健康教育等保健事業の充実を推進する。
- ウ 予防接種の徹底を推進する。
- エ 診療所の適正な運営と医療機器の整備を図る。

## (3) 計画

事業計画（2021（令和 3）年度～2025（令和 7）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	森本診療所 施設維持改修等、機器整備	市	竹野
		資母診療所 施設維持改修等、機器整備	市	但東
		合橋診療所 施設維持改修等、機器整備	市	但東
		高橋診療所 施設維持改修等、機器整備	市	但東
		但東歯科診療所 施設維持改修等、機器整備	市	但東
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	市営診療所会計への繰出金 ①事業内容 過疎地域にある診療所の安定的な運営のため診療所事業特別会計、国民健康保険事業特別会計（直診勘定）へ市一般会計から繰出金を支出する。 ②必要性・効果等 過疎地域における無医地区の解消と、地域包括ケアシステムの構築、常勤医師の確保を図る	市	竹野 但東

		市営診療所の機器整備 ①事業内容 定期的かつ計画的に医療機器の更新を実施する。 ②必要性・効果等 過疎地域における医療を支え、地域住民が住みなれた地域で安全・安心に生活し、医療提供を受けることができる。	市	竹野 但東
--	--	---	---	----------

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「豊岡市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、記載された施設等の整備にあたっては総合管理計画及び「豊岡市公共施設個別施設計画」との整合性を図る。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

本市では、『ふるさと豊岡を愛し、夢の実現に向け挑戦する子どもの育成～非認知能力（やり抜く力・自制心・協働性）を子どもたちに～』を基本理念とした豊岡市教育振興基本計画に基づき、学校・家庭・地域が一体となって教育の向上に努めている。今後も、教育関係施設が地域活動の拠点としても広く活用できるよう、教育環境の整備に努める必要がある。

3地域の学校教育施設は、認定こども園5園、小学校7校、中学校3校が整備されているが、少子化に伴い、園児、児童、生徒数が減少している。

このような中、地域でも学校でも子どもたちの声が響き、成長段階に応じた十分な体験活動が行えるような体制整備と、子どもたちが教育や文化の国際化に対応する力や他者を思いやる力、地域を活性化する力を身に付けることが求められている。

また、学校教育施設の整備では、情報通信技術の活用のための設備整備及び施設の耐震化等を行ってきたが、老朽化が著しい施設も残っていることから、計画的に整備を進めていく必要がある。

#### イ 社会教育

2006（平成18）年に教育基本法が改正され、“誰もがいつでもどこでも”学習することができ、学習成果を生かすことができる「生涯学習社会」の実現を目指し、生涯学習の振興に取り組むことが求められている。そのためには、家庭や学校、地域住民その他の関係者が、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力に努めることが必要である。

図書館をはじめ、各地区コミュニティセンターや集会施設等を生涯学習推進の拠点施設として位置付け、各種の講座や教室の開催など様々な事業が展開され、その内容の充実にも努めているところである。しかし、高齢者人口の急激な増加や高度化・多様化する学習ニーズに対応した体制づくりや活発な活動が行われるよう、さらに環境を醸成することが望まれる。

加えて、生涯学習は人づくりの視点に基づき、個人の自立を促すとともに、自主サークルの育成、学習活動の展開のための環境整備、そして専門職員の確保や社会教育団体・地域リーダーの育成など、人材の育成・確保が急がれる。

人権教育・啓発については、「いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」を基本に、全ての人々が、人権侵害を受けることなく、生涯を通じて健やかに暮らすことができるよう不断の努力が必要である。豊岡市人権教育推進協議会と連携協力するとともに、人権擁護委員による人権相談や人権教育推進員による出前講座、関連イベントの開催など、あらゆる機会を通じて一層の普及啓発に努める。また、人権尊重

の精神が正しく身に付くよう、地域の事情を踏まえつつ、学校教育及び社会教育を通じて推進する必要がある。

社会体育施設は、様々なニーズに合った運動・スポーツ環境を確保するため、重要な役割を果たしている。施設の効果的・効率的な活用とともに、利便性の向上及び安全性の維持を図るため、計画的な施設整備が必要である。

2021（令和3）年4月に芸術文化観光専門職大学が豊岡市に開学した。定住自立圏の圏域をあげて誘致を行ってきたが、開学後は、多彩な教授や学生たちと連携し、新たな学ぶ学びの機会の創出を模索する。

## (2) その対策

### ア 学校教育

- (ア) 非認知能力の向上に教育活動全体で取り組む。
- (イ) 小中一貫教育を推進し、小中学校間で目指す子ども像の共有化を図る。また、英語教育やふるさと教育、コミュニケーション教育に一体的に取り組む。
- (ウ) 施設一体型小中一貫校の整備を推進する。
- (エ) 学校教育施設の長寿命化改修を実施する。
- (オ) スクールバスを定期的に更新し、遠距離通園・通学の交通手段を確保する。

### イ 社会教育

- (ア) 学習環境の整備、学習活動の推進と人材の活用により生涯学習の充実を図る。
- (イ) 人権学習を推進する。
- (ウ) 図書館図書等の継続的な整備を図る。
- (エ) 子育て活動、学習活動、交流・体験学習の推進を図る。
- (オ) 地域づくりや各種団体の活動を活性化させるため、指導者の養成、確保を図る。
- (カ) 体育協会やスポーツクラブ 21 など、団体の組織強化に向けた支援及び活動の支援を行う。
- (キ) 社会体育施設の適切な整備を図る。

## (3) 計画

事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振 興	(1) 学校教育関 連施設 校舎	但東中学校空調設備改修事業 空調設備更新	市	但東
	屋内運動場	竹野小学校改築事業 校舎1、2・屋内運動場	市	竹野

(1) 学校教育関連施設 屋内運動場	竹野中学校大規模改造事業 校舎・屋内運動場	市	竹野
(3) 集会施設、体育施設等 その他	コミュニティセンター等改修事業 建築・設備工事	市	城崎 竹野 但東
体育施設	城崎ポートセンター改修事業 トレーニングルーム増設等	市	城崎
	体育施設改修事業 大規模改修等	市	城崎 竹野 但東
(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育	英語遊び保育推進事業 ①事業内容 指導員が市内就学前施設を巡回訪問し、英語遊びを行う。 ②必要性・効果等 英語をより楽しもうとする気持ち、また、積極的に人と関わろうとする気持ちを育むことができる。小学校以降の英語教育につなげ、豊岡で夢を実現させることや、豊岡に軸足を置き世界規模で物事を考えられる子どもを育てる。	市	城崎 竹野 但東
義務教育	英語教育推進事業 ①事業内容 全ての小・中学校に配置しているALTとのチーム・ティーチングを実施する。 ②必要性・効果等 実践的な英語力を身に付けるため、日ごろからネイティブな英語に触れ、ふるさとのこと、自分のことを英語で語る力を身に付ける。	市	城崎 竹野 但東
	ふるさと教育推進事業 ①事業内容 地域と直接関わり、「コウノトリ」「ジオパーク」「産業・文化」を学ぶ。 ②必要性・効果等 ふるさとを自分の言葉で語り、ふるさとに誇りを持つ子どもを育成す		

		<p>ること、豊岡で夢を実現させること、豊岡に軸足を置いて夢に向かうことにつながる。</p>		
		<p>コミュニケーション教育推進事業</p> <p>①事業内容 演劇的手法を取り入れた授業を軸に、全教育活動でコミュニケーション能力の育成を図る。</p> <p>②必要性・効果等 性別や世代等を超えて人間関係を形成し、多様な人々や価値観を受け入れる子どもを育成する。</p>	市	城崎 竹野 但東
		<p>非認知能力向上対策事業</p> <p>①事業内容 年3回の演劇ワークショップを体験し、非認知能力の向上を図るきっかけとする。</p> <p>②必要性・効果等 予測困難で変化の激しい社会に対応し、よりよく生きていく力を付け、自立して夢に向かって挑戦する子どもを育成する。</p>	市	城崎 竹野 但東
	生涯学習・スポーツ	<p>オリンピック・パラリンピック推進事業</p> <p>①事業内容 ボートのドイツ代表チーム、スイス代表チームの事前合宿を受け入れる。</p> <p>②必要性・効果等 海外のトップ選手を間近で見ることで、小さな世界都市を実感できる。また、インバウンドの促進にもつながる。</p>	市	城崎

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「豊岡市公共施設等総合管理計画」、「豊岡市学校施設個別施設計画」、「豊岡市体育施設等個別施設計画」及び「豊岡市コミュニティセンター個別施設計画」に基づき、整合性を図りながら事業を推進する。

## ア 豊岡市学校施設個別施設計画

### (ア) 鉄筋コンクリート造（RC）

長寿命化改修を実施し、80年改築を基本とする。改修周期は、建築後30年程度で大規模改造、50年程度で長寿命化改修を実施する。30年を経過した施設で、施設状態が良いと認められる場合は、30年程度での大規模改造を実施せず、次期施設整備区分として、建築後50年程度での長寿命化改修を検討する。

耐震補強工事済の施設は、基本的な整備内容が大規模改造と同程度と認められる場合、大規模改造は実施せず、次期施設整備区分は、建築後50年程度での長寿命化改修とする。

### (イ) 木造（W）・鉄骨造（S）

長寿命化改修に適さない施設とし、60年改築を基本とする。改修周期は、建築後30年程度で大規模改造を実施する。

## イ 豊岡市体育施設等個別施設計画

「スポーツ推進計画」に示された「既存スポーツ施設の効果的・効率的な活用」という方向性を踏まえ、体育施設等の持つ役割（機能）ごとに「①大規模大会に対応する拠点施設」、「②市民の身近なスポーツ環境を支える地域施設」、「③交流を促すスポーツ交流拠点施設」に分けて体育施設等を確保するものとする。

## ウ 豊岡市コミュニティセンター個別施設計画

### (ア) 点検・診断等の充実

建築基準法に基づく定期点検、施設管理者による日常点検、経年劣化や機能低下の程度を把握する劣化診断等、点検・診断等の充実を図る。

### (イ) 計画的な保全、長寿命化の実施

損傷が軽微である段階から修繕等を行う予防保全による計画的な保全により、施設の長寿命化を図る。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本市には2021（令和3）年3月末時点で360の行政区があり、そのうち65歳以上の高齢者人口の割合が50%を超えている行政区が58、さらに55歳以上人口の割合が50%を超えている行政区は182に上り、合計で全体の66.7%にあたる240を占めている。これは2005（平成17）年における合計の69に対し、3.5倍となっている。

このように、過疎化や少子化・高齢化が急速に進行して集落の活力が低下しており、コミュニティは崩壊の危機に直面している。また、地域交通をはじめ、単独の行政区だけでは解決できない、様々な広域的な課題も存在する。

こうした状況を受け、本市では、2015（平成27）年2月に「新しい地域コミュニティのあり方方針」を策定し、2017（平成29）年4月には新しい住民自治組織として「地域コミュニティ組織」を全29地区に創設した。また、その活動拠点として、地区公民館をコミュニティセンターへ移行した。

加えて、2020（令和2）年2月に、10年後の地域コミュニティのあるべき姿やその実現の方策を示すため、「豊岡市地域コミュニティビジョン」を策定した。

多様な地域課題に対応するため、各コミュニティセンターに組織の運営を通じて地域をマネジメントする地域マネージャー（集落支援員）を配置するとともに、市と地域との間に立って地域づくりを支援する地域サポーター（集落支援員）を設置するなど、住民が主体となった地域づくり活動への支援が必要となっている。

市では、これまでに策定した「新しい地域コミュニティのあり方方針」や「豊岡市地域コミュニティビジョン」に基づき、住民と行政が一丸となって地域ごとに異なる課題の解決や魅力の創出に努め、持続可能な地域づくりのための施策を推進していく必要がある。

### (2) その対策

- ア 地域コミュニティ組織の運営・活動を支援する。
- イ 地域づくりのリーダーとなる人材を発掘・育成する。
- ウ 地域おこし協力隊等、地域づくりを支援する人材を活用する。
- エ 地域コミュニティ組織と行政区の関係を研究・整理し、地域コミュニティ組織による行政区の補完を促す。
- オ 地域サポーターの活動を支援する。

### (3) 計画

事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域コミュニティ支援 ①事業内容 市内29地区の地域コミュニティ組織の運営、活動をコミュニティづくり交付金及び活動促進事業交付金により財政的に支援する。 ②必要性・効果等 財政支援により住民自治組織である地域コミュニティ組織が持続的かつ発展的に運営され、地域住民による主体的な地域課題解決や地域活性化につながる。	民間	城崎 竹野 但東
		コミュニティセンター管理 ①事業内容 地域コミュニティ組織の拠点であるコミュニティセンターの維持管理を図る。 ②必要性・効果等 使用者が安全かつ快適に利用できるよう、市として適切に維持管理を行い、市民活動や地域コミュニティ組織運営の持続的発展につなげる。	市	城崎 竹野 但東

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「豊岡市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、記載された施設等の整備にあたっては総合管理計画との整合性を図る。

## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

近年、価値観の多様化などを背景に、物の豊かさとともに、ゆとりや潤いを実感できる心の豊かさが求められるようになり、人々の文化に対する関心や期待が高まってきている。地域社会を創出する上で、文化はその基軸をなすものとして大きな役割を担っている。

住民一人ひとりが日常的に文化活動を楽しめる環境づくりを進め、文化活動がさらに発展・活発化するよう条件整備を行うことが求められている。

本市では、連綿と受け継がれてきた特色ある文化が、地域の個性を形づくる貴重な財産となっている。文化は住民が自然との共生の中で生み出してきた地域の姿であるとともに、地域の豊かさや暮らしやすさを評価する大きな要素となっている。また、これらは同じ歴史や風土の中で培われてきた住民の気質と相まって、地域の新しい文化を創り出す基盤となるものである。

城崎地域は、ゆるやかに流れる円山川下流域の四季折々の美しさを見せる自然の宝庫である。この円山川の優れた特性を生かした地域の活性化と交流を図るため、「ポートのまち」としての環境づくりと親水基盤の整備を進める必要がある。

また、江戸時代に起源を発する「城崎麦わら細工」が兵庫県伝統的工芸品に指定されているが、後継者不足や原材料不足のため、総合的な保護対策が必要とされる。

さらに、城崎国際アートセンターを芸術文化の国際的拠点として位置付け、豊岡で世界と出会うことにより、豊岡で暮らすことの価値と魅力を高めるとともに、外部へ情報発信していく必要がある。

竹野地域の沿岸部は山陰海岸国立公園に指定され、海岸線沿いには「はさかり岩」「波食甌穴群」「宇日流紋岩の流理」など自然現象による貴重な文化財が多数分布し、山陰海岸ジオパークエリアの一つの見どころとして注目されている。

また、竹野港は、江戸時代から明治の末にかけて北海道と西日本を結ぶ交易船「北前船」の寄港地として、人・モノが行き交い賑わう川湊が栄え、川湊にまつわる資料も多く残されており、北前館や竹野川湊館で歴史資料の保存展示を行っている。

このように、文化財や歴史資料を観光資源として活用するとともに、竹野地域の地域資源である焼杉板の街並み景観を保全する事業を実施し、保存と活用との均衡を図りながら、地域の活性化に結び付けていく必要がある。

但東地域では、長年交流を続けているモンゴル国の異文化に触れる機会を提供するため、「日本・モンゴル民族博物館」を拠点として民俗資料の保存・展示や体験学習の機会づくりに努めている。しかし、同館は開館から約25年が経過しており、機器類の老朽化が著しい。これらを適切に更新するとともに環境の整備に努め、国内各地や海外の様々な文化と接する機会をさらに拡充し、相互のふれあいを通じた文化活動の一層の活性化を図る必要がある。

なお、2020（令和2）年度からスタートした「豊岡演劇祭」は、城崎国際アートセンターをはじめ、竹野地域と但東地域にも会場を設けるなど、地域文化と新たな文化を組み合わせ、地域活力の創出につなげていく。

本市は、長年にわたり伝承されてきた祭礼や行催事、多数の建造物、美術工芸品、記念物、遺跡などの文化財を有している。無形文化財については、後継者の確保・育成に重点を置き、その活性化に努めるとともに、有形文化財については、歴史や価値を明らかにする中で、住民の文化財保護・愛護意識の高揚に努めていかなければならない。

## (2) その対策

- ア 竹野川湊館、日本・モンゴル民族博物館などでの地域文化の保存と継承を図る。
- イ 年代を超えた協調による文化活動等への参加を促進する。
- ウ 但東地域と交流のあるモンゴル国をはじめ、個性ある国際交流の推進を図る。
- エ 地域文化の体験と交流による特色ある文化の創造を推進する。
- オ 地域資源の活用による活性化と基盤整備を図る。
- カ いのちの教育を探求し続けた東井義雄の心を後世に伝え、心豊かな人づくりを進める。
- キ 城崎国際アートセンターでの効果的な事業運営及び適切な維持管理を行う。
- ク 豊岡演劇祭の演目の一部を過疎地域で行い、地域文化の再発見を図る。

## (3) 計画

事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等	城崎国際アートセンターテレワーク拠点整備事業	市	城崎
	地域文化振興施設	竹野川湊館改修事業	市	竹野
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	城崎国際アートセンター管理運営 ①事業内容 城崎国際アートセンターを適正に維持管理する。また、ディレクター等専門スタッフを配置し、事業運営、芸術活動、地域との連携体制、情報発信等のアートマネジメントを行う。 また、アーティスト・イン・レジデンスや豊岡アートシーズン等の事業を展開する。	市	城崎

		<p>②必要性・効果等</p> <p>「演劇のまち」の拠点施設であり、国内外から最先端のアーティストを招聘し、市民が優れた芸術に触れる機会を提供する。</p> <p>一流の作品に身近に触れることで、地域で暮らす価値と魅力を醸成するとともに、豊かな生活を実現する。</p>		
		<p>芸術文化情報発信事業</p> <p>①事業内容</p> <p>アートセンター通信やウェブサイトを通じて芸術文化の情報発信を行う。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>より手軽に情報が入手できることで、芸術文化が市民の普段の生活の接点となり、身近に感じられる。</p>	市	城崎 竹野 但東
		<p>文化芸術推進事業</p> <p>①事業内容</p> <p>文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深める観光事業を実施する</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>文化・観光の振興、地域の活性化、観光客の来訪促進につながる。</p>	市	城崎 竹野 但東
		<p>仲田光成寄贈作品補修洗浄事業</p> <p>①事業内容</p> <p>仲田光成氏寄贈作品の補修洗浄を行う。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>かな書作品の適正な措置を行うことにより、作品の維持管理を図り、作品を通しての竹野地域の認知度向上につながる。</p>	市	竹野
		<p>竹野川湊館管理費</p> <p>①事業内容</p> <p>竹野川湊館の適正な維持管理を行う。</p>	市	竹野

		<p>②必要性・効果等</p> <p>地域の活性化の拠点施設として、人々やモノが集い賑わい、交流が生まれる。</p>		
		<p>竹野焼杉板景観保全事業</p> <p>①事業内容</p> <p>J R 竹野駅前から竹野浜までの家屋の外壁に焼杉板を使用した際に、材料費の一部を補助する。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>観光資源でもある焼杉板の景観を保全し、竹野地域の良さを再認識し、来訪者の増加と地域の活性化を図る。</p>	市	竹野
		<p>日本・モンゴル民族博物館管理運営</p> <p>①事業内容</p> <p>日本・モンゴル民族博物館の適正な維持管理を行うとともに、モンゴルの生活文化の展示紹介や定期的な企画展、啓発事業等を行う。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>国内はもとより、モンゴル国でも稀有な資料を展示・保管しており、全国から来館者がある。また、国内外の国際交流の拠点となっており、地域の貴重な資源として誇りの醸成につながる。</p>	市	但東
		<p>東井義雄の心伝える推進事業</p> <p>①事業内容</p> <p>東井義雄の研究会や講演会、読書会の開催及び教育読本を配布する。</p> <p>②必要性・効果等</p> <p>但東が生んだ偉大な教育者である東井義雄の教育理念を継承するとともに、市の最上位目標である「いのちへの共感に満ちたまちづくり」へつなげ、ふるさとを愛し、生きる力、助け合う心を持った子どもたちを育成する。</p>	市	但東

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

記載された施設等の整備にあたっては、「豊岡市公共施設等総合管理計画」及び「豊岡市公共施設個別施設計画」との整合性を図る。

## 12 再生可能エネルギーの利用促進

### (1) 現況と問題点

本市においては、世界的な脱炭素社会への動きを受け、2021（令和3）年2月に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しており、コウノトリと共生する豊岡市だからできる脱炭素社会と生物多様性保全を同時に実現するため、再生可能エネルギーの利用を促進していく。

再生可能エネルギーの利用促進を図る上で、過疎地域における公共施設でも導入を図っていくことが望ましく、城崎、竹野、但東の各振興局等での使用電力を再生可能エネルギー由来の電力へと切り替えるなど検討していく必要がある。また、有事の際に地域災害警戒本部や避難所に指定されている振興局や中学校に太陽光発電パネルや蓄電池を設置するなど、防災面からも再生可能エネルギーの利用（導入）を促進していく。

### (2) その対策

ア 公共施設の改修・整備については、再生可能エネルギーを利用し環境に配慮した取り組みを進めるとともに、太陽光発電パネルや蓄電池を設置し、災害時の予備電力の確保に努める。

イ 公共施設等の消費電力を再生可能エネルギー由来の電力で補えるよう努める。

ウ 再生可能エネルギー（太陽光、木質バイオマス等）の利用拡大を図る。

### (3) 計画

事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能 エネルギー の利用の推 進	(1) 再生可能エ ネルギー利用施 設	再生可能エネルギー設備等導入事業 (太陽光発電パネル、蓄電池等設 置)	市	城崎 竹野 但東

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「豊岡市公共施設等総合管理計画」においては当該施設類型ごとの基本的方針は定めていないが、「施設保有量の最適化や施設の長寿命化を図る一方で、業務内容の見直しにより施設サービスの質を維持・向上させていくとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進等と併せて、光熱水費を含めた日常的な維持管理・運営費用の削減を図る」としていることから、整合性を図りながら事業を推進する。

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

過疎地域では、人口減少により今後さらなる地域活力の低下が懸念されている。一方で、過疎地域には魅力ある地域固有の資源が存在することから、それらの地域資源を活用した活動や地域の特性を生かした活動により、活力ある地域づくりが求められている。

### (2) その対策

ア 地域の魅力を高め、持続可能な地域づくりに資する事業、イベント等の活動を支援する。

イ 住民に一番身近な窓口である各庁舎について、効率的な管理運営を行うとともに、適切な維持管理を行う。

事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等）
1 移住・ 定住・地域 間交流の促 進、人材育 成	移住・定住	定住住宅改修補助事業（補助金） 移住者が空き家の改修を行う際の経費に対し補助する。	民間	移住検討段階から移住に至るまでの継続した支援を行い、 移住を促進する。
	人材育成	ジェンダーギャップ対策事業 ジェンダーギャップ解消に向け、市民の理解拡大と浸透に向 けた説明会やワークショップを行う。 多文化共生推進事業 外国人市民が、コミュニティの一員として活躍できる環境を 整備する。	市	固定的な性別役割分担を前提とした仕組みや習慣が見直さ れ、多様な人々が活躍することで持続可能な地域となる。
2 産業の 振興	第1次産業	豊岡農業スクール開校事業 就農意欲のある研修生が3年間、認定農業者のもとで研修 する。	市	将来の独立自営就農や雇用就農につながり、農業が持続可 能な産業となる。
		森林管理100%作戦推進事業 60年生以下のスギ・ヒノキ人工林の間伐事業等に要する経 費に対し補助する。 有害鳥獣対策 有害鳥獣対策として金網策、電気柵等の設置に対して助成 する。 森の体験教室 森林公園において、市民が森林・里山に親しむイベントを 開催する。	森林 組合 等	森林所有者の森林整備意欲を高め、山林の持つ多面的機能 の高度発揮、適切な森林環境の維持存続を図る。 野生動物被害が減少することにより生産意欲が高まり、耕 作放棄地減少、離農者減少の効果が見込める。 幅広い年齢層に対し森林への関心を高めることで、里山保 全の意識が醸成される。

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等）
2 産業の 振興	第1次産業	生産森林組合育成事業 生産森林組合運営に必要な経費に対し補助する。	生産 森林 組合	地域住民による自主的な山林保護活動の促進、森林環境の保全と水源涵養が図られるとともに、木材価格低迷等の影響による経営悪化の改善が見込まれる。
	商工業・6 次産業化	城崎麦わら細工振興事業 城崎麦わら細工振興協議会運営等に必要な経費に対し補助する。	民間	城崎麦わら細工の後継者育成、原材料確保を行い、伝統技術を継承することで、産業振興及び地域の活性化を図る。
		商工会補助 商工会が城崎、竹野、但東地域で実施する地域振興事業（誘客、職業体験等）に補助する。	商工 会	地域の魅力とブランド価値の向上につなげ、地域の活性化を図る。
	観光	歴史的建築物保存活用事業 城崎温泉の認定建築物が建築基準法の適用除外を受けるための設計費等を助成する。 城崎文芸館管理 城崎文芸館を管理・運営する。	民間  市	歴史的・文化的・景観的に価値のある建築物を保存活用することで、城崎温泉の景観が保全され、誘客につながる。 「文学のまち」を体現できる唯一の施設として城崎ブランド向上に必要であり、誘客や物産展などの売上誘発につながる。
	城崎ブランド力向上事業 城崎の魅力を高めるため、夏の風物詩の花火に対する補助、景観を形成する街路樹剪定等の管理、桜柳植替え・育成等を行う。 観光協会補助 観光協会の運営と活動に補助する。	民間	閑散期の観光客が増えることで年間を通し安定した誘客が図られ、経済効果が増える。 本市において最も外貨を稼ぐ産業である観光業が活性化することで、持続可能な産業及び地域となる。	

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等）
2 産業の 振興	観光	竹野振興局プロジェクト事業（認知度向上及び地域経済活性化） 竹野の認知度向上と地域の活性化及び歴史文化を継承し、竹野の良さを再認識してもらう事業（オープンウォータースイミング大会、カニカーニバル、北前まつり、地域情報発信事業）に対して補助を行う。	民間	竹野地域内外の人々や産業団体の交流により、竹野の認知度向上と地域経済の活性化に寄与する。
		竹野浜美化業務 竹野浜に漂着した海岸漂着ゴミの清掃を行う。	市	竹野海岸に訪れた人に快適な環境を提供することによって、観光資源としての質を高める。
		たけの海上花火大会 夏に行われる「たけの海上花火大会」に助成する。地域を表現する花火や地元小学生の夢を形にした花火を打ち上げる。	民間	毎年4万人弱の観客が訪れ、竹野の知名度を上げるイベントとなっている。地域に住む人と竹野から転出した人が、ふるさとの素情らしさの再認識と地域への愛着を深める機会になっており、将来のUターンに結びつく。
		市内周遊等促進事業 竹野地域の文化歴史などを題材にしたプロジェクト「マッピンング」や「竹野・誕生の塩工房」での塩づくり体験を行う。	市 観光 協会	地域資源を最大限活用し、竹野のファンを増やすとともに、竹野地域内の周遊を促し、地域経済の活性化に寄与する。
		観光拠点施設管理 竹野北前館、シルク温泉やまびこを適正に管理・運営する。	市	各地域の観光・交流の拠点であり、観光客の集客及び雇用創出につながる。
		泉源管理 竹野、但東地域の泉源施設の維持管理及び運営を行う。	市	温泉の安定的な供給により、地域活性化につながる。

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等）
2 産業の 振興	観光	たんとくチューリップまつり開催事業 2週間にわたり、約100万本・300品種のチューリップを 鑑賞できるほか、地域の特産品等を販売する。	民間	観光資源の乏しい但東地域にとって、チューリップまつり は但東地域の良さを内外に発信する最大の機会である。たく さんの地域住民が関わり、地域をあげて来訪者を迎え入れる。 栽培農家、観光協会、そば組合、宿泊事業者、J A、市役所等、 地域をあげての取り組みであり、交流人口の増加による地域の 活性化が見込まれる。
3 地域に おける情報 化	デジタル技 術活用	行政サービスのICT化推進事業 情報通信技術を活用し、行政の効率化と市民の利便性向上 を図る。	市	過疎地域の利便性が向上する。
4 交通施 設の整備、 交通手段の 確保	公共交通  その他	市営バス運行 市営バス「イナカー」の車両購入。  高校生通学バス定期補助 高校生が通学に使用するバス定期料金を補助する。  市道除雪・歩道除雪業務 降雪で通行困難となる幹線道路や生活道路、歩道の除雪を 行う。  避難所充実事業 飲料水、アルファ化米を災害時の備蓄として確保する。	市  市  市	過疎地域の移動手段を確保するとともに、老朽化した車両 の更新により、安全性の向上を図る。  過疎地域の高校生の通学を支援し、定住及び公共交通利用 促進を図る。  円滑な道路交通、歩道交通を維持することにより、安定的 な社会経済活動の確保につなげる。  大規模地震の際、自宅での安全確保が困難な避難住民に対 し、食糧等を給与する必要がある。道路の寸断等で孤立しや すい過疎地域において、食の確保と心の安定に寄与する。
5 生活環 境の整備	防災・防犯		市	

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等）
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	児童福祉	通園バス及び添乗員配置 認定子ども園への通園バスの運行並びに添乗員配置による 通園支援を行う。 交流保育及び園外保育支援 園外での自然体験保育や近隣小学校との交流会を実施す る。	市	保育を受ける手段の提供と保護者負担の軽減を図り、保護 者の就労支援へつなげる。 第2次スタンダードカリキュラムに基づく「めざす子ども 像」の実現に向け、幼児教育において一体的に育みたい資質・ 能力の3つの柱「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表 現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を育む。 健康づくりや体力づくりのための様々な事業を実施し、高 齢になっても元気でいきいきとした生活を送ることができ る。
	高齢者・障 害者福祉	多目的屋内運動広場（竹野地域）、健康増進センター（但東地 域）管理 多目的屋内運動場、健康増進センターの適正な維持管理を 行う。	市	健康福祉センターは各地域における地域福祉の拠点施設で あり、市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。 過疎地域における無医地区の解消と、地域包括ケアシステ ムの構築、常勤医師の確保を図る。
	健康づくり	健康福祉センター管理 健康福祉センターの適正な維持管理を行う。	市	健康福祉センターは各地域における地域福祉の拠点施設で あり、市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与する。 過疎地域における無医地区の解消と、地域包括ケアシステ ムの構築、常勤医師の確保を図る。
7 医療の 確保	自治体病院	市営診療所会計への繰出金 過疎地域にある診療所の安定的な運営のため、診療所事業 特別会計、国民健康保険事業特別会計（直診勘定）へ市一般会 計から繰出金を支出する。 市営診療所の機器整備 定期的かつ計画的に医療機器の更新を実施する。	市	過疎地域における医療を支え、地域住民が住みなれた地域 で安全・安心に生活し、医療提供を受けることができる。 英語をより楽しもうとする気持ち、また、積極的に人と関 わり合うこととする気持ちを育むことができる。小学校以降の英語 教育につなげ、豊岡で夢を実現させることや、豊岡に軸足を 置き世界規模で物事を考えられる子どもを育てる。
8 教育の 振興	幼児教育	英語遊び保育推進事業 指導員が市内就学前施設を巡回訪問し、英語遊びを行う。	市	過疎地域における医療を支え、地域住民が住みなれた地域 で安全・安心に生活し、医療提供を受けることができる。 英語をより楽しもうとする気持ち、また、積極的に人と関 わり合うこととする気持ちを育むことができる。小学校以降の英語 教育につなげ、豊岡で夢を実現させることや、豊岡に軸足を 置き世界規模で物事を考えられる子どもを育てる。

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等）
8 教育の 振興	義務教育	英語教育推進事業 全ての小・中学校に配置しているALTとのティーム・ティーチングを実施する。	市	実践的な英語力を身に付けるため、日ごろからネイティブな英語に触れ、ふるさとのこと、自分のことを英語で語る力を身に付ける。
		ふるさと教育推進事業 地域と直接関わり、「コウノトリ」「ジオパーク」「産業・文化」を学ぶ。	市	ふるさとを自分の言葉で語り、ふるさとに誇りを持つ子どもを育成することで、豊岡で夢を実現させること、豊岡に軸足を置いて夢に向かうことにつながる。
		コミュニケーション教育推進事業 演劇的手法を取り入れた授業を軸に、全教育活動でコミュニケーション能力の育成を図る。	市	性別や世代等を超えて人間関係を形成し、多様な人々や価値観を受け入れる子どもを育成する。
9 集落の 整備	生涯学習・スポーツ	非認知能力向上対策事業 年3回の演劇ワークショップを体験し、非認知能力の向上を図るきっかけとする。	市	予測困難で変化の激しい社会に対応し、よりよく生きていく力を付け、自立して夢に向かって挑戦する子どもを育成する。
		オリンピック・パラリンピック推進事業 ボートのドイツ代表チーム、スイス代表チームの事前合宿を受け入れる。	市	海外のトップ選手を間近で見ること、小さな世界都市を実感できる。また、インバウンドの促進にもつながる。
9 集落の 整備	集落整備	地域コミュニティ支援 市内29地区の地域コミュニティ組織の運営、活動をコミュニティづくり交付金及び活動促進事業交付金により財政的に支援する。	民間	財政支援により住民自治組織である地域コミュニティ組織が持続的かつ発展的に運営され、地域住民による主体的な地域課題解決や地域活性化につながる。
		コミュニティセンター管理 地域コミュニティ組織の拠点であるコミュニティセンターの維持管理を図る。	市	使用者が安全かつ快適に利用できるよう、市として適切に維持管理を行い、市民活動や地域コミュニティ組織運営の持続的発展につながる。

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考（事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等）
10 地域文 化の振興等	地域文化振 興	事業内容 城崎国際アートセンター管理運営 城崎国際アートセンターを適正に維持管理する。また、ディ レクター等専門スタッフを配置し、事業運営、芸術活動、地域 との連携体制、情報発信等のアートマネジメントを行う。 また、アーティスト・イン・レジデンスや豊岡アートシーズ ン等の事業を展開する。 芸術文化情報発信事業 アートセンター通信やウェブサイトを通じて芸術文化の情 報発信を行う。 文化芸術推進事業 文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深める観 光事業を実施する。 仲田光成寄贈作品補修洗浄事業 仲田光成氏寄贈作品の補修洗浄を行う。 竹野川湊館管理費 竹野川湊館の適正な維持管理を行う。 竹野焼杉板景観保全事業 JR竹野駅前から竹野浜までの家屋の外壁に焼杉板を使用し た際に、材料費の一部を補助する。 日本・モンゴル民族博物館管理運営 日本・モンゴル民族博物館の適正な維持管理を行うとともに、 モンゴルの生活文化の展示紹介や定期的な企画展、啓発事業 等を行う。	市	「演劇のまち」の拠点施設であり、国内外から最先端のア ーティストを招聘し、市民が優れた芸術に触れる機会を提供 する。 一流の作品に身近に触れることで、地域で暮らす価値と魅 力を醸成するとともに、豊かな生活を実現する。 より手軽に情報が入手できることで、芸術文化が市民の普 段の生活の接点となり、身近に感じられる。 文化・観光の振興、地域の活性化、観光客の来訪促進につな がる。 かな書作品の適正な措置を行うことにより、作品の維持管 理を図り、作品を通しての竹野地域の認知度向上につながる。 地域の活性化の拠点施設として、人々やモノが集い賑わい、 交流が生まれる。 観光資源でもある焼杉板の景観を保全し、竹野地域の良さ を再認識し、来訪者の増加と地域の活性化を図る。 国内はもとより、モンゴル国でも稀有な資料を展示・保管 しており、全国から来館者がある。また、国内外の国際交流の 拠点となっており、地域の貴重な資源として誇りの醸成につ ながる。

持続的発展 施策区分	地域文化 10 地域文化 興の振興等	事業名 地域文化振 興	事業内容 東井義雄の心伝える推進事業 東井義雄の研究会や講演会、読書会の開催及び教育読本を 配布する。	事業 主体 市	備考（事業効果が将来にわたって持続的に及ぶ説明等） 但東が生んだ偉大な教育者である東井義雄の教育理念を継 承するとともに、市の最上位目標である「いのちへの共感に 満ちたまちづくり」へつなげ、ふるさとを愛し、生きる力、助 け合う心を持った子どもたちを育成する。
---------------	--------------------------	-------------------	--	---------------	---

## 第80号議案

### 豊岡市辺地総合整備計画の策定について

公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を、別紙「豊岡市辺地総合整備計画」のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（理由） 辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため。



# 豊岡市辺地総合整備計画 (案)

2021年度

2021年9月

兵庫県豊岡市

## 総 合 整 備 計 画

兵庫県 豊岡市日高町万場辺地  
(辺地の人口 118 人 面積 3.0 k m<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 | 豊岡市日高町万場          |
| (2) 地域の中心の位置          | 豊岡市日高町万場字下畑 283-1 |
| (3) 辺地度数              | 100 点             |

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地区は、市の中心部から南西へ約 25 k m に位置し、大部分を山間部が占め、周囲を 1,000m 前後の山々に囲まれた神鍋高原に集落が散在する地形である。

市道栗栖野・万場線は、豊岡市日高町栗栖野地区から日高町万場地区を結ぶ 1.9km の道路である。

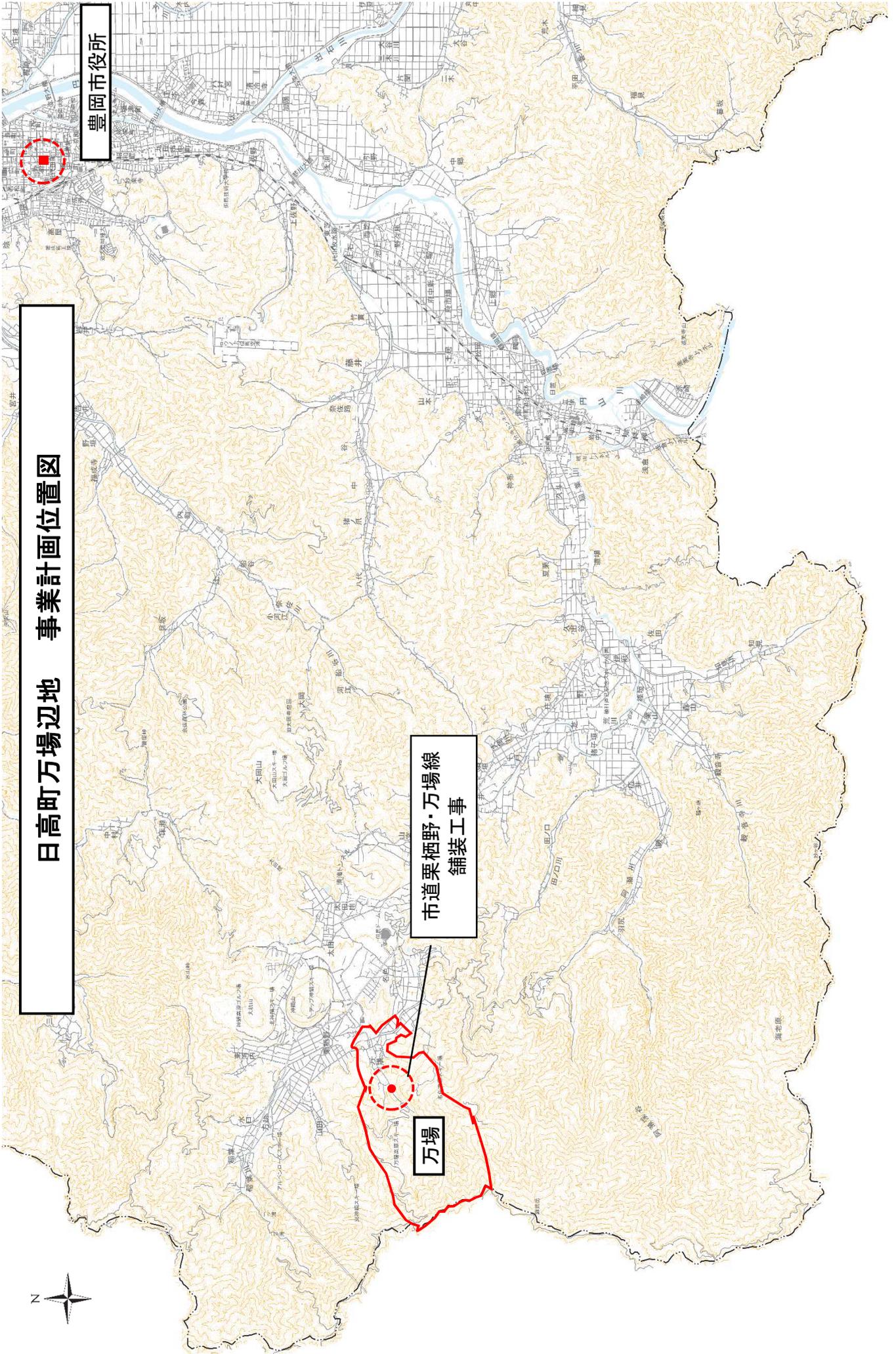
本路線は未舗装であり、大雨時に路面が洗堀され、通行に支障をきたしている。このため、アスファルト舗装へ改良を行うことにより、通行の安全確保を図るものである。

### 3 公共的施設の整備計画

令和 3 年度 1 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
大規模舗装修繕事業(市道栗栖野・万場線)	豊岡市	5,000	0	5,000	5,000
合 計		5,000	0	5,000	5,000



日高町万場辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

市道栗栖野・万場線  
舗装工事

万場



第81号議案

養父市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部  
変更について

養父市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について、豊岡市議会基本条例（平成24年豊岡市条例第52号）第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（理由）

養父市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため。



定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

豊岡市（以下「甲」という。）と養父市（以下「乙」という。）とは、平成24年7月3日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

周産期医療体制及びネットワークの整備	取組の内容	<p>但馬こうのとり周産期医療センターの機能の充実を図る。</p> <p>南但馬の分娩体制を維持するため、公立八鹿病院と公立豊岡病院との周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。</p>
	甲の役割	<p>(1) 乙や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する但馬こうのとり周産期医療センターの運営に必要な費用を負担するとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(2) 乙や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行うとともに、取組の調整を図る。</p>
	乙の役割	<p>(1) 甲や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する但馬こうのとり周産期医療センターの運営に必要な費用を負担する。</p> <p>(2) 甲や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。</p>
救急医療体制の充実	取組の内容	<p>ドクターカーの安定的な運行により、圏域の救命率の向上及び後遺症の軽減を図る。</p> <p>また、圏域に小児救急医療電話相談を共同で設置し、症状に応じた適切な対処方法、受診への助言等を行う。</p>
	甲の役割	<p>(1) 乙や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な</p>

		費用を負担する。 (2) 乙や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。

## 2 教育

芸術文化観光専門職大学との連携	取組の内容	芸術文化観光専門職大学が有する機能や多様な専門的人材の知識を最大限活用するとともに、学生の地域活動による新たな価値の創造と地域への定着を図る。
	甲の役割	乙や芸術文化観光専門職大学、兵庫県、関係市町等と連携し、取組の調整を図る。
	乙の役割	甲や芸術文化観光専門職大学、関係市町等と連携し、取組を進める。

## 3 産業振興

農作物被害防止対策等の推進	取組の内容	野生動物による農作物の被害を防止するため、圏域における被害防止対策を推進する。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、野生動物防護柵の設置や地元猟友会による有害鳥獣捕獲のための支援等を行う。また、圏域外との被害防止対策の情報交換を行い、取組の調整を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、野生動物防護柵の設置や地元猟友会による有害鳥獣捕獲のための支援等を行う。また、圏域外との被害防止対策の情報交換を行う。

## 4 防災

防災力の向上	取組の内容	大規模災害発生時における相互応援協定に基
--------	-------	----------------------

		づき、圏域の応援体制の強化を図る。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和3年 月 日

豊岡市中央町2番4号

甲 豊岡市

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

養父市八鹿町八鹿1675番地

乙 養父市

養父市長 広 瀬 栄

定住自立圏の形成に関する協定書（変更箇所）

変更前		変更後	
別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野			
1 医療		1 医療	
略		略	
2 教育		2 教育	
専門職大学の誘致	圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やUターン促進を図る。	芸術文化観光専門職大学との連携	芸術文化観光専門職大学が有する機能や多様な専門的人材の知識を最大限活用するとともに、学生の地域活動による新たな価値の創造と地域への定着を図る。
		甲の役割	乙や芸術文化観光専門職大学、兵庫県、関係市町等と連携し、取組の調整を図る。
		乙の役割	甲や芸術文化観光専門職大学、関係市町等と連携し、取組を進める。
3 産業振興		3 産業振興	
略		略	
4 防災		4 防災	
略		略	

## 第82号議案

朝来市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部  
変更について

朝来市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について、豊岡市議会基本条例（平成24年豊岡市条例第52号）第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（理由）

朝来市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため。



定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

豊岡市（以下「甲」という。）と朝来市（以下「乙」という。）とは、平成24年7月3日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

医療体制の確保	取組の内容	圏域の医療体制を維持するため、公的医療機関等の医師など、医療資源の確保に向けた取組を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係市町等と連携し、医師、看護師などの確保に向けた取組を行うとともに、取組の調整を図る。 (2) 乙や関係市町等と連携し、適正受診の啓発や、医療情報の提供のための取組を行うとともに、取組の調整を図る。 (3) 乙と連携し、医師確保のために必要な支援を行う。
	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、医師、看護師などの確保に向けた取組を行う。 (2) 甲や関係市町等と連携し、適正受診の啓発や、医療情報の提供のための取組を行う。 (3) 甲と連携し、医師確保のために必要な支援を行う。
周産期医療体制及びネットワークの整備	取組の内容	但馬こうのとり周産期医療センターの機能の充実を図る。 南但馬の分娩体制を維持するため、公立八鹿病院と公立豊岡病院との周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する但馬こうのとり周産期医療セ

		<p>ンターの運営に必要な費用を負担するとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(2) 乙や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行うとともに、取組の調整を図る。</p>
	乙の役割	<p>(1) 甲や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する但馬こうのとり周産期医療センターの運営に必要な費用を負担する。</p> <p>(2) 甲や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。</p>
救急医療体制の充実	取組の内容	<p>ドクターカーの安定的な運行により、圏域の救命率の向上及び後遺症の軽減を図る。</p> <p>また、圏域に小児救急医療電話相談を共同で設置し、症状に応じた適切な対処方法、受診への助言等を行う。</p>
	甲の役割	<p>(1) 乙や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。</p> <p>(2) 乙や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。</p>
	乙の役割	<p>(1) 甲や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。</p> <p>(2) 甲や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。</p>

## 2 教育

芸術文化観光専門職大学との連携	取組の内容	<p>芸術文化観光専門職大学が有する機能や多様な専門的人材の知識を最大限活用するとともに、学生の地域活動による新たな価値の創造と地域への定着を図る。</p>
	甲の役割	<p>乙や芸術文化観光専門職大学、兵庫県、関係市町等と連携し、取組の調整を図る。</p>

	乙の役割	甲や芸術文化観光専門職大学、関係市町等と連携し、取組を進める。
--	------	---------------------------------

### 3 防災

防災力の向上	取組の内容	大規模災害発生時における相互応援協定に基づき、圏域の応援体制の強化を図る。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和3年 月 日

豊岡市中央町2番4号

甲 豊岡市

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

朝来市和田山町東谷213番地1

乙 朝来市

朝来市長 藤 岡 勇

定住自立圏の形成に関する協定書（変更箇所）

変更前		変更後	
別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野			
1 医療		1 医療	
略		略	
2 教育		2 教育	
専門職大学の誘致	圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やUターン促進を図る。	芸術文化観光専門職大学との連携	芸術文化観光専門職大学が有する機能や多様な専門的人材の知識を最大限活用するとともに、学生の地域活動による新たな価値の創造と地域への定着を図る。
		甲の役割	乙や芸術文化観光専門職大学、兵庫県、関係市町等と連携し、取組の調整を図る。
		乙の役割	甲や芸術文化観光専門職大学、関係市町等と連携し、取組を進める。
3 防災		3 防災	
略		略	

## 第83号議案

香美町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部  
変更について

香美町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について、豊岡市議会基本条例（平成24年豊岡市条例第52号）第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（理由）

香美町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため。



定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

豊岡市（以下「甲」という。）と香美町（以下「乙」という。）とは、平成24年7月3日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

周産期医療体制及びネットワークの整備	取組の内容	<p>但馬こうのとり周産期医療センターの機能の充実を図る。</p> <p>南但馬の分娩体制を維持するため、公立八鹿病院と公立豊岡病院との周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。</p>
	甲の役割	<p>(1) 乙や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する但馬こうのとり周産期医療センターの運営に必要な費用を負担するとともに、取組の調整を図る。</p> <p>(2) 乙や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行うとともに、取組の調整を図る。</p>
	乙の役割	<p>(1) 甲や関係市町等と連携し、圏域のハイリスク患者に対応する但馬こうのとり周産期医療センターの運営に必要な費用を負担する。</p> <p>(2) 甲や関係市町等と連携し、圏域の周産期医療ネットワークの構築に向けた検討を行う。</p>
救急医療体制の充実	取組の内容	<p>ドクターカーの安定的な運行により、圏域の救命率の向上及び後遺症の軽減を図る。</p> <p>また、圏域に小児救急医療電話相談を共同で設置し、症状に応じた適切な対処方法、受診への助言等を行う。</p>
	甲の役割	<p>(1) 乙や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な</p>

		費用を負担する。 (2) 乙や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。

## 2 教育

芸術文化観光専門職大学との連携	取組の内容	芸術文化観光専門職大学が有する機能や多様な専門的人材の知識を最大限活用するとともに、学生の地域活動による新たな価値の創造と地域への定着を図る。
	甲の役割	乙や芸術文化観光専門職大学、兵庫県、関係市町等と連携し、取組の調整を図る。
	乙の役割	甲や芸術文化観光専門職大学、関係市町等と連携し、取組を進める。

## 3 産業振興

観光の振興	取組の内容	圏域の貴重な地球活動遺産である山陰海岸ジオパークを保護・保全するとともに、一層のPRに努め、特有の地域資源を活用した観光の振興を図る。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、ジオパーク活動に取り組み、観光の振興を図るとともに、必要な費用を負担する。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、ジオパーク活動に取り組み、観光の振興を図るとともに、必要な費用を負担する。

## 4 環境

循環型社会の構築	取組の内容	圏域の廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全
----------	-------	-----------------------

		及び公衆衛生の向上を図ること及び循環型社会の構築に寄与することを目的としてごみ処理施設を運営する。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の運営に必要な費用を負担する。

## 5 防災

防災力の向上	取組の内容	大規模災害発生時における相互応援協定に基づき、圏域の応援体制の強化を図る。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和3年 月 日

豊岡市中央町2番4号

甲 豊岡市  
豊岡市長 関貫久仁郎

美方郡香美町香住区香住870番地の1

乙 香美町  
香美町長 浜上勇人

定住自立圏の形成に関する協定書（変更箇所）

変更前		変更後	
別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野		別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野	
1 医療		1 医療	
略		略	
2 教育		2 教育	
専門職大学の誘致	圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やUIターン促進を図る。	芸術文化観光専門職大学との連携	芸術文化観光専門職大学が有する機能や多様な専門的人材の知識を最大限活用するとともに、学生の地域活動による新たな価値の創造と地域への定着を図る。
		甲の役割	乙や芸術文化観光専門職大学、兵庫県、関係市町等と連携し、取組の調整を図る。
		乙の役割	甲や芸術文化観光専門職大学、関係市町等と連携し、取組を進める。
3 産業振興		3 産業振興	
略		略	
4 環境		4 環境	
略		略	
5 防災		5 防災	
略		略	

第84号議案

新温泉町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について

新温泉町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部変更について、豊岡市議会基本条例（平成24年豊岡市条例第52号）第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（理由）

新温泉町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更するため。



定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

豊岡市（以下「甲」という。）と新温泉町（以下「乙」という。）とは、平成25年7月1日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

救急医療体制の充実	取組の内容	ドクターカーの安定的な運行により、圏域の救命率の向上及び後遺症の軽減を図る。 また、圏域に小児救急医療電話相談を共同で設置し、症状に応じた適切な対処方法、受診への助言等を行う。
	甲の役割	(1) 乙や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。 (2) 乙や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	(1) 甲や関係市町等と連携し、ドクターカーの安定的な運行に取り組むとともに、運行に必要な費用を負担する。 (2) 甲や関係市町等と連携し、小児救急医療電話相談を設置するとともに、運営に必要な費用を負担する。

2 教育

芸術文化観光専門職大学との連携	取組の内容	芸術文化観光専門職大学が有する機能や多様な専門的人材の知識を最大限活用するとともに、学生の地域活動による新たな価値の創造と地域への定着を図る。
	甲の役割	乙や芸術文化観光専門職大学、兵庫県、関係市

		町等と連携し、取組の調整を図る。
	乙の役割	甲や芸術文化観光専門職大学、関係市町等と連携し、取組を進める。

### 3 産業振興

観光の振興	取組の内容	圏域の貴重な地球活動遺産である山陰海岸ジオパークを保護・保全するとともに、一層のPRに努め、特有の地域資源を活用した観光の振興を図る。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、ジオパーク活動に取り組み、観光の振興を図るとともに、必要な費用を負担する。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、ジオパーク活動に取り組み、観光の振興を図るとともに、必要な費用を負担する。

### 4 環境

循環型社会の構築	取組の内容	圏域の廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること及び循環型社会の構築に寄与することを目的としてごみ処理施設を運営する。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の運営に必要な費用を負担する。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、ごみ処理施設の運営に必要な費用を負担する。

### 5 防災

防災力の向上	取組の内容	大規模災害発生時における相互応援協定に基づき、圏域の応援体制の強化を図る。
	甲の役割	乙や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。
	乙の役割	甲や関係市町等と連携し、災害時における必要な資機材や物資の斡旋・提供、職員の派遣や被災者の受入れ等、応援体制の強化を図る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和3年 月 日

豊岡市中央町2番4号

甲 豊岡市

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

美方郡新温泉町浜坂2673番地の1

乙 新温泉町

新温泉町長 西 村 銀 三

定住自立圏の形成に関する協定書（変更箇所）

変更前		変更後																															
別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野		別表第1（第3条関係） 生活機能の強化に係る政策分野																															
1 医療		1 医療																															
略		略																															
2 教育		2 教育																															
<table border="1"> <tr> <td> <u>専門職大学の誘致</u> —  </td> <td> <u>圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やUIターン促進を図る。</u>  </td> <td> <u>芸術文化観光専門職大学との連携</u>  </td> <td> <u>芸術文化観光専門職大学が有する機能や多様な専門的人材の知識を最大限活用するとともに、学生の地域活動による新たな価値の創造と地域への定着を図る。</u>  </td> </tr> <tr> <td></td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	<u>専門職大学の誘致</u> — 	<u>圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やUIターン促進を図る。</u> 	<u>芸術文化観光専門職大学との連携</u> 	<u>芸術文化観光専門職大学が有する機能や多様な専門的人材の知識を最大限活用するとともに、学生の地域活動による新たな価値の創造と地域への定着を図る。</u> 													<table border="1"> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>																
<u>専門職大学の誘致</u> — 	<u>圏域内に高等教育機関を誘致し、教育環境を充実させることにより、若者の転出抑制やUIターン促進を図る。</u> 	<u>芸術文化観光専門職大学との連携</u> 	<u>芸術文化観光専門職大学が有する機能や多様な専門的人材の知識を最大限活用するとともに、学生の地域活動による新たな価値の創造と地域への定着を図る。</u> 																														
3 産業振興		3 産業振興																															
略		略																															
4 環境		4 環境																															
略		略																															
5 防災		5 防災																															
略		略																															

第 85 号議案

兵庫県市町交通災害共済組合の解散について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、令和 4 年 3 月 31 日限り兵庫県市町交通災害共済組合を解散することについて協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎



第86号議案

兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、令和4年3月31日限り兵庫県市町交通災害共済組合を解散することに伴う財産処分について協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

1 設立基金について、関係市町へ分配する額は次のとおりとする。

(1) 豊岡市	107,836,604円
(2) 南あわじ市	39,453,303円
(3) 朝来市	63,174,609円
(4) 宍粟市	56,306,024円
(5) 淡路市	34,059,839円
(6) たつの市	55,924,830円
(7) 加東市	52,895,942円
(8) 猪名川町	26,074,504円
(9) 多可町	39,073,959円
(10) 稲美町	42,172,548円
(11) 播磨町	35,035,955円
(12) 市川町	24,800,465円
(13) 福崎町	34,485,444円
(14) 神河町	30,127,003円
(15) 太子町	43,243,037円
(16) 上郡町	28,499,218円
(17) 佐用町	37,480,099円
(18) 香美町	40,681,697円
(19) 新温泉町	35,628,410円

2 令和4年3月末における歳計現金については、前項各号に定める関係市町に均等に分配する。



## 第 87 号議案

### 兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部を次のとおり変更することについて協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

### 兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部を変更する規約

兵庫県市町交通災害共済組合規約（昭和 43 年兵庫県指令地第 1419 号許可）の一部を次のように変更する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（解散した場合の事務の承継及び決算審査）

第 14 条 組合が解散した場合においては、佐用町がその事務を承継する。

2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、佐用町の監査委員が審査を行い、その意見を付けて佐用町の議会の認定に付すものとする。

### 附 則

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。



新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>第13条 (略)</p> <p>(新規)</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>(解散した場合の事務の承継及び決算審査)</p> <p>第14条 組合が解散した場合においては、佐用町がその事務を承継する。</p> <p>2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、佐用町の監査委員が審査を行い、その意見を付けて佐用町の議会の認定に付すものとする。</p>



## 兵庫県市町交通災害共済組合規約の変更理由書

豊岡市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町で構成する兵庫県市町交通災害共済組合は、交通災害共済事業に関する事務を行っている。

近年、交通災害共済への加入人員が減少しており、直近の約10年においては毎年多額の基金取崩しが避けられない厳しい事業運営状況のため、平成29年度に全構成市町による検討委員会において協議した結果、行政が実施する交通災害共済事業としては一定の役割を終えたとの判断から、令和4年3月31日をもって兵庫県市町交通災害共済組合を解散することで合意した。

については、本組合が解散した場合における事務の承継先及び決算審査について定めるため、本規約を変更するものである。



第 88 号議案

工事請負契約の締結について

市道上野線（上野橋）橋梁下部工工事（その 3）について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年豊岡市条例第 55 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 市道上野線（上野橋）橋梁下部工工事（その 3）                         |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 3 契約の金額  | 150,590,000 円                                   |
| 4 契約の相手方 | 豊岡市出石町日野辺 636 番地の 43<br>株式会社 マツバラ<br>代表取締役 松原 道 |
| (備考) 工期限 | 令和 4 年 3 月 31 日                                 |



参考資料

市道上野線（上野橋）橋梁下部工工事（その3）の概要

橋台工	1 基
法覆護岸工	A=266m <sup>2</sup>
仮設工	1 式







第89号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

整理番号	路線名	起 点 終 点	主な 経過地
1	岩中1号線	豊岡市日高町岩中字中坪281番2地先 豊岡市日高町岩中1253番地先	
2	岩中2号線	豊岡市日高町岩中1330番地先 豊岡市日高町岩中1335番地先	
3	岩中3号線	豊岡市日高町岩中1331番地先 豊岡市日高町岩中1329番地先	
4	岩中4号線	豊岡市日高町岩中1336番地先 豊岡市日高町岩中1332番地先	
5	岩中5号線	豊岡市日高町岩中1234番地先 豊岡市日高町岩中1241番地先	
6	岩中6号線	豊岡市日高町浅倉字尾川1220番地先 豊岡市日高町岩中1346番地先	
7	岩中7号線	豊岡市日高町岩中1343番地先 豊岡市日高町岩中1342番地先	
8	岩中8号線	豊岡市日高町岩中1295番地先 豊岡市日高町岩中1289番地先	
9	岩中9号線	豊岡市日高町岩中1313番地先 豊岡市日高町岩中1301番地先	



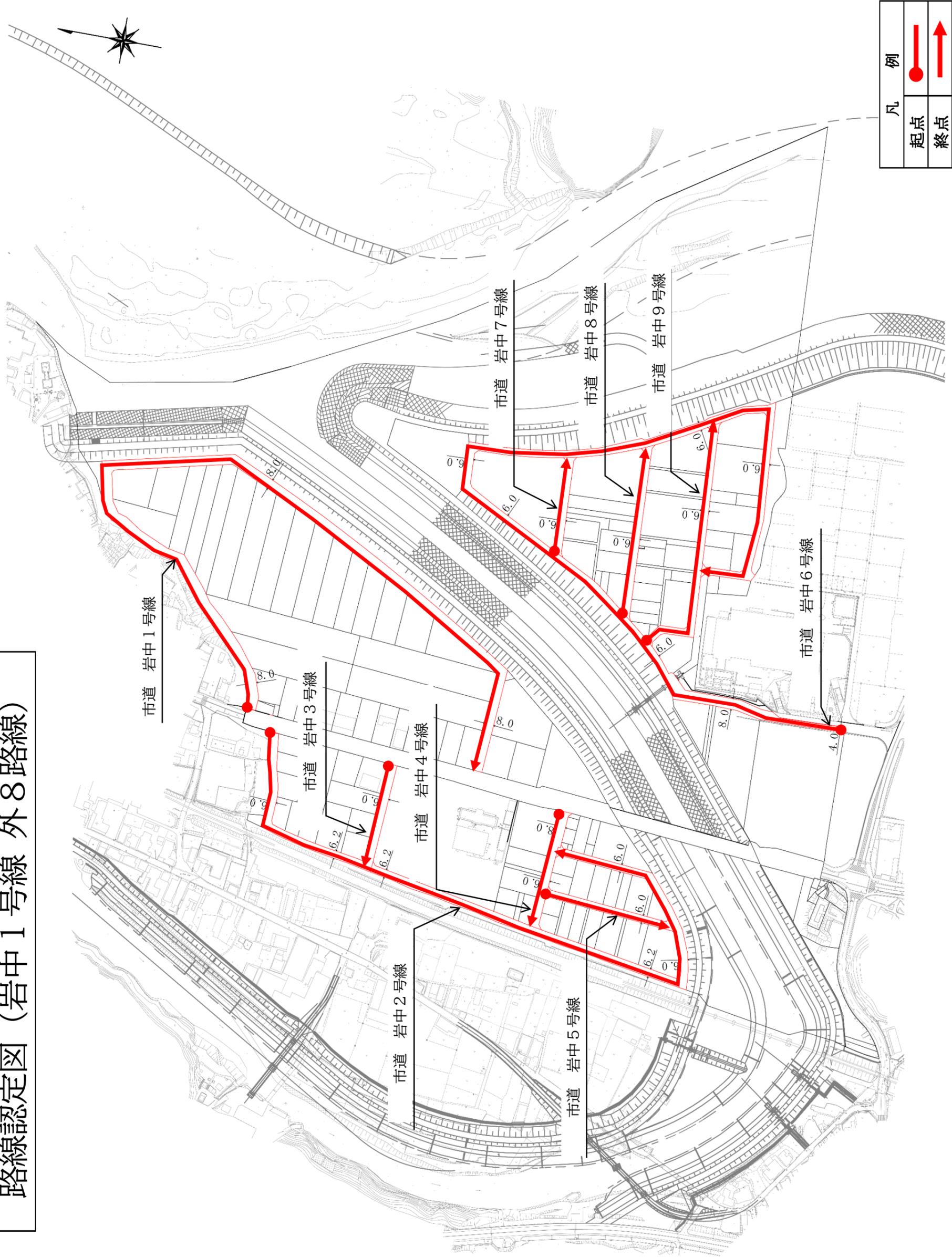
(参考)

(単位：m)

整理 番号	地区名	路線名	延長	幅員 (最小)	幅員 (最大)	主な 経過地
1	日高町岩中	岩中1号線	737.5	8.0	8.0	
2	日高町岩中	岩中2号線	637.2	6.0	6.2	
3	日高町岩中	岩中3号線	83.9	6.0	6.0	
4	日高町岩中	岩中4号線	99.1	6.0	8.0	
5	日高町岩中	岩中5号線	112.1	6.0	6.0	
6	日高町岩中	岩中6号線	876.6	4.0	8.0	
7	日高町岩中	岩中7号線	80.3	6.0	6.0	
8	日高町岩中	岩中8号線	141.5	6.0	6.0	
9	日高町岩中	岩中9号線	214.5	6.0	6.0	



# 路線認定図 (岩中1号線 外8路線)





## 第90号議案

### 令和2年度豊岡市水道事業剰余金の処分について

令和2年度豊岡市水道事業剰余金について、下記のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

### 記

令和2年度豊岡市水道事業未処分利益剰余金1,636,375,414円のうち、600,000円を豊岡市奨学基金積立金に、296,200,000円を資産維持積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。



第 91 号議案

令和 2 年度豊岡市下水道事業剰余金の処分について

令和 2 年度豊岡市下水道事業剰余金について、下記のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

令和 2 年度豊岡市下水道事業未処分利益剰余金 1,059,937,022 円のうち、704,019,386 円を減債積立金に、5,867,387 円を建設改良積立金に積み立て、350,050,249 円を資本金に組み入れるものとする。



第92号議案

豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うため。



豊岡市条例第 号

豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

豊岡市個人情報保護条例（平成17年豊岡市条例第215号）の一部を次のように改める。

第33条中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

デジタル庁設置法により情報提供等記録の訂正に係る通知先を内閣総理大臣に改め、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律から引用する規定の条項の号ずれを改めること。（第33条関係）

### 2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>



第93号議案

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例制定について

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

国民健康保険法の改正に伴い、所要の規定の整理を行うため。



豊岡市条例第 号

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第82条第7項」を「第82条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

国民健康保険法の改正に伴い、引用する条項を改めること。（第1条関係）

2 附則

この条例は、令和4年1月1日から施行すること。

豊岡市立国民健康保険資母診療所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(設置) 第1条 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）<u>第82条第7項</u>の規定により、豊岡市立国民健康保険資母診療所（以下「診療所」という。）を設置する。</p>	<p>(設置) 第1条 国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）<u>第82条第9項</u>の規定により、豊岡市立国民健康保険資母診療所（以下「診療所」という。）を設置する。</p>



第94号議案

豊岡市立城崎国際アートセンターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例制定について

豊岡市立城崎国際アートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定める。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

芸術家、地域住民、観光客等の交流の機会を促進するテレワーク施設を設置する  
ため。



豊岡市条例第 号

豊岡市立城崎国際アートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立城崎国際アートセンターの設置及び管理に関する条例（平成25年豊岡市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 芸術家、地域住民、観光客等のテレワークの推進に関すること。

別表スタジオ6の項の次に次のように加える。

コワーキングスペース	1人につき1時間以内は500円とし、1時間を超える連続使用は1,000円とする。
コワーキング個室スペース	コワーキングスペースの使用料により算出する額に、1時間当たり200円を加算した額とする。

別表中備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4の次に次のように加える。

5 コワーキングスペース及びコワーキング個室スペースにおける使用料の算出について、午後零時から午後1時までの間又は午後5時から午後6時までの間を使用する場合は、その使用に係る時間を使用料の算出の対象とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

## 豊岡市立城崎国際アートセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) センターに、芸術家、地域住民、観光客等のテレワークの推進に関する事業を加えること。(第3条関係)
- (2) センターに、テレワーク施設を設置し、その使用料を定めること。(別表関係)
  - ア コワーキングスペースは、1人につき1時間以内は500円とし、1時間を超える連続使用は1,000円とすること。
  - イ コワーキング個室スペースは、アにより算出する額に1時間当たり200円を加算した額とすること。

### 2 附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。

豊岡市立城崎国際アートセンターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）																																					
<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条 略</p> <p>別表（第7条、第12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="901 1124 1380 2056"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後6時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタジオ6</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設	使用料		午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	ホール			～	略		スタジオ6			<p>(事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>芸術家、地域住民、観光客等のテレワークの推進に関すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条 略</p> <p>別表（第7条、第12条関係）</p> <table border="1" data-bbox="901 192 1380 1124"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後6時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>～</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スタジオ6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コワーキングスペース</td> <td colspan="2">1人につき1時間以内は500円とし、1時間を超える連続使用は1,000円とする。</td> </tr> <tr> <td>コワーキング個室</td> <td colspan="2">コワーキングスペースの使用料により算出する金額</td> </tr> <tr> <td>スペース</td> <td colspan="2">に、1時間当たり200円を加算した金額とする。</td> </tr> </tbody> </table>	施設	使用料		午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	ホール			～	略		スタジオ6			コワーキングスペース	1人につき1時間以内は500円とし、1時間を超える連続使用は1,000円とする。		コワーキング個室	コワーキングスペースの使用料により算出する金額		スペース	に、1時間当たり200円を加算した金額とする。	
施設		使用料																																				
	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで																																				
ホール																																						
～	略																																					
スタジオ6																																						
施設	使用料																																					
	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで																																				
ホール																																						
～	略																																					
スタジオ6																																						
コワーキングスペース	1人につき1時間以内は500円とし、1時間を超える連続使用は1,000円とする。																																					
コワーキング個室	コワーキングスペースの使用料により算出する金額																																					
スペース	に、1時間当たり200円を加算した金額とする。																																					

附属設備	附属設備
<p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p>	<p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p><u>5</u> コワーキングスペース及びびコワーキング個室スペースにおける使用料の算出について、午後零時から午後1時までの間又は午後5時から午後6時までの間を使用する場合は、その使用に係る時間を使用料の算出の対象とする。</p> <p><u>6</u> 略</p> <p><u>7</u> 略</p>

第95号議案

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定に  
ついて

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

市の公園に、開発公園として豊岡市稲葉第1号公園から豊岡市稲葉第6号公園までの6公園を新設するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第147号）の一部を次のように改正する。

別表開発又は自然公園の部豊岡市日高伊府ぬく湯公園の項の次に次のように加える。

豊岡市稲葉第1号公園	豊岡市日高町浅倉字小山1225番地
豊岡市稲葉第2号公園	豊岡市日高町岩中1357番地
豊岡市稲葉第3号公園	豊岡市日高町岩中1360番地
豊岡市稲葉第4号公園	豊岡市日高町岩中1361番地
豊岡市稲葉第5号公園	豊岡市日高町岩中1288番地の1
豊岡市稲葉第6号公園	豊岡市日高町岩中1358番地

附 則

この条例は、令和3年10月8日から施行する。

## 豊岡市公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

豊岡市日高町浅倉字小山地内に豊岡市稲葉第1号公園を、豊岡市日高町岩中地内に豊岡市稲葉第2号公園外4を新たに設置すること。(別表関係)

### 2 附則

この条例は、令和3年10月8日から施行すること。

豊岡市公園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
種類	名称	種類	名称
開発又は自然公園	豊岡市戸牧第1公園	開発又は自然公園	豊岡市戸牧第1公園
	豊岡市日高伊府ぬく湯公園		豊岡市日高伊府ぬく湯公園
観光又は交流公園	豊岡市出石東篠小公園	観光又は交流公園	豊岡市日高町浅倉字小山1225番地
	豊岡市出石内町公園		豊岡市日高町岩中1357番地
	略		豊岡市日高町岩中1360番地
	略		豊岡市日高町岩中1361番地
	略		豊岡市日高町岩中1288番地の1
	略		豊岡市日高町岩中1358番地
農村公園	略	農村公園	略
	略		略



令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 3 年度豊岡市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 723,026 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,830,013 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 3 年 9 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		8,983,255	160,000	9,143,255
	1. 市 民 税	3,404,700	300,000	3,704,700
	2. 固 定 資 産 税	4,725,655	△140,000	4,585,655
11. 地 方 特 例 交 付 金		269,080	158,000	427,080
	2. 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	180,000	158,000	338,000
12. 地 方 交 付 税		16,650,000	499,206	17,149,206
	1. 地 方 交 付 税	16,650,000	499,206	17,149,206
15. 使 用 料 及 び 手 数 料		758,170	△2,064	756,106
	1. 使 用 料	547,743	△2,064	545,679
16. 国 庫 支 出 金		5,432,848	41,601	5,474,449
	1. 国 庫 負 担 金	2,651,205	19,152	2,670,357
	2. 国 庫 補 助 金	2,742,228	22,449	2,764,677
17. 県 支 出 金		3,161,520	7,679	3,169,199
	2. 県 補 助 金	1,238,816	7,667	1,246,483
	3. 委 託 金	292,746	12	292,758
19. 寄 附 金		828,000	3,270	831,270
	1. 寄 附 金	828,000	3,270	831,270
20. 繰 入 金		3,829,127	△659,725	3,169,402
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	62,133	120,937	183,070
	2. 基 金 繰 入 金	3,766,994	△780,662	2,986,332
21. 繰 越 金		1	868,696	868,697
	1. 繰 越 金	1	868,696	868,697
22. 諸 収 入		1,606,114	△51,737	1,554,377
	5. 雑 入	1,018,670	△51,737	966,933
23. 市 債		4,914,000	△301,900	4,612,100
	1. 市 債	4,914,000	△301,900	4,612,100
歳 入 合 計		49,106,987	723,026	49,830,013

一般会計

## 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		268,682	344	269,026
	1. 議会費	268,682	344	269,026
2. 総務費		7,862,328	658,777	8,521,105
	1. 総務管理費	7,014,373	674,461	7,688,834
	2. 徴税費	312,779	9,310	322,089
	3. 戸籍住民基本台帳費	273,372	△15,202	258,170
	4. 選挙費	230,842	△9,833	221,009
	5. 統計調査費	5,697	12	5,709
	6. 監査委員費	25,265	29	25,294
3. 民生費		13,190,208	151,681	13,341,889
	1. 社会福祉費	3,818,848	48,976	3,867,824
	2. 老人福祉費	3,396,741	10,816	3,407,557
	3. 児童福祉費	5,123,510	67,379	5,190,889
	4. 生活保護費	851,109	24,510	875,619
4. 衛生費		4,695,062	40,819	4,735,881
	1. 保健衛生費	4,169,527	41,661	4,211,188
	2. 清掃費	525,535	△842	524,693
6. 農林水産業費		1,720,741	13,693	1,734,434
	1. 農業費	1,424,091	9,104	1,433,195
	2. 林業費	231,872	4,455	236,327
	3. 水産業費	64,778	134	64,912
7. 商工費		1,891,498	△52,466	1,839,032
	1. 商工費	1,891,498	△52,466	1,839,032
8. 土木費		5,734,208	△13,397	5,720,811
	1. 土木管理費	730,323	△14,021	716,302
	2. 道路橋りょう費	1,738,941	16,463	1,755,404
	3. 河川費	55,774	29	55,803
	5. 都市計画費	2,980,314	△14,716	2,965,598

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6.住 宅 費	217,689	△1,152	216,537
9.消 防 費		2,310,423	△12,379	2,298,044
	1.消 防 費	2,310,423	△12,379	2,298,044
10.教 育 費		4,320,470	△68,620	4,251,850
	1.教 育 総 務 費	962,051	△39,202	922,849
	2.小 学 校 費	756,439	△4,635	751,804
	3.中 学 校 費	366,048	835	366,883
	4.幼 稚 園 費	316,509	△11,801	304,708
	5.社 会 教 育 費	820,496	△13,570	806,926
	6.保 健 体 育 費	1,098,927	△247	1,098,680
13.諸 支 出 金		71,971	4,574	76,545
	1.普 通 財 産 取 得 費	71,971	4,574	76,545
歳 出	合 計	49,106,987	723,026	49,830,013

## 第 2 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
子育て支援総合拠点等整備事業費	402,500	473,700
〔子育て支援総合拠点等〕	〔 402,500 〕	〔 473,700 〕
水道施設整備事業費	55,200	25,500
〔一般会計出資債〕	〔 55,200 〕	〔 25,500 〕
道路整備事業費	196,600	211,000
〔大規模舗装修繕事業〕	〔 44,500 〕	〔 58,900 〕
臨時財政対策債	1,610,000	1,257,500
過疎対策事業債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	144,500	139,200
計	4,914,000	4,612,100



令和 3 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計  
補 正 予 算 ( 第 10 号 ) に 関 する 説 明 書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	8,983,255	160,000	9,143,255
11. 地方特例交付金	269,080	158,000	427,080
12. 地方交付税	16,650,000	499,206	17,149,206
15. 使用料及び手数料	758,170	△2,064	756,106
16. 国庫支出金	5,432,848	41,601	5,474,449
17. 県支出金	3,161,520	7,679	3,169,199
19. 寄附金	828,000	3,270	831,270
20. 繰入金	3,829,127	△659,725	3,169,402
21. 繰越金	1	868,696	868,697
22. 諸収入	1,606,114	△51,737	1,554,377
23. 市債	4,914,000	△301,900	4,612,100
歳入合計	49,106,987	723,026	49,830,013



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	268,682	344	269,026
2. 総務費	7,862,328	658,777	8,521,105
3. 民生費	13,190,208	151,681	13,341,889
4. 衛生費	4,695,062	40,819	4,735,881
6. 農林水産業費	1,720,741	13,693	1,734,434
7. 商工費	1,891,498	△52,466	1,839,032
8. 土木費	5,734,208	△13,397	5,720,811
9. 消防費	2,310,423	△12,379	2,298,044
10. 教育費	4,320,470	△68,620	4,251,850
13. 諸支出金	71,971	4,574	76,545
歳出合計	49,106,987	723,026	49,830,013

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			344
△157	65,900	△53,217	646,251
7,836		75,845	68,000
39,208	△29,700	37,918	△6,607
		180	13,513
17,793			△70,259
	14,400	△2,100	△25,697
		750	△13,129
△15,400		16	△53,236
		4,574	
49,280	50,600	63,966	559,180

2. 歳 入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

目	補正前の額	補正額	計
1. 個人	2,989,000	300,000	3,289,000
計	3,404,700	300,000	3,704,700

(款) 1. 市税

(項) 2. 固定資産税

目	補正前の額	補正額	計
1. 固定資産税	4,708,000	△140,000	4,568,000
計	4,725,655	△140,000	4,585,655

(款) 11. 地方特例交付金

(項) 2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	180,000	158,000	338,000
計	180,000	158,000	338,000

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	16,650,000	499,206	17,149,206
計	16,650,000	499,206	17,149,206

(款) 15. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
7. 土木使用料	348,782	△2,100	346,682
8. 教育使用料	18,599	36	18,635

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 現 年 課 税 分	300,000	現年課税分	300,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 現 年 課 税 分	△140,000	現年課税分	△140,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	158,000	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	158,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 地 方 交 付 税	499,206	普通交付税	499,206

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3. 都市計画使用料	△2,100	駐車場使用料 江原駅周辺駐車場	△2,100 △2,100
4. 社会教育使用料	36	美術館入館料	36

## (款) 15. 使用料及び手数料

## (項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
計	547,743	△2,064	545,679

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費国庫負担金	2,649,205	1,202	2,650,407
4. 衛生費国庫負担金	2,000	17,950	19,950
計	2,651,205	19,152	2,670,357

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	1,318,364	1,191	1,319,555
3. 衛生費国庫補助金	10,692	21,258	31,950
計	2,742,228	22,449	2,764,677

## (款) 17. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	29,866	4,000	33,866
2. 民生費県補助金	347,871	5,443	353,314

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	758	特別障害者手当等給付費負担金（過年度分） 障害者（児）自立支援給付費負担金（過年度分）	61 697
3. 児童福祉費負担金	444	児童手当負担金（過年度分）	444
1. 保健衛生費負担金	17,950	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	17,950

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 老人福祉費補助金	△2,600	疾病予防対策事業費補助金	△2,600
3. 児童福祉費補助金	3,791	放課後児童健全育成事業費補助金 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	2,619 1,172
1. 保健衛生費補助金	21,258	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	21,258

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	4,000	空き家活用支援事業費補助金	4,000
1. 社会福祉費補助金	824	重度障害者医療費助成事業費補助金（過年度分） 乳幼児等医療費助成事業費補助金（過年度分） 高齢重度障害医療費助成事業費補助金（過年度分） 高齢期移行助成事業費補助金（過年度分）	56 14 559 195
2. 老人福祉費補助金	2,000	地域介護拠点整備費補助金	2,000
3. 児童福祉費補助金	2,619	放課後児童健全育成事業費補助金	2,619

## (款) 17. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
6. 商工費県補助金	10,571	△1,776	8,795
計	1,238,816	7,667	1,246,483

## (款) 17. 県支出金

## (項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	217,176	12	217,188
計	292,746	12	292,758

## (款) 19. 寄附金

## (項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費寄附金	828,000	40	828,040
8. 教育費寄附金	0	1,000	1,000
90. 一般寄附金	0	2,230	2,230
計	828,000	3,270	831,270

## (款) 20. 繰入金

## (項) 1. 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険事業特別会計繰入金	0	9,720	9,720
2. 後期高齢者医療事業特別会計繰入金	11,576	1,098	12,674
3. 介護保険事業特別会計繰入金	0	65,027	65,027
4. 診療所事業特別会計繰入金	0	37,918	37,918

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 商工費補助金		△1,776	商店街消費拡大支援事業費補助金 △1,776

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
5. 統計調査費委託金		12	統計調査員確保対策事業費委託金 12

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 総務管理費寄附金		40	環境保全事業費寄附金 40
1. 教育総務費寄附金		500	奨学基金寄附金 500
3. 中学校費寄附金		500	設備整備寄附金 500
1. 一般寄附金		2,230	一般寄附金 2,230

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 国民健康保険事業特別会計繰入金		9,720	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)繰入金 2,300 国民健康保険事業特別会計(直診勘定)繰入金 7,420
1. 後期高齢者医療事業特別会計繰入金		1,098	後期高齢者医療事業特別会計繰入金 1,098
1. 介護保険事業特別会計繰入金		65,027	介護保険事業特別会計繰入金 65,027
1. 診療所事業特別会計繰入金		37,918	診療所事業特別会計繰入金 37,918

## (款) 20. 繰入金

## (項) 1. 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
7. 太陽光発電事業特別会計繰入金	50,557	6,574	57,131
8. 水道事業会計繰入金	0	600	600
計	62,133	120,937	183,070

## (款) 20. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	2,622,964	△774,222	1,848,742
13. 地域振興基金繰入金	425,060	△6,440	418,620
計	3,766,994	△780,662	2,986,332

## (款) 21. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	868,696	868,697
計	1	868,696	868,697

## (款) 22. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	1,017,834	△51,737	966,097

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	太陽光発電事業特別会計繰入金	6,574	太陽光発電事業特別会計繰入金	6,574
1.	水道事業会計繰入金	600	水道事業会計繰入金	600

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	財政調整基金繰入金	△774,222	財政調整基金繰入金	△774,222
1.	地域振興基金繰入金	△6,440	地域振興基金繰入金	△6,440

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	前年度繰越金	868,696	前年度繰越金	868,696

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
3.	雑入	△51,737	広告料 パンフレット 頒布代 書籍等 委託料 農地中間管理事業推進業務 参加者負担金 イベント等入場料 講習等負担金 防火管理者資格取得講習受講料 補助金・交付金 コミュニティ助成事業費交付金 トヨタ・モビリティ基金活動助成金 消防団員安全装備品整備事業助成金	△600 △600 △1,625 △1,625 180 180 △298 △298 △250 △250 5,900 2,400 2,500 1,000

## (款) 22. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
(雑入)			
計	1,018,670	△51,737	966,933

## (款) 23. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務債	531,400	71,200	602,600
4. 衛生債	55,200	△29,700	25,500
8. 土木債	1,241,800	14,400	1,256,200
14. 臨時財政対策債	1,610,000	△352,500	1,257,500
15. 過疎対策事業債(過疎地域持続的 発展特別事業分)	144,500	△5,300	139,200
計	4,914,000	△301,900	4,612,100

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(雑 入)		事業協賛金	△200
		歌舞伎開催事業	△200
		事業助成金	△3,484
		永楽館自主事業助成金	△3,000
		スポーツ振興くじ助成金	△484
		市民会館等入場料	△51,360
		永楽館	△51,360

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理債	71,200	子育て支援総合拠点等整備事業債	71,200
1. 保健衛生債	△29,700	水道施設整備事業債	△29,700
		一般会計出資債	△29,700
2. 道路橋りょう債	14,400	道路整備事業債	14,400
		大規模舗装修繕事業	14,400
1. 臨時財政対策債	△352,500	臨時財政対策債	△352,500
1. 過疎対策事業債(過疎地域持続的発展特別事業分)	△5,300	過疎対策事業債(過疎地域持続的発展特別事業分)	△5,300

3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	268,682	344	269,026				344
計	268,682	344	269,026				344

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	2,067,232	4,613	2,071,845				4,613
5. 財 産 管 理 費	702,457	670,172	1,372,629			24,690	645,482

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	449	人件費	1,185
		一般職給	449
3. 職員手当等	87	一般職員	449
		扶養手当	△102
4. 共済費	649	通勤手当	28
		期末手当	83
8. 旅費	△793	勤勉手当	78
		共済組合負担金	649
13. 使用料及び賃借料	△48	議会管理費【議会事務局】	△156
		普通旅費	△156
		議会運営活動費【議会事務局】	△685
		費用弁償	△637
		自動車借上料	△48

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	7,895	人件費	4,613
		特別職給	△1,379
3. 職員手当等	△956	一般職給	9,274
		一般職員	9,274
4. 共済費	4,025	扶養手当	574
		住居手当	△931
18. 負担金、補助及び交付金	△6,351	通勤手当	△989
		単身赴任手当	△192
		管理職手当	△1,489
		期末手当	△577
		勤勉手当	1,658
		児童手当	990
		共済組合負担金	3,997
		健保、厚生年金保険料	28
		負担金	△6,351
		退職手当組合	△4,675
		職員互助会	△76
		職員給与費	△1,600
11. 役務費	578	基金管理費【財政課・生涯学習課・環境経済課・教育総務課・こども育成課・竹野地域振興課】	668,399
12. 委託料	1,195	財政調整基金積立金	602,230
		市債管理基金積立金	19,860
24. 積立金	668,399	奨学基金積立金	1,100
		地域振興基金積立金	45,209
		財産管理費【建築住宅課】	1,773
		手数料	578

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(財産管理費)							
6. 企画費	470,683	4,521	475,204				4,521
8. 公共交通対策費	315,271	2,500	317,771			2,500	
9. 環境政策推進費	112,162	11,518	123,680			2,040	9,478
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	115,157	2,641	117,798				2,641
11. 情報管理費	209,067	△3,245	205,822				△3,245

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			業務委託料 登記業務 測量業務	1,195
12. 委託料	4,521		キャリアデザイン推進事業費 【ジェンダーギャップ 対策室】 業務委託料 職場環境改善支援業務	4,521 4,521
7. 報償費	450		公共交通対策事業費 【都市整備課】 報償金	2,500 450
8. 旅費	336		費用弁償 消耗品費	336 214
10. 需用費	214		業務委託料 実証運行业務	1,500
12. 委託料	1,500			
1. 報酬	1,852		人件費 会計年度任用職員報酬	9,260 1,852
2. 給料	2,976		パートタイム職員 一般職給	1,852 2,976
3. 職員手当等	2,943		一般職員 扶養手当	2,976 300
4. 共済費	1,489		通勤手当 管理職手当	545 364
7. 報償費	174		期末手当 勤勉手当	1,108 506
8. 旅費	65		児童手当 共済組合負担金	120 1,112
10. 需用費	5		健保、厚生年金保険料 ごみの減量・資源化対策事業費 【生活環境課】	377 258
13. 使用料及び賃借料	14		報償金 報償品	150 24
18. 負担金、補助及び 交付金	2,000		費用弁償 消耗品費 通行料 映像使用料 太陽光発電システム導入補助事業費 【生活環境課】 補助金 個人向け太陽光発電システム設置費	65 5 2 12 2,000 2,000 2,000
2. 給料	1,161		人件費 一般職給	2,641 1,161
3. 職員手当等	605		一般職員 住居手当	1,161 △26
4. 共済費	875		通勤手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 共済組合負担金	△39 △210 504 376 875
2. 給料	△1,580		人件費 一般職給	△3,245 △1,580

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(情報管理費)							
14. 竹野振興局費	40,923	△9,469	31,454	△4,169	△5,300	△298	298
16. 出石振興局費	46,102	375	46,477			2,436	△2,061
21. 交通安全対策費	11,139	△25	11,114				△25
22. 但馬空港利用促進費	82,631	△333	82,298				△333
32. 地域コミュニティ推進費	395,106	275	395,381				275
34. 地方創生推進事業費	1,968,746	△9,082	1,959,664	4,000	71,200	△84,585	303

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		△1,385	一般職員	△1,580
4. 共済費		△280	扶養手当	△238
			通勤手当	12
			管理職手当	△364
			期末手当	△393
			勤勉手当	△252
			児童手当	△150
			共済組合負担金	△280
12. 委託料		△3,069	竹野振興局プロジェクト事業費 【竹野地域振興課】	△9,469
18. 負担金、補助及び 交付金		△6,400	事業委託料	△3,069
			プロジェクトマッピング事業	
			補助金	△6,400
			竹野浜オープンウォーター大会事業費	△300
			たけの海上花火大会事業費	△5,000
竹野まち歩き事業費	△1,100			
7. 報償費		404	庁舎管理費 【出石地域振興課】	301
8. 旅費		140	修繕料	301
			出石振興局プロジェクト事業費 【出石地域振興課】	△1,726
10. 需用費		1,388	報償金	104
			消耗品費	150
11. 役務費		330	手数料	330
			業務委託料	141
12. 委託料		141	警備業務	
			会場借上料	49
13. 使用料及び賃借料		49	補助金	△2,500
			出石お城まつり事業費	△2,500
14. 工事請負費		352	久保修画業50周年記念事業費 【出石地域振興課】	1,800
			報償金	300
17. 備品購入費		71	費用弁償	140
			消耗品費	308
18. 負担金、補助及び 交付金		△2,500	印刷製本費	407
			修繕料	222
			設置工事費	352
			照明器具	
			事業用備品	71
4. 共済費		△25	人件費	△25
			共済組合負担金	△25
1. 報酬		△28	人件費	△333
3. 職員手当等		△268	会計年度任用職員報酬	△28
			パートタイム職員	△28
4. 共済費		△37	通勤手当	△268
			健保、厚生年金保険料	△37
3. 職員手当等		202	人件費	275
4. 共済費		73	期末手当	202
			健保、厚生年金保険料	73
10. 需用費		△4,597	内発型産業育成事業費 【環境経済課】	1,100
			業務委託料	1,100

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(地方創生推進事業費)							
計	7,014,373	674,461	7,688,834	△169	65,900	△53,217	661,947

## (款) 2. 総務費

## (項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 税務総務費	249,278	9,310	258,588				9,310

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
11. 役 務 費	△11,748	事業承継促進業務 豊岡市工業会支援事業費 【環境経済課】 △400
12. 委 託 料	△55,748	補助金 △400 豊岡市工業会 △400
13. 使用料及び賃借料	△11,689	定住推進事業費 【環境経済課】 4,000 補助金 4,000
14. 工 事 請 負 費	75,000	学生向けシェアハウス改修事業費 4,000 豊岡の未来を創る高校生支援事業費 【こども教育課】
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△300	補助金 △2,600 豊岡の未来を創る高校生支援事業費 △2,600 出石永楽館歌舞伎開催事業費 【出石地域振興課】 △86,182 消耗品費 △1,350 食糧費 △209 印刷製本費 △3,028 修繕料 △10 通信運搬費 △135 手数料 △11,515 筆耕翻訳料 △83 保険料 △15 業務委託料 △748 警備業務 事業委託料 △56,100 歌舞伎公演事業 会場借上料 △1,029 自動車借上料 △2,443 建物借上料 △7,279 用品借上料 △938 補助金 △1,300 永楽館歌舞伎観劇バス運行事業費 △1,300 子育て支援総合拠点等整備事業費 【こども育成課】 75,000 整備工事費 75,000 子育て支援総合拠点等

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給 料	5,475	人件費 9,310 一般職給 5,475
3. 職 員 手 当 等	1,064	一般職員 5,475 扶養手当 △264
4. 共 済 費	2,771	住居手当 △309 通勤手当 170 管理職手当 181

## (款) 2. 総務費

## (項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(税務総務費)							
計	312,779	9,310	322,089				9,310

## (款) 2. 総務費

## (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	273,372	△15,202	258,170				△15,202
計	273,372	△15,202	258,170				△15,202

## (款) 2. 総務費

## (項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	16,929	167	17,096				167
13. 市長選挙及び市議会議員補欠選挙費	47,999	△10,000	37,999				△10,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		期末手当 841 勤勉手当 745 児童手当 △300 共済組合負担金 2,771

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△8,642	人件費 △15,202 一般職給 △8,642
3. 職員手当等	△4,462	一般職員 △8,642 住居手当 △329
4. 共済費	△2,098	通勤手当 △241 管理職手当 △181 期末手当 △1,972 勤勉手当 △1,459 児童手当 △280 共済組合負担金 △2,098

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	88	人件費 167 扶養手当 72
4. 共済費	79	期末手当 16 共済組合負担金 79
1. 報酬	△664	人件費 △4,299 会計年度任用職員報酬 △541
3. 職員手当等	△3,633	補助員(選挙管理委員会事務局) △541 非常勤職員報酬 △123
4. 共済費	△2	通勤手当 △12 時間外勤務手当 △3,621
7. 報償費	△17	健保、厚生年金保険料 △2

## (款) 2. 総務費

## (項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(市長選挙及び市議会議員補欠選挙費)							
計	230,842	△9,833	221,009				△9,833

## (款) 2. 総務費

## (項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 統計調査総務費	235	12	247	12			
計	5,697	12	5,709	12			

## (款) 2. 総務費

## (項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	25,265	29	25,294				29

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費	△2,508	市長選挙及び市議会議員補欠選挙費 【選挙管理委員会事務局】	△5,701
11. 役務費	△375	報償品	△17
12. 委託料	△126	消耗品費	△1,608
13. 使用料及び賃借料	△144	燃料費	△32
18. 負担金、補助及び交付金	△2,531	食糧費	△164
		印刷製本費	△686
		修繕料	△18
		通信運搬費	△382
		広告料	△1
		手数料	9
		筆耕翻訳料	△1
		業務委託料	△126
		入場整理券作成業務	
		駐車場警備業務	
		会場借上料	△191
		自動車借上料	△60
		機器借上料	124
用品借上料	△17		
交付金	△2,531		
		選挙公営費	△2,531

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費	1	調査員確保対策事業費 【総務課】	12
11. 役務費	11	消耗品費	4
		食糧費	△5
		修繕料	2
		通信運搬費	11

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
4. 共済費	29	人件費	29

## (款) 2. 総務費

## (項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(監査委員費)							
計	25,265	29	25,294				29

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	1,104,261	5,462	1,109,723	61		9,720	△4,319
10. 医療費助成事業費	312,651	2,956	315,607	824			2,132

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		共済組合負担金 29

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△2,180	人件費 6 会計年度任用職員報酬 △2,180
2. 給料	165	パートタイム職員 △2,180 一般職給 165
3. 職員手当等	720	一般職員 165 扶養手当 297
4. 共済費	1,301	住居手当 △336 通勤手当 310
27. 繰出金	5,456	期末手当 △155 勤勉手当 104 児童手当 500 共済組合負担金 1,681 健保、厚生年金保険料 △380 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 【市民課】 5,416 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 5,416 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【健康増進課】 40 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 40
12. 委託料	1,815	高齢期移行助成事業費 【市民課】 17 国県負担金等精算返納金 17
22. 償還金、利子及び割引料	1,141	県補助金返納金 17 重度障害者医療費助成事業費 【市民課】 219 国県負担金等精算返納金 219 県補助金返納金 219 乳幼児等医療費助成事業費 【市民課】 2,087 業務委託料 1,815 基幹システム改修業務 国県負担金等精算返納金 272 県補助金返納金 272 母子家庭等医療費助成事業費 【市民課】 123 国県負担金等精算返納金 123 県補助金返納金 123 高齢重度障害者医療費助成事業費 【市民課】 18 国県負担金等精算返納金 18 県補助金返納金 18 こども医療費助成事業費 【市民課】 492 国県負担金等精算返納金 492

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(医療費助成事業費)							
15. 障害者総合支援事業費	2,086,968	34,192	2,121,160	697			33,495
16. 生活困窮者自立支援事業費	44,044	6,366	50,410				6,366
計	3,818,848	48,976	3,867,824	1,582		9,720	37,674

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 老人福祉総務費	3,035,208	13,322	3,048,530			66,125	△52,803
2. 老人福祉事業費	133,879	△4,803	129,076	△2,600			△2,203

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			県補助金返納金	492
8. 旅 費	96		障害者（児）自立支援給付事業費 【社会福祉課】	24,146
			国県負担金等精算返納金	24,146
18. 負担金、補助及び 交付金	21		県負担金返納金	24,146
			障害者（児）医療給付事業費 【社会福祉課】	9,897
			国県負担金等精算返納金	9,897
22. 償還金、利子及び割 引	34,075		国庫負担金返納金	9,897
			地域生活支援事業費 【社会福祉課】	32
			国県負担金等精算返納金	32
			国庫補助金返納金	32
			障害者基幹相談支援事業費 【社会福祉課】	117
			普通旅費	96
			負担金	21
			職員研修	21
22. 償還金、利子及び割 引	6,366		住居確保給付金支給事業費 【社会福祉課】	6,366
			国県負担金等精算返納金	6,366
			国庫負担金返納金	6,366

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給 料	△3,012		人件費	△3,225
			一般職給	△3,012
3. 職 員 手 当 等	376		一般職員	△3,012
			扶養手当	297
4. 共 済 費	△589		通勤手当	△94
			時間外勤務手当	1,108
22. 償還金、利子及び割 引	794		期末手当	△608
			勤勉手当	△477
			児童手当	150
27. 繰 出 金	15,753		共済組合負担金	△589
			老人福祉総務費 【高年介護課】	794
			国県負担金等精算返納金	794
			国庫負担金返納金	794
			介護保険事業特別会計繰出金 【高年介護課】	11,635
			介護保険事業特別会計繰出金	11,635
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金 【市民課】	4,118
			後期高齢者医療事業特別会計繰出金	4,118
12. 委 託 料	△5,700		高齢者短期生活支援住居運営事業費 【高年介護課】	△500
			事業委託料	△500
			短期生活支援住居運営事業	

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(老人福祉事業費)							
6. 老人福祉施設管理費	6,924	297	7,221				297
9. 老人福祉施設整備費	20,781	2,000	22,781	2,000			
計	3,396,741	10,816	3,407,557	△600		66,125	△54,709

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	1,814,047	34,864	1,848,911	1,616			33,248
2. 放課後児童クラブ運営費	261,238	11,311	272,549	5,238			6,073

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22. 償還金、利子及び割引		897	老人福祉事業費 【高年介護課】 業務委託料 PCR検査業務 国庫負担金等精算返納金 国庫補助金返納金	△4,303 △5,200 897 897
10. 需用費		297	長寿園管理費 【高年介護課】 修繕料	297 297
18. 負担金、補助及び交付金		2,000	民間老人福祉施設助成事業費 【高年介護課】 補助金 地域介護拠点整備費	2,000 2,000 2,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		1,227	人件費 会計年度任用職員報酬	△6,459 1,227
2. 給料		△4,306	パートタイム職員 一般職給	1,227 △4,306
3. 職員手当等		△1,895	一般職員 扶養手当	△4,306 △360
4. 共済費		△1,485	住居手当 通勤手当	△300 △136
22. 償還金、利子及び割引		41,323	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料 児童福祉総務費 【こども育成課】 国県負担金等精算返納金 国庫負担金精算返納金 児童扶養手当給付事業費 【社会福祉課】 国県負担金等精算返納金 国庫負担金返納金 児童手当給付事業費 【市民課】 国県負担金等精算返納金 県負担金返納金 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費 【社会福祉課】 国県負担金等精算返納金 国庫補助金返納金	△221 △878 △1,522 37 16,897 16,897 16,897 99 99 99 19 19 19 24,308 24,308 24,308
3. 職員手当等		211	人件費 通勤手当	305 211

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(放課後児童クラブ 運 営 費)							
4. 私立保育所費	2,375,175	△68	2,375,107				△68
5. 公立保育所費	651,093	11,956	663,049				11,956
6. 母子・父子福祉費	21,957	9,316	31,273				9,316

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共 済 費	94	健保、厚生年金保険料	94	
12. 委 託 料	3,149	放課後児童健全育成事業費 【こども育成課】	7,857	
		事業用備品	7,857	
17. 備 品 購 入 費	7,857	放課後児童クラブ整備事業費 【こども育成課】	3,149	
		投資委託料	3,149	
		実施設計等		
8. 旅 費	△38	私立保育園等振興事業費 【こども育成課】	△68	
		普通旅費	△38	
10. 需 用 費	△14	消耗品費	△14	
		通行料	△16	
13. 使用料及び賃借料	△16			
1. 報 酬	3,078	人件費	11,923	
		会計年度任用職員報酬	3,078	
2. 給 料	3,132	パートタイム職員	3,078	
		一般職給	3,132	
3. 職 員 手 当 等	3,835	一般職員	△468	
		会計年度任用職員	3,600	
4. 共 済 費	1,878	扶養手当	500	
		住居手当	△662	
10. 需 用 費	△157	通勤手当	1,715	
		管理職手当	840	
11. 役 務 費	△3	期末手当	1,384	
		勤勉手当	△167	
13. 使用料及び賃借料	△24	児童手当	225	
		共済組合負担金	567	
17. 備 品 購 入 費	305	健保、厚生年金保険料	2,900	
		学校共済組合負担金	△1,589	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△88	保育所管理費 【教育総務課】	△157	
		燃料費	△73	
		光熱水費	△84	
		児童保育運営事業費 【こども育成課】	190	
		保険料	△3	
		用品借上料	△24	
		事業用備品	305	
		負担金	△10	
		兵庫県保育協会	△10	
		補助金	△78	
		森本へき地保育園通園助成金	△78	
2. 給 料	4,094	人件費	7,985	
		一般職給	4,094	
3. 職 員 手 当 等	2,514	一般職員	4,094	
		通勤手当	308	
4. 共 済 費	1,377	管理職手当	574	
		期末手当	935	
22. 償還金、利子及び割 引 料	1,331	勤勉手当	697	
		共済組合負担金	1,377	
		母子・父子福祉事業費 【社会福祉課】	105	
		国県負担金等精算返納金	105	
		国庫補助金返納金	105	

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(母子・父子福祉費)							
計	5,123,510	67,379	5,190,889	6,854			60,525

## (款) 3. 民生費

## (項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 生活保護総務費	50,007	△2,145	47,862				△2,145
2. 扶助費	801,102	26,655	827,757				26,655
計	851,109	24,510	875,619				24,510

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	390,696	31,164	421,860				31,164

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		母子生活支援施設措置事業費 【社会福祉課】 1,226 国県負担金等精算返納金 1,226 国庫負担金返納金 817 県負担金返納金 409

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△774	人件費 △2,310 一般職給 △774
3. 職員手当等	△1,344	一般職員 △774 扶養手当 △180
4. 共済費	△192	住居手当 △336 通勤手当 74
22. 償還金、利子及び割引	165	管理職手当 △574 期末手当 △205 勤勉手当 △123 共済組合負担金 △192 生活保護適正実施推進事業費 【社会福祉課】 165 国県負担金等精算返納金 165 国庫負担金返納金 73 国庫補助金返納金 92
22. 償還金、利子及び割引	26,655	生活保護措置費 【社会福祉課】 26,655 国県負担金等精算返納金 26,655 国庫負担金返納金 25,116 県負担金返納金 1,539

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	6,531	人件費 31,164 会計年度任用職員報酬 6,531
2. 給料	11,144	パートタイム職員 6,531 一般職給 11,144

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(保健衛生総務費)							
3. 予防費	265,772	39,208	304,980	39,208			
4. 環境衛生費	19,281	750	20,031				750
9. 診療所費	87,908	294	88,202			37,918	△37,624
10. 水道費	361,109	△29,755	331,354		△29,700		△55
計	4,169,527	41,661	4,211,188	39,208	△29,700	37,918	△5,765

## (款) 4. 衛生費

## (項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 清掃総務費	14,106	△842	13,264				△842
計	525,535	△842	524,693				△842

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		7,040	一般職員	11,144
4. 共済費		6,449	扶養手当	491
			住居手当	△332
			通勤手当	△443
			管理職手当	385
			期末手当	4,314
			勤勉手当	2,205
			児童手当	420
			共済組合負担金	5,208
			健保、厚生年金保険料	1,241
1. 報酬		18,762	人件費	39,208
3. 職員手当等		20,245	会計年度任用職員報酬	18,762
			パートタイム職員	812
			看護師（健康増進課）	17,950
4. 共済費		201	通勤手当	63
			時間外勤務手当	20,182
			健保、厚生年金保険料	201
18. 負担金、補助及び交付金		750	環境衛生事業費 【生活環境課】	750
			補助金	750
			環境衛生施設整備事業費	750
27. 繰出金		294	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】	294
			診療所事業特別会計繰出金	294
18. 負担金、補助及び交付金		△29,755	水道事業会計負担金 【水道課】	△29,755
			負担金	△29,755
			水道事業会計	△29,755

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△651	人件費	△842
3. 職員手当等		△202	一般職給	△651
			一般職員	△651
4. 共済費		11	扶養手当	△12
			期末手当	△90
			勤勉手当	△100
			共済組合負担金	11

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 農業委員会費	67,032	1,510	68,542				1,510
2. 農業総務費	155,160	10,575	165,735				10,575
3. 農業振興費	682,707	180	682,887			180	
5. 農地費	501,088	△3,161	497,927				△3,161
計	1,424,091	9,104	1,433,195			180	8,924

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 林業総務費	36,002	4,455	40,457				4,455

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	167	人件費	1,510	
3. 職員手当等	1,057	一般職給	167	
4. 共済費	286	一般職員	167	
		扶養手当	△96	
		住居手当	228	
		通勤手当	640	
		期末手当	17	
		勤勉手当	28	
		児童手当	240	
		共済組合負担金	286	
2. 給料	4,823	人件費	10,575	
3. 職員手当等	3,035	一般職給	4,823	
4. 共済費	2,717	一般職員	4,823	
		扶養手当	24	
		住居手当	384	
		通勤手当	373	
		管理職手当	364	
		期末手当	870	
		勤勉手当	645	
		児童手当	375	
		共済組合負担金	2,717	
10. 需用費	120	農地中間管理事業推進事業費 【農林水産課】	180	
11. 役務費	60	修繕料	120	
		通信運搬費	60	
2. 給料	△1,869	人件費	△3,161	
3. 職員手当等	△1,462	一般職給	△1,869	
4. 共済費	170	一般職員	△1,869	
		扶養手当	△174	
		住居手当	12	
		通勤手当	92	
		管理職手当	△363	
		期末手当	△537	
		勤勉手当	△372	
		児童手当	△120	
		共済組合負担金	183	
		健保、厚生年金保険料	△13	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	2,267	人件費	4,455	

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(林業総務費)							
計	231,872	4,455	236,327				4,455

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 水産業総務費	17,922	134	18,056				134
計	64,778	134	64,912				134

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 商工総務費	97,485	△13,393	84,092				△13,393
2. 商工振興費	1,186,639	△19,519	1,167,120	17,793			△37,312

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	1,521	一般職給 2,267 一般職員 2,267
4. 共済費	667	扶養手当 294 通勤手当 97 期末手当 743 勤勉手当 507 児童手当 △120 共済組合負担金 667

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
4. 共済費	134	人件費 134 共済組合負担金 134

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△7,764	人件費 △13,393 一般職給 △7,764
3. 職員手当等	△3,102	一般職員 △7,764 扶養手当 △240
4. 共済費	△2,527	住居手当 672 通勤手当 △249 期末手当 △1,755 勤勉手当 △1,230 児童手当 △300 共済組合負担金 △2,527
18. 負担金、補助及び交付金	△19,519	商工振興事業費 【環境経済課・日高地域振興課】 △19,519 補助金 △7,819 商工会議所・商工会運営費 △4,770 城崎温泉ふるさと祭り事業費 △387 商店街消費拡大支援事業費 △2,662 交付金 △11,700

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(商工振興費)							
3. 消費者行政推進費	17,847	9	17,856				9
5. 観光費	261,290	△19,563	241,727				△19,563
計	1,891,498	△52,466	1,839,032	17,793			△70,259

## (款) 8. 土木費

## (項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土木総務費	279,942	△14,370	265,572				△14,370
4. 排水機樋門管理費	95,567	349	95,916				349

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			緊急事態宣言事業継続一時支援給付金	△4,500
			神鍋地域事業者支援給付金	△7,200
2. 給料		22	人件費	9
			一般職給	22
4. 共済費		△13	一般職員	22
			共済組合負担金	△13
1. 報酬		△6,253	人件費	△18,458
			会計年度任用職員報酬	△6,253
2. 給料		△5,431	パートタイム職員	△6,253
			一般職給	△5,431
3. 職員手当等		△3,955	一般職員	△5,431
			扶養手当	△198
4. 共済費		△2,819	住居手当	△426
			通勤手当	△291
8. 旅費		△105	管理職手当	△574
			期末手当	△1,517
18. 負担金、補助及び交付金		△1,000	勤勉手当	△849
			児童手当	△100
			共済組合負担金	△1,733
			健保、厚生年金保険料	△1,086
			観光事業費【大交流課・日高地域振興課】	△1,105
			普通旅費	△105
			補助金	△1,000
			日高夏まつり事業費	△1,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△8,172	人件費	△14,370
			一般職給	△8,172
3. 職員手当等		△4,478	一般職員	△8,172
			扶養手当	85
4. 共済費		△1,720	通勤手当	△399
			管理職手当	△483
			期末手当	△1,981
			勤勉手当	△1,500
			児童手当	△200
			共済組合負担金	△1,720
3. 職員手当等		271	人件費	349
			扶養手当	110
4. 共済費		78	期末手当	26

## (款) 8. 土木費

## (項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(排水機樋門管理費)							
計	730,323	△14,021	716,302				△14,021

## (款) 8. 土木費

## (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 道路橋りょう総務費	123,674	6,114	129,788				6,114
2. 道路維持費	392,410	16,000	408,410		14,400		1,600
3. 道路新設改良費	151,188	△5,651	145,537				△5,651
計	1,738,941	16,463	1,755,404		14,400		2,063

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		児童手当 135 共済組合負担金 78

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	3,243	人件費 6,114 一般職給 3,243
3. 職員手当等	1,348	一般職員 3,243 扶養手当 △221
4. 共済費	1,523	住居手当 666 通勤手当 102 期末手当 742 勤勉手当 584 児童手当 △525 共済組合負担金 1,523
14. 工事請負費	16,000	道路維持事業費 【建設課】 16,000 補修工事費 16,000 舗装
2. 給料	△2,601	人件費 △5,651 一般職給 △2,601
3. 職員手当等	△2,175	一般職員 △2,601 扶養手当 △300
4. 共済費	△875	住居手当 △336 通勤手当 △15 期末手当 △832 勤勉手当 △572 児童手当 △120 共済組合負担金 △875

## (款) 8. 土木費

## (項) 3. 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 河川総務費	55,774	29	55,803				29
計	55,774	29	55,803				29

## (款) 8. 土木費

## (項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	346,438	△14,716	331,722			△2,100	△12,616
計	2,980,314	△14,716	2,965,598			△2,100	△12,616

## (款) 8. 土木費

## (項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 住宅管理費	217,689	△1,152	216,537				△1,152
計	217,689	△1,152	216,537				△1,152

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共 済 費		29	人件費	29
			共済組合負担金	29

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給 料		△8,310	人件費	△14,716
			一般職給	△8,310
3. 職 員 手 当 等		△4,174	一般職員	△8,310
			扶養手当	240
4. 共 済 費		△2,232	住居手当	△32
			通勤手当	△221
			管理職手当	△784
			期末手当	△2,120
			勤勉手当	△1,617
			児童手当	360
			共済組合負担金	△2,232

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報 酬		△147	人件費	△1,152
			会計年度任用職員報酬	△147
3. 職 員 手 当 等		△1,100	パートタイム職員	△147
			扶養手当	△156
4. 共 済 費		95	住居手当	△600
			通勤手当	162
			管理職手当	△182
			期末手当	△213
			勤勉手当	△111
			共済組合負担金	113
			健保、厚生年金保険料	△18

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 常備消防費	1,079,513	△15,293	1,064,220			△250	△15,043
2. 非常備消防費	343,903	866	344,769			1,000	△134
5. 災害対策費	68,219	2,048	70,267				2,048
計	2,310,423	△12,379	2,298,044			750	△13,129

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	△10,008	人件費	△14,498	
		一般職給	△10,008	
3. 職員手当等	△3,605	一般職員	△10,008	
		扶養手当	16	
4. 共済費	△885	住居手当	11	
		通勤手当	△272	
8. 旅費	△563	单身赴任手当	912	
		宿日直手当	48	
10. 需用費	△221	管理職手当	△610	
		期末手当	△2,268	
17. 備品購入費	△11	勤勉手当	△1,822	
		児童手当	380	
		共済組合負担金	△885	
		一般管理費【消防本部】	△138	
		普通旅費	△138	
		予防活動事業費【消防本部】	△250	
		普通旅費	△29	
		消耗品費	△221	
		消防活動事業費【消防本部】	△21	
		普通旅費	△10	
		事業用備品	△11	
		救助活動事業費【消防本部】	△381	
		普通旅費	△381	
		消防装備管理費【消防本部】	△5	
		普通旅費	△5	
2. 給料	△15	人件費	866	
		一般職給	△15	
3. 職員手当等	793	一般職員	△15	
		扶養手当	166	
4. 共済費	88	住居手当	275	
		通勤手当	△104	
		管理職手当	△210	
		期末手当	266	
		勤勉手当	160	
		児童手当	240	
		共済組合負担金	88	
10. 需用費	117	防災行政無線管理費【防災課】	840	
		消耗品費	117	
11. 役務費	723	手数料	723	
		避難所充実事業費【防災課】	1,208	
17. 備品購入費	1,208	事業用備品	1,208	

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 教育委員会費	2,977	△59	2,918				△59
2. 事務局費	421,295	△32,304	388,991	△15,400			△16,904
4. 教育研修センター費	23,630	△250	23,380				△250
5. 学校振興費	172,738	△12,010	160,728				△12,010
6. 特別支援教育費	138,559	5,421	143,980				5,421
計	962,051	△39,202	922,849	△15,400			△23,802

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
8. 旅	費	△59	教育委員会費 【教育総務課】	△59
			費用弁償	△51
			普通旅費	△8
1. 報	酬	△12	人件費	△16,829
			会計年度任用職員報酬	△12
2. 給	料	△11,002	パートタイム職員	△12
			一般職給	△11,002
3. 職 員 手 当 等		△3,778	一般職員	△11,002
			扶養手当	△54
4. 共 済 費		△2,037	住居手当	342
			通勤手当	△452
8. 旅	費	△75	期末手当	△1,998
			勤勉手当	△1,651
18. 負担金、補助及び 交 付 金		△15,400	児童手当	35
			共済組合負担金	△1,977
			健保、厚生年金保険料	△49
			学校共済組合負担金	△11
			教育総務事務局費 【教育総務課】	△15,475
			普通旅費	△75
			交付金	△15,400
			大学生等修学支援給付金	△15,400
1. 報	酬	△126	人件費	△250
			会計年度任用職員報酬	△126
3. 職 員 手 当 等		△85	パートタイム職員	△126
			通勤手当	△58
4. 共 済 費		△39	期末手当	△27
			健保、厚生年金保険料	△39
1. 報	酬	△9,169	人件費	△12,010
			会計年度任用職員報酬	△9,169
3. 職 員 手 当 等		△1,263	パートタイム職員	△9,169
			通勤手当	△324
4. 共 済 費		△1,578	期末手当	△939
			健保、厚生年金保険料	△1,578
1. 報	酬	3,849	人件費	5,421
			会計年度任用職員報酬	3,849
3. 職 員 手 当 等		747	パートタイム職員	3,849
			通勤手当	△111
4. 共 済 費		825	期末手当	858
			健保、厚生年金保険料	825

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	496,459	△4,635	491,824				△4,635
計	756,439	△4,635	751,804				△4,635

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	218,295	835	219,130			500	335
計	366,048	835	366,883			500	335

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬	△2,520	人件費	△3,960
3. 職員手当等	△1,023	会計年度任用職員報酬	△2,520
4. 共済費	△417	パートタイム職員	△2,520
11. 役務費	66	扶養手当	△180
12. 委託料	△741	通勤手当	△302
		期末手当	△541
		共済組合負担金	53
		健保、厚生年金保険料	△470
		学校施設管理費 【教育総務課】	△675
		通信運搬費	66
		保守点検委託料	23
		OA機器保守点検	
		業務委託料	△764
		ネットワーク設定変更業務	
		ICT支援業務	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬	105	人件費	226
3. 職員手当等	78	会計年度任用職員報酬	105
4. 共済費	43	パートタイム職員	105
11. 役務費	132	通勤手当	56
12. 委託料	△23	期末手当	22
17. 備品購入費	500	健保、厚生年金保険料	43
		学校運営事業費 【こども教育課】	500
		クラブ活動備品	500
		学校施設管理費 【教育総務課】	109
		通信運搬費	132
		保守点検委託料	46
		OA機器保守点検	
		業務委託料	△69
		ネットワーク設定変更業務	
		ICT支援業務	

## (款) 10. 教育費

## (項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 幼稚園費	316,509	△11,801	304,708				△11,801
計	316,509	△11,801	304,708				△11,801

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費	163,581	△24,379	139,202				△24,379
3. 文化財保護費	203,804	225	204,029				225
6. 図書館費	172,414	4,701	177,115				4,701

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	△2,903	人件費	△11,801
			会計年度任用職員報酬	△2,903
2. 給	料	△7,096	パートタイム職員	△2,903
			一般職給	△7,096
3. 職 員 手 当 等		21	一般職員	1,225
			会計年度任用職員	△8,321
4. 共 済 費		△1,823	扶養手当	△60
			住居手当	252
			通勤手当	121
			管理職手当	1,260
			期末手当	△2,033
			勤勉手当	361
			児童手当	120
			共済組合負担金	12
			健保、厚生年金保険料	△498
			学校共済組合負担金	△1,337

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	△12	人件費	△24,379
			会計年度任用職員報酬	△12
2. 給	料	△13,639	パートタイム職員	△12
			一般職給	△13,639
3. 職 員 手 当 等		△6,939	一般職員	△13,639
			扶養手当	△58
4. 共 済 費		△3,789	住居手当	△560
			通勤手当	△413
			管理職手当	△296
			期末手当	△3,216
			勤勉手当	△2,396
			共済組合負担金	△3,776
			健保、厚生年金保険料	△13
3. 職 員 手 当 等		40	人件費	225
			扶養手当	13
4. 共 済 費		185	通勤手当	37
			勤勉手当	△10
			共済組合負担金	185
1. 報	酬	△18	人件費	4,701
			会計年度任用職員報酬	△18
2. 給	料	2,197	パートタイム職員	△18
			一般職給	2,197

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(図書館費)							
7. 市民会館等管理費	91,188	6,063	97,251				6,063
9. 博物館等管理費	122,036	△180	121,856				△180
計	820,496	△13,570	806,926				△13,570

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健体育総務費	176,804	△832	175,972				△832

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		1,662	一般職員	2,197
4. 共済費		860	扶養手当	258
			住居手当	336
			通勤手当	△164
			期末手当	729
			勤勉手当	503
			共済組合負担金	860
2. 給料		3,342	人件費	6,063
3. 職員手当等		1,692	一般職給	3,342
			一般職員	3,342
4. 共済費		1,029	扶養手当	36
			住居手当	156
			通勤手当	96
			管理職手当	210
			期末手当	757
			勤勉手当	557
			児童手当	△120
			共済組合負担金	1,029
1. 報酬		△156	人件費	△180
3. 職員手当等		△55	会計年度任用職員報酬	△156
			パートタイム職員	△156
4. 共済費		31	通勤手当	△22
			期末手当	△33
			共済組合負担金	55
			健保、厚生年金保険料	△24

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△443	人件費	98
2. 給料		148	委員報酬	△443
			スポーツ推進委員	△443
3. 職員手当等		216	一般職給	148
			一般職員	148
4. 共済費		177	通勤手当	△24
			管理職手当	181
			期末手当	34
7. 報償費		△210	勤勉手当	25
			共済組合負担金	177
8. 旅費		△108	生涯スポーツ振興事業費 【スポーツ振興課】	△422
10. 需用費		△97	報償金	△100
			報償品	△110

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(保健体育総務費)							
5. 市民グラウンド費	77,101	△605	76,496			△484	△121
7. 学校給食共同調理所費	379,030	1,190	380,220				1,190
計	1,098,927	△247	1,098,680			△484	237

## (款) 13. 諸支出金

## (項) 1. 普通財産取得費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土地取得費	71,971	4,574	76,545			4,574	
計	71,971	4,574	76,545			4,574	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12. 委託料	△50	消耗品費	△10	
		印刷製本費	△87	
13. 使用料及び賃借料	△65	事業委託料	△50	
		スポーツ大会開催事業		
18. 負担金、補助及び交付金	△400	会場借上料	△65	
		ボート推進事業費 【スポーツ振興課】	△508	
		普通旅費	△108	
		補助金	△400	
		全国市町村交流レガッタ派遣費	△400	
17. 備品購入費	△605	豊岡市民グラウンド管理費 【スポーツ振興課】	△605	
		事業用備品	△605	
1. 報酬	△288	人件費	1,190	
		会計年度任用職員報酬	△288	
2. 給料	1,285	パートタイム職員	△288	
		一般職給	1,285	
3. 職員手当等	△454	一般職員	1,285	
		扶養手当	△425	
4. 共済費	647	住居手当	202	
		通勤手当	△215	
		期末手当	△104	
		勤勉手当	88	
		共済組合負担金	647	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
16. 公有財産購入費	4,574	土地取得費 【財政課】	4,574	
		土地購入費	4,574	
		土地開発基金用地	4,574	

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)				
補正後	長 等	4		33,301	11,783 (4.45月分)	45,084	8,035	53,119	
	議 員	24	105,012		44,784 (4.45月分)	149,796	34,338	184,134	
	その他の 特別職	2,880	107,670			107,670	486	108,156	
	計	2,908	212,682	33,301	56,567	302,550	42,859	345,409	
補正前	長 等	4		34,680	14,791 (4.45月分)	49,471	9,105	58,576	
	議 員	24	105,012		44,784 (4.45月分)	149,796	34,338	184,134	
	その他の 特別職	2,885	108,236			108,236	486	108,722	
	計	2,913	213,248	34,680	59,575	307,503	43,929	351,432	
比 較	長 等	0	0	△ 1,379	△ 3,008	0	△ 4,387	△ 1,070	△ 5,457
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の 特別職	△ 5	△ 566	0	0	△ 566	0	△ 566	
	計	△ 5	△ 566	△ 1,379	△ 3,008	△ 4,953	△ 1,070	△ 6,023	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)					
補正後	( 978 ) 869	1,201,430	3,056,280	2,169,999	6,427,709	1,218,430	7,646,139		
補正前	( 950 ) 876	1,190,379	3,095,788	2,166,373	6,452,540	1,211,937	7,664,477		
比 較	( 28 ) △ 7	11,051	△ 39,508	3,626	△ 24,831	6,493	△ 18,338		

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	105,263	39,359	120,219	2,736	12,576
	補正前	104,808	41,338	120,865	2,016	12,576
	比 較	455	△ 1,979	△ 646	720	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	292,574	34,580	10,092	48	101,938
	補正前	274,905	34,580	10,092	0	103,899
	比 較	17,669	0	0	48	△ 1,961
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後	700	916,861	481,333	51,720	
	補正前	700	923,737	487,092	49,765	
	比 較	0	△ 6,876	△ 5,759	1,955	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 795 )		2,904,338	1,880,416	4,784,754	968,234	5,752,988	
補正前	( 802 )		2,939,125	1,876,987	4,816,112	959,615	5,775,727	
比 較	( △ 7 )		△ 34,787	3,429	△ 31,358	8,619	△ 22,739	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	105,263	39,359	67,943	2,736	12,576
	補正前	104,808	41,338	68,706	2,016	12,576
	比 較	455	△ 1,979	△ 763	720	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	292,574	34,580	10,092	48	101,938
	補正前	274,905	34,580	10,092	0	103,899
	比 較	17,669	0	0	48	△ 1,961
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後	700	679,554	481,333	51,720	
	補正前	700	686,510	487,092	49,765	
	比 較	0	△ 6,956	△ 5,759	1,955	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 978 74 )	1,201,430	151,942	289,583	1,642,955	250,196	1,893,151	
補正前	( 950 74 )	1,190,379	156,663	289,386	1,636,428	252,322	1,888,750	
比 較	( 28 0 )	11,051	△ 4,721	197	6,527	△ 2,126	4,401	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			52,276		
	補正前			52,159		
	比 較			117		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		237,307		0	
	補正前		237,227		0	
	比 較		80		0	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 39,508	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 39,508	職員の変動によるもの △ 39,508 千円	
職員手当	3,626	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	3,626	扶養手当 455 千円 住居手当 △ 1,979 千円 通勤手当 △ 646 千円 単身赴任手当 720 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 17,669 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 宿日直手当 48 千円 管理職手当 △ 1,961 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 6,876 千円 勤勉手当 △ 5,759 千円 児童手当 1,955 千円	



地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末  
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	補正後の額
1. 普 通 債	35,266,845	32,446,842	△ 13,500	32,433,342
(1) 総 務	5,540,700	4,702,690		4,702,690
(3) 衛 生	6,731,919	6,017,186		6,017,186
(6) 土 木	7,478,743	7,087,994	△ 4,700	7,083,294
(8) 教 育	8,846,928	8,312,727	△ 8,800	8,303,927
2. 災 害 復 旧 債	328,150	322,048	△ 6,100	315,948
(1) 農 林 水 産	87,083	87,688	△ 6,100	81,588
3. そ の 他 債	16,330,391	16,217,266		16,217,266
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	15,524,237	15,318,254		15,318,254
(5) 過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	440,400	436,868		436,868
合 計	51,925,386	48,986,156	△ 19,600	48,966,556

(単位 千円)

当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
当 該 年 度 中 起 債 見 込 額			当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額		補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
3,609,200	55,900	3,665,100	5,147,515	30,908,527	42,400	30,950,927
531,400	71,200	602,600	862,612	4,371,478	71,200	4,442,678
55,200	△ 29,700	25,500	737,153	5,335,233	△ 29,700	5,305,533
1,493,500	14,400	1,507,900	1,110,191	7,471,303	9,700	7,481,003
562,000		562,000	1,447,158	7,427,569	△ 8,800	7,418,769
			30,176	291,872	△ 6,100	285,772
			15,627	72,061	△ 6,100	65,961
1,754,500	△ 357,800	1,396,700	1,502,669	16,469,097	△ 357,800	16,111,297
1,610,000	△ 352,500	1,257,500	1,293,595	15,634,659	△ 352,500	15,282,159
144,500	△ 5,300	139,200	150,532	430,836	△ 5,300	425,536
5,363,700	△ 301,900	5,061,800	6,680,360	47,669,496	△ 321,500	47,347,996

## 歳入補正予算総括表

	款 名 称	補正前の額	補 正 額	計
1	市 税	8,983,255	160,000	9,143,255
11	地 方 特 例 交 付 金	269,080	158,000	427,080
12	地 方 交 付 税	16,650,000	499,206	17,149,206
15	使 用 料 及 び 手 数 料	758,170	△ 2,064	756,106
16	国 庫 支 出 金	5,432,848	41,601	5,474,449
17	県 支 出 金	3,161,520	7,679	3,169,199
19	寄 附 金	828,000	3,270	831,270
20	繰 入 金	3,829,127	△ 659,725	3,169,402
21	繰 越 金	1	868,696	868,697
22	諸 収 入	1,606,114	△ 51,737	1,554,377
23	市 債	4,914,000	△ 301,900	4,612,100
歳 入 合 計		49,106,987	723,026	49,830,013

(単位 千円)

主 な 内 容			
市民税 (個人)	300,000	固定資産税	△ 140,000
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	158,000		
普通交付税	499,206		
駐車場	△ 2,100	美術館	36
特別障害者手当等給付費 (過年度分)	61	障害者 (児) 自立支援給付費 (過年度分)	697
児童手当 (過年度分)	444	新型コロナウイルスワクチン接種対策費	17,950
疾病予防対策事業費	△ 2,600	放課後児童健全育成事業費	2,619
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	1,172	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費	21,258
空き家活用支援事業費	4,000	重度障害者医療費助成事業費 (過年度分)	56
乳幼児等医療費助成事業費 (過年度分)	14	高齢重度障害医療費助成事業費 (過年度分)	559
高齢期移行助成事業費 (過年度分)	195	地域介護拠点整備費	2,000
放課後児童健全育成事業費	2,619	商店街消費拡大支援事業費	△ 1,776
統計調査員確保対策事業費	12		
環境保全事業費寄附金	40	奨学基金寄附金	500
設備整備寄附金	500	一般寄附金	2,230
国民健康保険事業特別会計 (事業勘定)	2,300	国民健康保険事業特別会計 (直診勘定)	7,420
後期高齢者医療事業特別会計	1,098	介護保険事業特別会計	65,027
診療所事業特別会計	37,918	太陽光発電事業特別会計	6,574
水道事業会計	600	財政調整基金	△ 774,222
地域振興基金	△ 6,440		
前年度繰越金	868,696		
広告料	△ 600	頒布代	△ 1,625
委託料	180	参加者負担金	△ 298
講習等負担金	△ 250	補助金・交付金	5,900
事業協賛金	△ 200	事業助成金	△ 3,484
市民会館等入場料	△ 51,360		
子育て支援総合拠点等整備事業債	71,200	水道施設整備事業債	△ 29,700
道路整備事業債	14,400	臨時財政対策債	△ 352,500
過疎対策事業債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	△ 5,300		

歳出補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
1	議 会 費	268,682	344	269,026
2	総 務 費	7,862,328	658,777	8,521,105
3	民 生 費	13,190,208	151,681	13,341,889
4	衛 生 費	4,695,062	40,819	4,735,881
6	農 林 水 産 業 費	1,720,741	13,693	1,734,434
7	商 工 費	1,891,498	△ 52,466	1,839,032
8	土 木 費	5,734,208	△ 13,397	5,720,811
9	消 防 費	2,310,423	△ 12,379	2,298,044

(単位 千円)

主 な 内 容			
人件費	1,185	議会管理費	△ 156
議会運営活動費	△ 685		
人件費	3,191	基金管理費	668,399
財産管理費	1,773	キャリアデザイン推進事業費	4,521
公共交通対策事業費	2,500	ごみの減量・資源化対策事業費	258
太陽光発電システム導入補助事業費	2,000	竹野振興局プロジェクト事業費	△ 9,469
庁舎管理費	301	出石振興局プロジェクト事業費	△ 1,726
久保修画業50周年記念事業費	1,800	内発型産業育成事業費	1,100
豊岡市工業会支援事業費	△ 400	定住推進事業費	4,000
豊岡の未来を創る高校生支援事業費	△ 2,600	出石永楽館歌舞伎開催事業費	△ 86,182
子育て支援総合拠点等整備事業費	75,000	市長選挙及び市議会議員補欠選挙費	△ 5,701
調査員確保対策事業費	12		
人件費	8,225	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	5,416
国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	40	高齢期移行助成事業費	17
重度障害者医療費助成事業費	219	乳幼児等医療費助成事業費	2,087
母子家庭等医療費助成事業費	123	高齢重度障害者医療費助成事業費	18
こども医療費助成事業費	492	障害者（児）自立支援給付事業費	24,146
障害者（児）医療給付事業費	9,897	地域生活支援事業費	32
障害者基幹相談支援事業費	117	住居確保給付金支給事業費	6,366
老人福祉総務費	794	介護保険事業特別会計繰出金	11,635
後期高齢者医療事業特別会計繰出金	4,118	高齢者短期生活支援住居運営事業費	△ 500
老人福祉事業費	△ 4,303	長寿園管理費	297
民間老人福祉施設助成事業費	2,000	児童福祉総務費	16,897
児童扶養手当給付事業費	99	児童手当給付事業費	19
子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費	24,308	放課後児童健全育成事業費	7,857
放課後児童クラブ整備事業費	3,149	私立保育園等振興事業費	△ 68
保育所管理費	△ 157	児童保育運営事業費	190
母子・父子福祉事業費	105	母子生活支援施設措置事業費	1,226
生活保護適正実施推進事業費	165	生活保護措置費	26,655
人件費	69,530	環境衛生事業費	750
診療所事業特別会計繰出金	294	水道事業会計負担金	△ 29,755
人件費	13,513	農地中間管理事業推進事業費	180
人件費	△ 31,842	商工振興事業費	△ 19,519
観光事業費	△ 1,105		
人件費	△ 29,397	道路維持事業費	16,000
人件費	△ 13,632	一般管理費	△ 138
予防活動事業費	△ 250	消防活動事業費	△ 21
救助活動事業費	△ 381	消防装備管理費	△ 5
防災行政無線管理費	840	避難所充実事業費	1,208

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
10	教 育 費	4,320,470	△ 68,620	4,251,850
13	諸 支 出 金	71,971	4,574	76,545
歳 出 合 計		49,106,987	723,026	49,830,013

主 な 内 容			
人件費	△ 51,485	教育委員会費	△ 59
教育総務事務局費	△ 15,475	学校施設管理費（小）	△ 675
学校運営事業費（中）	500	学校施設管理費（中）	109
生涯スポーツ振興事業費	△ 422	ボート推進事業費	△ 508
豊岡市民グラウンド管理費	△ 605		
土地取得費	4,574		

## 歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,403,627	10,485	1,414,112
2	給 料	3,130,468	△ 40,887	3,089,581
3	職 員 手 当 等	2,225,948	618	2,226,566
4	共 済 費	1,256,620	5,423	1,262,043
7	報 償 費	334,144	801	334,945
8	旅 費	88,189	△ 1,104	87,085
10	需 用 費	1,675,889	△ 5,452	1,670,437
11	役 務 費	401,547	△ 10,226	391,321
12	委 託 料	3,926,595	△ 53,136	3,873,459
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	377,508	△ 11,923	365,585
14	工 事 請 負 費	3,644,034	91,352	3,735,386
16	公 有 財 産 購 入 費	515,657	4,574	520,231
17	備 品 購 入 費	290,528	9,325	299,853
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	10,950,701	△ 79,473	10,871,228
22	償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	6,989,745	112,747	7,102,492
24	積 立 金	477,518	668,399	1,145,917
27	繰 出 金	2,739,773	21,503	2,761,276
歳 出 合 計		49,106,987	723,026	49,830,013

## 歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	8,550,649	△ 29,175	8,521,474
2	物 件 費	5,852,941	△ 76,262	5,776,679
3	維 持 補 修 費	216,871	536	217,407
5	補 助 費 等	11,436,529	38,200	11,474,729
(1)	負 担 金 ・ 寄 附 金 補 助 金 ・ 交 付 金	10,516,937	△ 72,069	10,444,868
(2)	そ の 他	919,592	110,269	1,029,861
6	普 通 建 設 事 業 費	5,155,782	99,825	5,255,607
(1)	補 助 事 業 費	1,982,858	78,149	2,061,007
(2)	単 独 事 業 費	3,172,924	21,676	3,194,600
10	積 立 金	477,518	668,399	1,145,917
13	繰 出 金	2,739,773	21,503	2,761,276
歳 出 合 計		49,106,987	723,026	49,830,013

# 一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業>

(単位:千円)

事業名	予算額	特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
総務費	久保修画業50周年記念事業費	352			352
	子育て支援総合拠点等整備事業費	75,000	71,200	3,800	
	小計	75,352	71,200	3,800	352
民生費	放課後児童クラブ整備事業費	3,149			3,149
	小計	3,149			3,149
衛生費	環境衛生事業費	750			750
	小計	750			750
土木費	道路維持事業費	16,000	14,400		1,600
	小計	16,000	14,400		1,600
諸支出金	土地取得費	4,574		4,574	
	小計	4,574		4,574	
	合計	99,825	85,600	8,374	5,851

# 一般会計地方債の内訳

(単位：千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
合併特例事業債 (充当率95%)	子育て支援総合拠点等 整備事業	子育て支援総合拠点等整備	71,200
小計			71,200
公共施設等適正 管理推進事業債 (充当率90%)	道路整備事業	大規模舗装修繕事業	14,400
小計			14,400
一般会計出資債 (充当率100%)	水道施設整備事業	水道会計負担金(城崎・港給水区配水施設 整備等)	△ 29,700
小計			△ 29,700
臨時財政対策債			△ 352,500
小計			△ 352,500
過疎対策事業債 (過疎地域持続的発展特別事業分) (充当率100%)			△ 5,300
小計			△ 5,300
合計			△ 301,900



令和 3 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）

令和 3 年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 43,525 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,811,931 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		1,493,572	1,160	1,494,732
	1. 国民健康保険税	1,493,572	1,160	1,494,732
6. 繰入金		849,758	5,416	855,174
	1. 他会計繰入金	649,758	5,416	655,174
7. 繰越金		80,001	36,949	116,950
	1. 繰越金	80,001	36,949	116,950
歳入合計		8,768,406	43,525	8,811,931

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		127,988	5,416	133,404
	1. 総 務 管 理 費	118,287	5,416	123,703
8. 保 健 事 業 費		135,277	1,160	136,437
	2. 特定健康診査等事業費	113,734	1,160	114,894
9. 基 金 積 立 金		25,430	32,333	57,763
	1. 基 金 積 立 金	25,430	32,333	57,763
11. 諸 支 出 金		42,111	4,616	46,727
	1. 償還金及び還付加算金	40,611	2,316	42,927
	3. 繰 出 金	1,500	2,300	3,800
歳 出 合 計		8,768,406	43,525	8,811,931



令和 3 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計  
(事業勘定)補正予算 (第 2 号) に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,493,572	1,160	1,494,732
6. 繰入金	849,758	5,416	855,174
7. 繰越金	80,001	36,949	116,950
歳入合計	8,768,406	43,525	8,811,931



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	127,988	5,416	133,404
8. 保健事業費	135,277	1,160	136,437
9. 基金積立金	25,430	32,333	57,763
11. 諸支出金	42,111	4,616	46,727
歳出合計	8,768,406	43,525	8,811,931

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		5,416	
			1,160
			32,333
			4,616
0	0	5,416	38,109

2. 歳 入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1,492,472	1,160	1,493,632
計	1,493,572	1,160	1,494,732

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	649,758	5,416	655,174
計	649,758	5,416	655,174

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	80,001	36,949	116,950
計	80,001	36,949	116,950

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 医療給付費分現年課税		1,160	医療給付費 1,160

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員給与費等繰入金		5,416	職員給与費等繰入金 5,416

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 繰越金		36,949	前年度繰越金 36,949

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	118,287	5,416	123,703			5,416	
計	118,287	5,416	123,703			5,416	

(款) 8. 保健事業費

(項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特定健康診査等事業費	113,734	1,160	114,894				1,160
計	113,734	1,160	114,894				1,160

(款) 9. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 財政調整基金積立金	25,430	32,333	57,763				32,333

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	2,495	人件費	5,416	
3. 職員手当等	1,263	一般職給	2,495	
4. 共済費	1,184	一般職員	2,495	
18. 負担金、補助及び交付金	474	扶養手当	298	
		住居手当	△345	
		通勤手当	△384	
		期末手当	723	
		勤勉手当	401	
		児童手当	570	
		共済組合負担金	1,184	
		負担金	474	
		退職手当組合	468	
		職員互助会	6	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	479	人件費	1,160	
2. 給料	108	会計年度任用職員報酬	479	
3. 職員手当等	192	パートタイム職員	479	
4. 共済費	381	一般職給	108	
		一般職員	108	
		扶養手当	180	
		住居手当	△300	
		通勤手当	123	
		期末手当	168	
		勤勉手当	21	
		共済組合負担金	291	
		健保、厚生年金保険料	90	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
24. 積立金	32,333	基金積立金 【市民課】	32,333	
		国民健康保険財政調整基金積立金	32,333	

## (款) 9. 基金積立金

## (項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	25,430	32,333	57,763				32,333

## (款) 11. 諸支出金

## (項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 償還金	30,001	2,316	32,317				2,316
計	40,611	2,316	42,927				2,316

## (款) 11. 諸支出金

## (項) 3. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 繰出金	1,500	2,300	3,800				2,300
計	1,500	2,300	3,800				2,300

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引料	2,316	返納金 【市民課】 2,316 償還金 2,316 保険給付費等交付金償還金 2,316

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
27. 繰出金	2,300	一般会計繰出金 【市民課】 2,300 一般会計繰出金 2,300

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 10 ) 17	17,143	63,419	37,329	117,891	23,983	141,874	
補正前	( 10 ) 17	16,664	60,816	35,874	113,354	22,418	135,772	
比 較	( 0 ) 0	479	2,603	1,455	4,537	1,565	6,102	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,708	297	2,123		
	補正前	1,230	942	2,384		
	比 較	478	△ 645	△ 261		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	3,193			574	
	補正前	3,193			574	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	17,906	10,418	1,110		
	補正前	17,015	9,996	540		
	比 較	891	422	570		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 17		63,419	33,315	96,734	20,655	117,389	
補正前	( ) 17		60,816	31,898	92,714	19,180	111,894	
比 較	( ) 0		2,603	1,417	4,020	1,475	5,495	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,708	297	1,549		
	補正前	1,230	942	1,746		
	比 較	478	△ 645	△ 197		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	3,193			574	
	補正前	3,193			574	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	14,466	10,418	1,110		
	補正前	13,677	9,996	540		
	比 較	789	422	570		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 10 )	17,143		4,014	21,157	3,328	24,485	
補 正 前	( 10 )	16,664		3,976	20,640	3,238	23,878	
比 較	( 0 )	479		38	517	90	607	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			574		
	補 正 前			638		
	比 較			△ 64		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	3,440				
	補 正 前	3,338				
	比 較	102				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	2,603	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	2,603	職員の変動によるもの 2,603 千円	
職 員 手 当	1,455	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	1,455	扶養手当 478 千円 住居手当 △ 645 千円 通勤手当 △ 261 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 891 千円 勤勉手当 422 千円 児童手当 570 千円	



令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）

令和3年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,460千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,005千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		15,863	40	15,903
	1. 他会計繰入金	15,863	40	15,903
6. 繰越金		0	7,420	7,420
	1. 繰越金	0	7,420	7,420
歳入合計		85,545	7,460	93,005

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		46,671	40	46,711
	1. 総 務 管 理 費	46,671	40	46,711
5. 諸 支 出 金		0	7,420	7,420
	1. 繰 出 金	0	7,420	7,420
歳 出 合 計		85,545	7,460	93,005



令和 3 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計  
(直診勘定)補正予算 (第 1 号) に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金	15,863	40	15,903
6. 繰越金	0	7,420	7,420
歳入合計	85,545	7,460	93,005



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	46,671	40	46,711
5. 諸支出金	0	7,420	7,420
歳出合計	85,545	7,460	93,005

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			40
			7,420
0	0	0	7,460

2. 歳 入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	14,363	40	14,403
計	15,863	40	15,903

(款) 6. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	0	7,420	7,420
計	0	7,420	7,420

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 一般会計繰入金	40	一般会計繰入金	40

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 前年度繰越金	7,420	前年度繰越金	7,420

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	46,671	40	46,711				40
計	46,671	40	46,711				40

(款) 5. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 繰 出 金	0	7,420	7,420				7,420
計	0	7,420	7,420				7,420

(単位 千円)

節		金額	説明		
区分					
4. 共	済	費	40	人件費	40
				共済組合負担金	40

(単位 千円)

節		金額	説明		
区分					
27. 繰	出	金	7,420	一般会計繰出金 【健康増進課】	7,420
				一般会計繰出金	7,420

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 5 )		16,027	15,448	31,475	3,683	35,158	
補正前	( 5 )		16,027	15,448	31,475	3,643	35,118	
比較	( 0 )		0	0	0	40	40	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	78		408	456	8,780
	補正前	78		408	456	8,780
	比較	0		0	0	0
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	283			755	
	補正前	283			755	
	比較	0			0	
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,560	1,128			
	補正前	3,560	1,128			
	比較	0	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 1 )		6,478	13,010	19,488	1,187	20,675	
補正前	( 1 )		6,478	13,010	19,488	1,166	20,654	
比較	( 0 )		0	0	0	21	21	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	78			456	8,780
	補正前	78			456	8,780
	比較	0			0	0
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	283			755	
	補正前	283			755	
	比較	0			0	
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,530	1,128			
	補正前	1,530	1,128			
	比較	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 4 )		9,549	2,438	11,987	2,496	14,483	
補 正 前	( 4 )		9,549	2,438	11,987	2,477	14,464	
比 較	( 0 )		0	0	0	19	19	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			408		
	補 正 前			408		
	比 較			0		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	2,030				
	補 正 前	2,030				
	比 較	0				



令和 3 年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 3 年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 32,581 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,356,821 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		328,166	4,118	332,284
	1. 一般会計繰入金	328,166	4,118	332,284
5. 繰越金		1	28,463	28,464
	1. 繰越金	1	28,463	28,464
歳入合計		1,324,240	32,581	1,356,821

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		27,278	4,118	31,396
	1. 総 務 管 理 費	24,691	4,118	28,809
2. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金		1,283,331	27,365	1,310,696
	1. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金	1,283,331	27,365	1,310,696
4. 諸 支 出 金		13,101	1,098	14,199
	2. 繰 出 金	11,576	1,098	12,674
歳 出 合 計		1,324,240	32,581	1,356,821



令和3年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第1号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	328,166	4,118	332,284
5. 繰越金	1	28,463	28,464
歳入合計	1,324,240	32,581	1,356,821



(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総 務 費	27,278	4,118	31,396
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,283,331	27,365	1,310,696
4. 諸 支 出 金	13,101	1,098	14,199
歳 出 合 計	1,324,240	32,581	1,356,821

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		4,117	1
			27,365
			1,098
0	0	4,117	28,464

2. 歳 入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3. その他一般会計繰入金	13,608	4,118	17,726
計	328,166	4,118	332,284

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	28,463	28,464
計	1	28,463	28,464

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 職員給与費等繰入金	4,118	職員給与費等繰入金	4,118

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 繰越金	28,463	前年度繰越金	28,463

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	24,691	4,118	28,809			4,117	1
計	24,691	4,118	28,809			4,117	1

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,283,331	27,365	1,310,696				27,365
計	1,283,331	27,365	1,310,696				27,365

(款) 4. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 繰 出 金	11,576	1,098	12,674				1,098
計	11,576	1,098	12,674				1,098

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
2. 給料		1,694	人件費	4,118
3. 職員手当等		1,197	一般職給	1,694
4. 共済費		960	一般職員	1,694
18. 負担金、補助及び交付金		267	住居手当	336
			通勤手当	154
			期末手当	405
			勤勉手当	302
			共済組合負担金	960
			負担金	267
			退職手当組合	263
			職員互助会	4

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
18. 負担金、補助及び交付金		27,365	後期高齢者医療広域連合納付金 【市民課】	27,365
			納付金	27,365
			納付金	27,365

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
27. 繰出金		1,098	一般会計繰出金 【市民課】	1,098
			一般会計繰出金	1,098

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 1 ) 2	2,030	7,136	4,532	13,698	2,906	16,604	
補正前	( 1 ) 2	2,030	5,442	3,335	10,807	1,946	12,753	
比 較	( 0 ) 0	0	1,694	1,197	2,891	960	3,851	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		336	308		3
	補正前		0	154		3
	比 較		336	154		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	685				
	補正前	685				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	2,018	1,182			
	補正前	1,613	880			
	比 較	405	302			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 2 ) 2		7,136	3,975	11,111	2,477	13,588	
補正前	( 2 ) 2		5,442	2,778	8,220	1,517	9,737	
比 較	( 0 ) 0		1,694	1,197	2,891	960	3,851	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		336	183		3
	補正前		0	29		3
	比 較		336	154		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	685				
	補正前	685				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,586	1,182			
	補正前	1,181	880			
	比 較	405	302			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 1 )	2,030		557	2,587	429	3,016	
補 正 前	( 1 )	2,030		557	2,587	429	3,016	
比 較	( 0 )	0		0	0	0	0	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			125		
	補 正 前			125		
	比 較			0		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	432				
	補 正 前	432				
	比 較	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	1,694	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	1,694	職員の変動によるもの 1,694 千円	
職 員 手 当	1,197	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	1,197	扶養手当 千円 住居手当 336 千円 通勤手当 154 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 405 千円 勤勉手当 302 千円 児童手当 千円	



令和3年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

令和3年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500,412千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,365,031千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		1,632,398	11,635	1,644,033
	1. 一般会計繰入金	1,630,148	11,635	1,641,783
8. 繰越金		1	488,777	488,778
	1. 繰越金	1	488,777	488,778
歳入合計		9,864,619	500,412	10,365,031

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		301,854	12,470	314,324
	1. 総 務 管 理 費	249,733	12,470	262,203
3. 地 域 支 援 事 業 費		616,467	△835	615,632
	2. 一 般 介 護 予 防 事 業 費	34,371	207	34,578
	3. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	220,252	△1,042	219,210
5. 基 金 積 立 金		25,539	305,605	331,144
	1. 基 金 積 立 金	25,539	305,605	331,144
7. 諸 支 出 金		7,160	183,172	190,332
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,160	118,145	125,305
	3. 繰 出 金	0	65,027	65,027
歳 出 合 計		9,864,619	500,412	10,365,031



令和3年度豊岡市介護保険事業特別会計  
補正予算（第2号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	1,632,398	11,635	1,644,033
8. 繰越金	1	488,777	488,778
歳入合計	9,864,619	500,412	10,365,031



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	301,854	12,470	314,324
3. 地域支援事業費	616,467	△835	615,632
5. 基金積立金	25,539	305,605	331,144
7. 諸支出金	7,160	183,172	190,332
歳出合計	9,864,619	500,412	10,365,031

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		12,470	
		△835	
			305,605
			183,172
0	0	11,635	488,777

2. 歳 入

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	50,375	207	50,582
3. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	50,026	△1,042	48,984
5. その他一般会計繰入金	304,260	12,470	316,730
計	1,630,148	11,635	1,641,783

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	488,777	488,778
計	1	488,777	488,778

(単位 千円)

節		金額	説	明
区	分			
1.	現年度分	207	地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	207
1.	現年度分	△1,042	地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	△1,042
1.	職員給与費等繰入金	11,117	職員給与費等繰入金	11,117
2.	事務費繰入金	1,353	事務費繰入金	1,353

(単位 千円)

節		金額	説	明
区	分			
1.	前年度繰越金	488,777	前年度繰越金	488,777

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	248,868	12,470	261,338			12,470	
計	249,733	12,470	262,203			12,470	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般介護予防事業費	34,371	207	34,578			207	
計	34,371	207	34,578			207	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 任 意 事 業 費	39,090	55	39,145			55	
6. 生活支援体制整備事業費	28,881	△1,274	27,607			△1,274	

介護保険事業特別会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	3,175	人件費	11,117	
2. 給料	652	会計年度任用職員報酬	3,175	
3. 職員手当等	5,992	パートタイム職員	3,175	
4. 共済費	1,368	一般職給	652	
17. 備品購入費	1,353	一般職員	652	
18. 負担金、補助及び交付金	△70	扶養手当	△222	
		住居手当	△114	
		通勤手当	△100	
		時間外勤務手当	5,775	
		管理職手当	△574	
		期末手当	845	
		勤勉手当	162	
		児童手当	220	
		共済組合負担金	702	
		健保、厚生年金保険料	666	
		負担金	△70	
		退職手当組合	△70	
		一般管理費【高年介護課】	1,353	
		庁用備品	1,353	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等	144	人件費	207	
4. 共済費	63	通勤手当	144	
		共済組合負担金	63	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共済費	55	人件費	55	
		共済組合負担金	55	
2. 給料	△1,106	人件費	△1,274	
		一般職給	△1,106	

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(生活支援体制整備事業費)							
7. 認知症総合支援事業費	14,729	62	14,791			62	
9. 地域ケア会議推進事業費	6,029	115	6,144			115	
計	220,252	△1,042	219,210			△1,042	

## (款) 5. 基金積立金

## (項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護給付費準備基金積立金	25,539	305,605	331,144				305,605
計	25,539	305,605	331,144				305,605

## (款) 7. 諸支出金

## (項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 償還金	0	118,145	118,145				118,145
計	7,160	118,145	125,305				118,145

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		102	一般職員	△1,106
4. 共済費		△270	扶養手当	240
			通勤手当	29
			期末手当	△246
			勤勉手当	△221
			児童手当	300
			共済組合負担金	△270
4. 共済費		62	人件費	62
			共済組合負担金	62
4. 共済費		115	人件費	115
			共済組合負担金	115

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
24. 積立金		305,605	基金積立金 【高年介護課】	305,605
			介護給付費準備基金積立金	305,605

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
22. 償還金、利子及び割引		118,145	返納金 【高年介護課】	118,145
			国県負担金等精算返納金	118,145
			国庫負担金返納金	25,883
			県負担金返納金	62,033
			地域支援事業交付金返納金	17,284
			支払基金介護給付費交付金返納金	9,379
			支払基金地域支援事業交付金返納金	3,017
			国庫補助金返納金	549

## (款) 7. 諸支出金

## (項) 3. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般会計繰出金	0	65,027	65,027				65,027
計	0	65,027	65,027				65,027

(単位 千円)

節		金額	説明	
区	分			
27.	繰出金	65,027	一般会計繰出金 【高年介護課】	65,027
			一般会計繰出金	65,027

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 79 ) 20	84,903	76,632	66,908	228,443	41,366	269,809	
補正前	( 77 ) 20	81,728	77,086	60,670	219,484	39,973	259,457	
比 較	( 2 ) 0	3,175	△ 454	6,238	8,959	1,393	10,352	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	2,376	846	4,644		
	補正前	2,358	960	4,571		
	比 較	18	△ 114	73		
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	10,050			574	
	補正前	4,275			1,148	
	比 較	5,775			△ 574	
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	34,238	12,720	1,460		
	補正前	33,639	12,779	940		
	比 較	599	△ 59	520		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 20		76,632	47,475	124,107	25,380	149,487	
補正前	( ) 20		77,086	42,176	119,262	24,653	143,915	
比 較	( ) 0		△ 454	5,299	4,845	727	5,572	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	2,376	846	1,874		
	補正前	2,358	960	2,065		
	比 較	18	△ 114	△ 191		
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	10,050			574	
	補正前	4,275			1,148	
	比 較	5,775			△ 574	
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	17,575	12,720	1,460		
	補正前	17,651	12,779	940		
	比 較	△ 76	△ 59	520		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 79 )	84,903		19,433	104,336	15,986	120,322	
補 正 前	( 77 )	81,728		18,494	100,222	15,320	115,542	
比 較	( 2 )	3,175		939	4,114	666	4,780	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			2,770		
	補 正 前			2,506		
	比 較			264		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	16,663				
	補 正 前	15,988				
	比 較	675				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 454	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 454	職員の変動によるもの △ 454 千円	
職 員 手 当	6,238	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	6,238	扶養手当 18 千円 住居手当 △ 114 千円 通勤手当 73 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 5,775 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 △ 574 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 599 千円 勤勉手当 △ 59 千円 児童手当 520 千円	



令和 3 年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 3 年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38,212 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 320,406 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 森本診療所収入		86,422	169	86,591
	4. 繰入金	27,492	169	27,661
3. 神鍋診療所収入		83,805	63	83,868
	4. 繰入金	16,524	63	16,587
4. 高橋診療所収入		76,205	62	76,267
	4. 繰入金	33,984	62	34,046
6. 繰越金		0	37,918	37,918
	1. 繰越金	0	37,918	37,918
歳入合計		282,194	38,212	320,406

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 森 本 診 療 所 費		86,322	169	86,491
	1. 総 務 費	48,046	169	48,215
3. 神 鍋 診 療 所 費		83,705	63	83,768
	1. 総 務 費	43,643	63	43,706
4. 高 橋 診 療 所 費		76,105	62	76,167
	1. 総 務 費	41,113	62	41,175
6. 諸 支 出 金		0	37,918	37,918
	1. 繰 出 金	0	37,918	37,918
歳 出 合 計		282,194	38,212	320,406



令和3年度豊岡市診療所事業特別会計  
補正予算（第2号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 森本診療所収入	86,422	169	86,591
3. 神鍋診療所収入	83,805	63	83,868
4. 高橋診療所収入	76,205	62	76,267
6. 繰越金	0	37,918	37,918
歳入合計	282,194	38,212	320,406



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 森本診療所費	86,322	169	86,491
3. 神鍋診療所費	83,705	63	83,768
4. 高橋診療所費	76,105	62	76,167
6. 諸支出金	0	37,918	37,918
歳出合計	282,194	38,212	320,406

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			169
			63
			62
			37,918
0	0	0	38,212

2. 歳 入

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	27,492	169	27,661
計	27,492	169	27,661

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	16,524	63	16,587
計	16,524	63	16,587

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	33,984	62	34,046
計	33,984	62	34,046

(款) 6. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	0	37,918	37,918
計	0	37,918	37,918

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	169	一般会計繰入金	169

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	63	一般会計繰入金	63

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	62	一般会計繰入金	62

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 前年度繰越金	37,918	前年度繰越金	37,918

3 歳 出

(款) 2. 森本診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	48,046	169	48,215				169
計	48,046	169	48,215				169

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	43,643	63	43,706				63
計	43,643	63	43,706				63

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	41,113	62	41,175				62
計	41,113	62	41,175				62

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 会 計 繰 出 金	0	37,918	37,918				37,918
計	0	37,918	37,918				37,918

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共	済 費	169	人件費	169
			共済組合負担金	169

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共	済 費	63	人件費	63
			共済組合負担金	63

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共	済 費	62	人件費	62
			共済組合負担金	62

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
27. 繰	出 金	37,918	一般会計繰出金 【健康増進課】	37,918
			一般会計繰出金	37,918

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 11 ) 12	8,525	44,718	48,651	101,894	15,542	117,436	
補正前	( 11 ) 12	8,525	44,718	48,651	101,894	15,248	117,142	
比 較	0 0	0	0	0	0	294	294	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	336		1,289		28,386
	補正前	336		1,289		28,386
	比 較	0		0		0
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	532			2,265	
	補正前	532			2,265	
	比 較	0			0	
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	10,569	5,274			
	補正前	10,569	5,274			
	比 較	0	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 6		30,853	44,518	75,371	11,650	87,021	
補正前	( ) 6		30,853	44,518	75,371	11,392	86,763	
比 較	( ) 0		0	0	0	258	258	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	336		576		28,386
	補正前	336		576		28,386
	比 較	0		0		0
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	532			2,265	
	補正前	532			2,265	
	比 較	0			0	
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	7,149	5,274			
	補正前	7,149	5,274			
	比 較	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 11 ) 6	8,525	13,865	4,133	26,523	3,892	30,415	
補 正 前	( 11 ) 6	8,525	13,865	4,133	26,523	3,856	30,379	
比 較	( 0 ) 0	0	0	0	0	36	36	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			713		
	補 正 前			713		
	比 較			0		
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	3,420				
	補 正 前	3,420				
	比 較	0				



令和 3 年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 3 年度豊岡市の霊苑事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,449 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,114 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		1	3,449	3,450
	1. 繰越金	1	3,449	3,450
歳入合計		10,665	3,449	14,114

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 霊 苑 管 理 費		9,165	3,449	12,614
	1. 霊 苑 管 理 費	9,165	3,449	12,614
歳 出	合 計	10,665	3,449	14,114



令和3年度豊岡市霊苑事業特別会計  
補正予算（第1号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金	1	3,449	3,450
歳入合計	10,665	3,449	14,114



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 霊苑管理費	9,165	3,449	12,614
歳出合計	10,665	3,449	14,114

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			3,449
0	0	0	3,449

2. 歳 入

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	3,449	3,450
計	1	3,449	3,450

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 前年度繰越金	3,449	前年度繰越金	3,449

3 歳 出

(款) 1. 霊苑管理費

(項) 1. 霊苑管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 基 金 積 立 金	2,451	3,449	5,900				3,449
計	9,165	3,449	12,614				3,449

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
24. 積立金		3,449	基金積立金 【生活環境課】	3,449
			霊苑整備基金積立金	3,449



令和 3 年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 3 年度豊岡市の太陽光発電事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,246 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 114,716 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 3 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金		1	13,246	13,247
	1. 繰越金	1	13,246	13,247
歳入合計		101,470	13,246	114,716

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		6,556	6,672	13,228
	1. 総 務 管 理 費	6,556	6,672	13,228
4. 諸 支 出 金		50,557	6,574	57,131
	1. 繰 出 金	50,557	6,574	57,131
歳 出 合 計		101,470	13,246	114,716



令和 3 年度豊岡市太陽光発電事業特別会計  
補正予算（第 1 号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 繰越金	1	13,246	13,247
歳入合計	101,470	13,246	114,716



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	6,556	6,672	13,228
4. 諸支出金	50,557	6,574	57,131
歳出合計	101,470	13,246	114,716

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			6,672
			6,574
0	0	0	13,246

2. 歳 入

(款) 2. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	13,246	13,247
計	1	13,246	13,247

(単位 千円)

節		金額	説明
区	分		
2.	繰越金	13,246	前年度繰越金 13,246

3 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 基金積立金	6,409	6,672	13,081				6,672
計	6,556	6,672	13,228				6,672

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般会計繰出金	50,557	6,574	57,131				6,574
計	50,557	6,574	57,131				6,574

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24. 積立金	6,672	基金積立金 【生活環境課】 太陽光発電事業基金積立金	6,672 6,672

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
27. 繰出金	6,574	一般会計繰出金 【生活環境課】 一般会計繰出金	6,574 6,574



第104号議案

令和3年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	1,359,233 千円	△ 102,395 千円	1,256,838 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,099,662 千円	8,531 千円	2,108,193 千円
第1項 営業費用	1,869,602 千円	2,076 千円	1,871,678 千円
第2項 営業外費用	223,017 千円	6,455 千円	229,472 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,174,009 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 110,369 千円、過年度分損益勘定留保資金 965,580 千円及び当年度分損益勘定留保資金 98,060 千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,175,659 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 103,594 千円、過年度分損益勘定留保資金 883,260 千円及び当年度分損益勘定留保資金 188,805 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	1,123,724 千円	△ 89,210 千円	1,034,514 千円
第1項 企業債	935,400 千円	△ 29,700 千円	905,700 千円
第2項 出資金	81,958 千円	△ 29,755 千円	52,203 千円
第4項 補助金	51,392 千円	△ 29,755 千円	21,637 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,297,733 千円	△ 87,560 千円	2,210,173 千円
第1項 建設改良費	1,360,393 千円	△ 87,560 千円	1,272,833 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた限度額を、次のように改める。

変更

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
建設改良費	935,400千円	905,700千円
計	935,400千円	905,700千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	146,802 千円	3,428 千円	150,230 千円

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和3年度

豊岡市水道事業会計補正予算  
(第2号)に関する説明書

令和3年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,099,662	8,531	2,108,193			
1 営業費用	1,869,602	2,076	1,871,678			
05 原水及び浄水費	293,491	417	293,908			
002 給料				96	一般職員	
003 手当				357	通勤手当	△ 29
					期末手当	221
					勤勉手当	165
004 法定福利費				△ 36	共済組合負担金	
10 配水及び給水費	221,812	130	221,942			
002 給料				△ 19	一般職員	
004 法定福利費				149	共済組合負担金	
20 総係費	177,823	1,529	179,352			
001 報酬				53	委員報酬	
002 給料				907	一般職員	
003 手当				△ 204	扶養手当	△ 120
					住居手当	△ 336
					通勤手当	74
					期末手当	194
					勤勉手当	164
					児童手当	△ 180
004 法定福利費				420	共済組合負担金	
005 厚生福利費				353	兵庫県退職手当	348
					組合負担金	
					職員互助会負担金	5
2 営業外費用	223,017	6,455	229,472			
15 消費税及び地方消費税	23,409	6,802	30,211			
155 消費税及び地方消費税				6,802		
20 雑支出	2,281	△ 347	1,934			
142 水道祭典費等				△ 347	水道まつりに係る費用	

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的收入	1,123,724	△ 89,210	1,034,514			
1 企業債	935,400	△ 29,700	905,700			
05 企業債	935,400	△ 29,700	905,700	005 企業債	△ 29,700	水道事業債
2 出資金	81,958	△ 29,755	52,203			
05 他会計出資 金	81,958	△ 29,755	52,203	005 一般会計出資金	△ 29,755	
4 補助金	51,392	△ 29,755	21,637			
07 県補助金	51,392	△ 29,755	21,637	005 県補助金	△ 29,755	生活基盤施設耐震 化等補助金

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	2,297,733	△ 87,560	2,210,173			
1 建設改良費	1,360,393	△ 87,560	1,272,833			
05 配水施設費	1,359,233	△ 102,395	1,256,838	002 給料	1,262	一般職員
				003 手当	△ 68	扶養手当 18 通勤手当 △ 173 期末手当 197 勤勉手当 120 児童手当 △ 230
				004 法定福利費	511	共済組合負担金
				090 工事請負費	△ 104,100	施設設備
15 固定資産購 入費	1,160	14,835	15,995	095 固定資産購入費	14,835	土地

## 令和3年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	147,684
	減価償却費	1,136,176
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,649
	修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,170
	長期前受金戻入額	△ 264,907
	受取利息及び受取配当金	△ 2,750
	支払利息	179,472
	有形固定資産売却損益 (△は益)	△ 19,944
	固定資産除却損	40,000
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 60,488
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 62,718
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	2,070
	前受金の増減額 (△は減少)	△ 3
	小計	1,094,071
	利息及び配当金の受取額	2,750
	利息の支払額	△ 179,472
	業務活動によるキャッシュ・フロー	917,349
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,315,511
	有形固定資産の売却による収入	20,002
	国庫補助金等による収入	21,637
	負担金による収入	59,917
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,213,955
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,063,400
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 937,340
	他会計からの出資による収入	52,203
	豊岡市奨学基金への支出	△ 600
	財務活動によるキャッシュ・フロー	177,663
	資金増加額	△ 118,943
	資金期首残高	3,210,069
	資金期末残高	3,091,126

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 17	231	57,682	31,893	89,806	18,636	108,442
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		21,602	13,023	34,625	7,163	41,788
	合 計	10	( ) 23	231	79,284	44,916	124,431	25,799	150,230
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 17	178	56,698	31,740	88,616	18,103	106,719
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		20,340	13,091	33,431	6,652	40,083
	合 計	10	( ) 23	178	77,038	44,831	122,047	24,755	146,802
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	53	984	153	1,190	533	1,723
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		1,262	△ 68	1,194	511	1,705
	合 計	0	( ) 0	53	2,246	85	2,384	1,044	3,428

( )内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,286	1,109	1,841			7,225
	補正前	2,388	1,445	1,969			7,225
	比 較	△ 102	△ 336	△ 128			0
手 当 の 内 訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,148	18,073	12,254	980	
	補正前		1,148	17,461	11,805	1,390	
	比 較		0	612	449	△ 410	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 14	231	52,450	30,376	83,057	17,538	100,595
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		21,602	13,023	34,625	7,163	41,788
	合 計	10	( ) 20	231	74,052	43,399	117,682	24,701	142,383
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 14	178	51,466	30,223	81,867	17,005	98,872
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		20,340	13,091	33,431	6,652	40,083
	合 計	10	( ) 20	178	71,806	43,314	115,298	23,657	138,955
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	53	984	153	1,190	533	1,723
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		1,262	△ 68	1,194	511	1,705
	合 計	0	( ) 0	53	2,246	85	2,384	1,044	3,428

( )内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,286	1,109	1,437			7,225
	補正前	2,388	1,445	1,565			7,225
	比 較	△ 102	△ 336	△ 128			0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,148	16,960	12,254	980	
	補正前		1,148	16,348	11,805	1,390	
	比 較		0	612	449	△ 410	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	3		5,232	1,517	6,749	1,098	7,847
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	3		5,232	1,517	6,749	1,098	7,847
補正前	損益勘定 支弁職員	3		5,232	1,517	6,749	1,098	7,847
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	3		5,232	1,517	6,749	1,098	7,847
比 較	損益勘定 支弁職員	0		0	0	0	0	0
	資本勘定 支弁職員							
	合 計	0		0	0	0	0	0

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			404			
	補正前			404			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			1,113			
	補正前			1,113			
	比 較			0			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	2,246	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	2,246	職員の変動によるもの 2,246 千円	職員数の異動状況 補正後 23 人 補正前 23 人 増 減 0 人
職員手当	85	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	85	扶養手当 △ 102 千円 住居手当 △ 336 千円 通勤手当 △ 128 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 0 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 0 千円 期末手当 612 千円 勤勉手当 449 千円 児童手当 △ 410 千円	

令和3年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和4年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		690,567	
ロ 建 物	1,997,793		
減価償却累計額	934,341	1,063,452	
ハ 構 築 物	34,181,581		
減価償却累計額	16,030,150	18,151,431	
ニ 機 械 及 び 装 置	9,021,698		
減価償却累計額	6,876,830	2,144,868	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	20,636		
減価償却累計額	19,604	1,032	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	96,105		
減価償却累計額	82,265	13,840	
ト 建 設 仮 勘 定		1,252,592	
有形固定資産合計			23,317,782

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		2,268	
ロ その他無形固定資産		183,079	
無形固定資産合計			185,347

固定資産合計 23,503,129

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		3,091,126	
(2) 未収金	438,266		
貸倒引当金	14,258	424,008	
(3) 貯蔵品		19,461	
(4) 前払金		14,959	
(5) その他流動資産		77	
流動資産合計			<u>3,549,631</u>

資産合計 27,052,760

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>10,179,313</u>		
企業債合計		10,179,313	
固定負債合計			10,179,313
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>943,240</u>		
企業債合計		943,240	
(2) 未払金		234,496	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	9,755		
ロ 法定福利費引当金	<u>1,860</u>		
引当金合計		11,615	
(4) その他流動負債		<u>5,594</u>	
流動負債合計			1,194,945
5 繰延収益			
長期前受金		11,645,733	
収益化累計額		<u>6,510,577</u>	
繰延収益合計			<u>5,135,156</u>
負債合計			16,509,414

資本の部

6 資本金			7,628,646
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	18,564		
ロ 国庫（県）補助金	52,302		
ハ 一般会計補助金	2,816		
ニ 工事負担金	75,532		
ホ その他資本剰余金	<u>161,627</u>		
資本剰余金合計		310,841	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	250,000		
ロ 資産維持積立金	866,600		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,487,259</u>		
利益剰余金合計		<u>2,603,859</u>	
剰余金合計			<u>2,914,700</u>
資本合計			<u>10,543,346</u>
負債資本合計			<u>27,052,760</u>



第 105号議案

令和 3 年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 3 年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 3 年度豊岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（4）おもな建設改良事業			
管渠施設事業費	954,544 千円	△ 12 千円	954,532 千円
処理場施設事業	1,197,069 千円	89 千円	1,197,158 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 下水道事業収益	5,687,412 千円	59 千円	5,687,471 千円
第 2 項 営業外収益	3,845,580 千円	59 千円	3,845,639 千円
支 出			
第 1 款 下水道事業費用	5,041,578 千円	△ 6,683 千円	5,034,895 千円
第 1 項 営業費用	4,439,896 千円	△ 6,683 千円	4,433,213 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

2,355,023 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 96,287 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,844,697 千円、減債積立金 414,039 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,355,100 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 96,287 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,844,697 千円、減債積立金 414,116 千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 資本的支出	5,806,558 千円	77 千円	5,806,635 千円
第1項 建設改良費	2,151,613 千円	77 千円	2,151,690 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	139,869 千円	△ 5,937 千円	133,932 千円

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和3年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

(第1号)に関する説明書

令和3年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業収益	5,687,412	59	5,687,471			
2 営業外収益	3,845,580	59	3,845,639			
30 消費税及び地方消費税還付金	35,317	59	35,376			
				005 消費税及び地方消費税還付金	59	消費税及び地方消費税還付

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業費用	5,041,578	△ 6,683	5,034,895			
1 営業費用	4,439,896	△ 6,683	4,433,213			
05 管渠費	189,487	△ 34	189,453			
				015 手当等	△ 95	扶養手当 △ 78 期末手当 △ 17
				020 法定福利費	61	共済組合負担金
10 ポンプ場費	19,089	△ 2,619	16,470			
				010 給料	△ 1,317	一般職員 1人
				015 手当等	△ 829	扶養手当 △ 198 住居手当 △ 336 通勤手当 192 期末手当 △ 233 勤勉手当 △ 154 児童手当 △ 100
				020 法定福利費	△ 473	共済組合負担金
15 処理場費	838,072	△ 222	837,850			
				010 給料	360	一般職員 2人
				015 手当等	△ 624	扶養手当 △ 762 通勤手当 76 期末手当 △ 34 勤勉手当 96
				020 法定福利費	42	共済組合負担金
25 総係費	134,488	△ 3,808	130,680			
				005 報酬	65	委員報酬
				010 給料	△ 1,992	一般職員 5人 △ 3,616 会計年度任用職員 2人 1,624
				015 手当等	△ 727	扶養手当 △ 51 通勤手当 411 期末手当 △ 410 勤勉手当 △ 557 児童手当 △ 120
				020 法定福利費	△ 485	共済組合負担金等
				025 厚生福利費	△ 669	兵庫県退職手当組合負担金

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	5,806,558	77	5,806,635			
1 建設改良費	2,151,613	77	2,151,690			
05 管渠施設事業費	954,544	△ 12	954,532	020 法定福利費	△ 12	共済組合負担金
15 処理場施設事業費	1,197,069	89	1,197,158	020 法定福利費	89	共済組合負担金

令和3年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	556,290
減価償却費	3,205,013
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6,177
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,075
長期前受金戻入額	△ 1,414,063
受取利息及び受取配当金	△ 788
支払利息	595,646
固定資産除却損	53,746
未収金の増減額 (△は増加)	△ 20,266
未払金の増減額 (△は減少)	59,057
小計	3,037,737
利息及び配当金の受取額	788
利息の支払額	△ 595,646
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,442,879
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 3,519,422
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	1,763,026
他会計補助金による収入	22,633
負担金等による収入	1,001
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,732,760
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,124,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,654,945
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 530,845
資金増加額	179,274
資金期首残高	2,673,916
資金期末残高	2,853,190

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 13	209	47,521	25,295	73,025	15,617	88,642
	資本勘定 支弁職員		( ) 7		23,909	13,877	37,786	7,504	45,290
	合 計	10	( ) 20	209	71,430	39,172	110,811	23,121	133,932
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 13	144	50,470	27,570	78,184	16,472	94,656
	資本勘定 支弁職員		( ) 7		23,909	13,877	37,786	7,427	45,213
	合 計	10	( ) 20	144	74,379	41,447	115,970	23,899	139,869
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	65	△ 2,949	△ 2,275	△ 5,159	△ 855	△ 6,014
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		0	0	0	77	77
	合 計	0	( ) 0	65	△ 2,949	△ 2,275	△ 5,159	△ 778	△ 5,937

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	3,081	0	1,651		12	2,724
	補正前	4,170	336	972		12	2,724
	比 較	△ 1,089	△ 336	679		0	0
区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後		2,569	16,710	11,145	1,280	
	補正前		2,569	17,404	11,760	1,500	
	比 較		0	△ 694	△ 615	△ 220	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 11	209	44,261	24,338	68,808	14,905	83,713
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		22,007	13,421	35,428	7,144	42,572
	合 計	10	( ) 17	209	66,268	37,759	104,236	22,049	126,285
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 12	144	48,834	27,198	76,176	16,113	92,289
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		22,007	13,421	35,428	7,067	42,495
	合 計	10	( ) 18	144	70,841	40,619	111,604	23,180	134,784
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) △ 1	65	△ 4,573	△ 2,860	△ 7,368	△ 1,208	△ 8,576
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		0	0	0	77	77
	合 計	0	( ) △ 1	65	△ 4,573	△ 2,860	△ 7,368	△ 1,131	△ 8,499

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	3,081	0	1,336		12	2,724
	補正前	4,170	336	897		12	2,724
	比 較	△ 1,089	△ 336	439		0	0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		2,569	15,612	11,145	1,280	
	補正前		2,569	16,651	11,760	1,500	
	比 較		0	△ 1,039	△ 615	△ 220	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	2		3,260	957	4,217	712	4,929
	資本勘定 支弁職員	1		1,902	456	2,358	360	2,718
	合 計	3		5,162	1,413	6,575	1,072	7,647
補正前	損益勘定 支弁職員	1		1,636	372	2,008	359	2,367
	資本勘定 支弁職員	1		1,902	456	2,358	360	2,718
	合 計	2		3,538	828	4,366	719	5,085
比 較	損益勘定 支弁職員	1		1,624	585	2,209	353	2,562
	資本勘定 支弁職員	0		0	0	0	0	0
	合 計	1		1,624	585	2,209	353	2,562

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			315			
	補正前			75			
	比 較			240			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			1,098			
	補正前			753			
	比 較			345			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 2,949	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 2,949	職員の変動によるもの △ 2,949 千円	職員数の異動状況 補正後 20 人 補正前 20 人 増 減 0 人
職員手当	△ 2,275	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 2,275	扶養手当 △ 1,089 千円 住居手当 △ 336 千円 通勤手当 679 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 0 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 0 千円 期末手当 △ 694 千円 勤勉手当 △ 615 千円 児童手当 △ 220 千円	

令和3年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和4年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,929,338	
ロ 立木		41,477	
ハ 建物	8,382,976		
減価償却累計額	<u>3,086,490</u>	5,296,486	
ニ 建物附属設備	1,143,888		
減価償却累計額	<u>1,101,221</u>	42,667	
ホ 構築物	105,464,857		
減価償却累計額	<u>40,456,171</u>	65,008,686	
ヘ 機械及び装置	30,499,814		
減価償却累計額	<u>19,914,941</u>	10,584,873	
ト 車両及び運搬具	8,494		
減価償却累計額	<u>8,072</u>	422	
チ 工具器具及び備品	66,679		
減価償却累計額	<u>57,640</u>	9,039	
リ 建設仮勘定		<u>1,990,018</u>	
有形固定資産合計			85,903,006

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		3,300	
ロ その他無形固定資産		<u>1,927</u>	
無形固定資産合計			<u>5,227</u>

固定資産合計 85,908,233

2 流動資産

(1) 現金預金		2,853,190	
(2) 未収金	370,069		
貸倒引当金	<u>18,525</u>	351,544	
(3) その他流動資産		<u>78</u>	
流動資産合計			<u>3,204,812</u>

資産合計

89,113,045

負債の部

3	固定負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>39,569,432</u>		
	企業債合計		39,569,432	
	(2) 引当金			
	イ 修繕引当金	<u>35,650</u>		
	引当金合計		<u>35,650</u>	
	固定負債合計			39,605,082
4	流動負債			
	(1) 企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,696,022</u>		
	企業債合計		3,696,022	
	(2) 未払金		1,123,190	
	(3) 預り金		10,054	
	(4) 引当金			
	イ 賞与引当金	9,721		
	ロ 法定福利費引当金	<u>1,869</u>		
	引当金合計		<u>11,590</u>	
	流動負債合計			4,840,856
5	繰延収益			
	長期前受金		61,864,184	
	収益化累計額		<u>28,372,218</u>	
	繰延収益合計			<u>33,491,966</u>
	負債合計			77,937,904

資本の部

6	資本金			8,401,935
7	剰余金			
	(1) 資本剰余金			
	イ 国庫（県）補助金	803,924		
	ロ 他会計補助金	35,916		
	ハ 受益者負担金（分担金）	<u>77,821</u>		
	資本剰余金合計		917,661	
	(2) 利益剰余金			
	イ 減債積立金	879,272		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>976,273</u>		
	利益剰余金合計		<u>1,855,545</u>	
	剰余金合計			<u>2,773,206</u>
	資本合計			<u>11,175,141</u>
	負債資本合計			<u>89,113,045</u>

I. セグメント情報の開示

1 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：千円）

項目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落 排水処理	個別排水処理	コミュニティ ・プラント	合計
営業収益	1,200,682	418,200	58,392	3,624	1,443	2,540	1,255	1,686,136
営業費用	2,293,258	1,203,872	714,140	35,758	23,466	14,066	54,255	4,338,815
営業損益	△ 1,092,576	△ 785,672	△ 655,748	△ 32,134	△ 22,023	△ 11,526	△ 53,000	△ 2,652,679
経常損益	402,342	156,071	454	9	9	73	91	559,049
セグメント資産	45,737,153	25,228,395	15,303,744	698,336	354,943	80,789	1,709,750	89,113,110
セグメント負債	41,855,006	22,362,772	12,222,415	562,854	223,788	70,730	640,339	77,937,904
その他の項目								
他会計繰入金	1,253,992	748,775	489,242	16,881	19,887	7,531	1,324	2,537,632
減価償却費	1,690,481	883,186	536,221	24,130	13,141	7,206	50,648	3,205,013
特別利益	2	0	0	0	0	0	0	2
特別損失	1,294	831	454	9	9	73	91	2,761
固定資産増加額	418,562	1,443,428	69,091	29,091	0	0	0	1,960,172

第106号議案

令和2年度豊岡市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度豊岡市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（決算書は、別冊）



第107号議案

令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（決算書は、別冊）



第108号議案

令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（決算書は、別冊）



第109号議案

令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（決算書は、別冊）



第110号議案

令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（決算書は、別冊）



第111号議案

令和2年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（決算書は、別冊）



第112号議案

令和2年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（決算書は、別冊）



第113号議案

令和2年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（決算書は、別冊）



第114号議案

令和2年度豊岡市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度豊岡市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（決算書は、別冊）



第115号議案

令和2年度豊岡市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度豊岡市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（決算書は、別冊）



第116号議案

令和2年度豊岡市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度豊岡市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月3日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

（決算書は、別冊）

